

大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する調査開始の件（令和 7 年財務省告示第 2 2 2 号）で告示した関税定率法（明治 4 3 年法律第 5 4 号）第 8 条第 5 項の調査に係る仮の決定の基礎となる事実（中間報告書）

目次

1 総論	- 1 -
1-1 調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴	- 1 -
1-1-1 品名	- 1 -
1-1-2 銘柄及び型式	- 1 -
1-1-3 特徴	- 1 -
1-2 調査対象貨物の供給者及び供給国	- 1 -
1-3 調査の対象とした期間（以下「調査対象期間」という。）	- 2 -
1-3-1 不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項	- 2 -
1-3-2 不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項	- 2 -
1-4 調査の対象とした事項の概要	- 2 -
1-4-1 不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項	- 2 -
1-4-2 不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項	- 2 -
1-5 不当廉売関税に係る調査を開始するに至る経緯	- 2 -
1-5-1 不当廉売関税を課することの求め	- 2 -
1-5-2 不当廉売関税に係る調査の開始の決定	- 3 -
1-6 不当廉売関税に係る調査の開始後の経緯	- 4 -
1-6-1 利害関係者等への質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等	- 4 -
1-6-2 標本抽出（サンプリング）（以下「サンプリング」という。）	- 19 -
1-6-3 利害関係者等への不備指摘の送付及びこれに対する不備改め版回答の状況等	- 21 -
1-6-4 代替国選定	- 24 -
1-6-5 代替国候補の供給者への不備指摘の送付及びこれに対する不備改め版回答の状況等	- 38 -
1-6-6 調査対象貨物の品種等の分類の変更	- 38 -
1-6-7 利害関係者への追加質問状の送付及びこれに対する回答の状況等	- 45 -
1-6-8 代替国候補の供給者への追加質問状の送付及びこれに対する回答の状況等	- 46 -
1-6-9 代替国候補の供給者への不備指摘の送付及びこれに対する不備改め版回答の状況等	- 46 -
1-6-10 新たに判明した直接の利害関係人	- 46 -
1-6-11 証拠の提出及び証言、対質の申出、意見の表明等	- 47 -
1-6-12 現地調査	- 48 -
1-7 秘密の情報	- 51 -
1-8 証拠等の閲覧	- 51 -
1-9 開示範囲又は秘密情報の要約の適切性に係る指摘	- 51 -
1-10 知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）の適用	- 53 -
2 不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項	- 54 -
2-1 総論	- 54 -
2-1-1 調査対象貨物	- 54 -
2-1-2 調査対象貨物と比較する同種の貨物	- 54 -
2-1-3 不当廉売差額の基本的考え方	- 54 -
2-1-4 不当廉売差額の算出に係る調査対象者の選定	- 55 -
2-1-5 正常価格の算出の基本的考え方	- 56 -
2-1-6 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方	- 56 -
2-1-7 市場経済の条件が浸透している事実に関する基本的考え方	- 57 -
2-1-8 市場経済の条件が浸透している事実に関する検討	- 57 -

2-1-9 市場経済の条件が浸透している事実に関する結論	- 57 -
2-1-10 輸出価格の算出の基本的考え方	- 58 -
2-1-11 端数処理の基本的考え方	- 58 -
2-2 代替国選定等	- 58 -
2-2-1 代替国選定	- 58 -
2-2-2 代替国の正常価格	- 59 -
2-3 韓国の供給者	- 60 -
2-3-1 POSCO	- 60 -
2-3-2 KG Dongbu Steel	- 64 -
2-3-3 本調査に協力を表明したがサンプリング調査対象者に選定されなかった韓国の供給者（サンプリング調査非対象韓国生産者）	- 67 -
2-3-4 知り得た供給者のうち調査に協力しなかった韓国の供給者及びその他の韓国の供給者	- 68 -
2-3-5 韓国の供給者の不当廉売差額率	- 68 -
2-4 中国の供給者	- 68 -
2-4-1 鞍鋼	- 68 -
2-4-2 湖南華菱漣源鋼鉄	- 69 -
2-4-3 本調査に協力を表明したがサンプリング調査対象者に選定されなかった供給者（サンプリング調査非対象中国生産者）	- 71 -
2-4-4 知り得た供給者のうち調査に協力しなかった中国の供給者及びその他の中国の供給者	- 72 -
2-4-5 中国の供給者の不当廉売差額率	- 72 -
2-5 不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項についての結論	- 73 -
3 不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項	- 74 -
3-1 本邦の産業	- 74 -
3-1-1 本邦の産業に係る意見等の検討	- 76 -
3-2 同種の貨物の検討	- 77 -
3-2-1 物理的及び化学的特性	- 77 -
3-2-2 製造工程	- 78 -
3-2-3 流通経路	- 78 -
3-2-4 用途	- 78 -
3-2-5 価格の決定方法	- 79 -
3-2-6 代替性	- 79 -
3-2-7 貿易統計上の分類	- 80 -
3-3 累積的な評価	- 80 -
3-3-1 当該輸入貨物の供給国	- 80 -
3-3-2 当該輸入貨物の不当廉売差額	- 80 -
3-3-3 当該輸入貨物の輸入量	- 80 -
3-3-4 原産国の異なる溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の間の競争状態	- 81 -
3-4 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響	- 82 -
3-4-1 当該輸入貨物の輸入量	- 82 -
3-4-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響	- 83 -
3-4-3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響についての結論	- 85 -
3-5 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響	- 85 -
3-5-1 生産高	- 85 -
3-5-2 生産能力・稼働率（操業度）	- 86 -

3-5-3	販売及び市場占拠率	- 87 -
3-5-4	在庫	- 88 -
3-5-5	国内価格に影響を及ぼす要因	- 88 -
3-5-6	利潤	- 89 -
3-5-7	投資及び投資収益	- 90 -
3-5-8	資金流出入（キャッシュフロー）	- 91 -
3-5-9	資金調達能力	- 91 -
3-5-10	雇用	- 91 -
3-5-11	賃金	- 92 -
3-5-12	生産性	- 92 -
3-5-13	成長	- 93 -
3-5-14	不当廉売価格差の大きさ	- 93 -
3-5-15	当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に係る意見等の検討	- 94 -
3-5-16	当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論	- 95 -
3-6	当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項についての結論	- 95 -
4	因果関係	- 96 -
4-1	当該輸入貨物の輸入による影響	- 96 -
4-2	当該輸入貨物以外による影響	- 96 -
4-2-1	第三国からの輸入の量及び価格	- 96 -
4-2-2	需要又は消費態様の変化	- 100 -
4-2-3	外国の生産者及び本邦の生産者の制限的商慣行並びに外国の生産者と本邦の生産者との間の競争	- 103 -
4-2-4	技術の進歩	- 104 -
4-2-5	本邦の産業の輸出実績	- 104 -
4-2-6	本邦の産業の生産性	- 104 -
4-2-7	その他因果関係に関する証拠及び意見等の検討	- 105 -
4-2-8	その他の意見等の検討	- 109 -
4-3	因果関係に関する結論	- 110 -
5	結論	- 110 -

(別添) 主要証拠等目録

(注1) 【 】で囲んだ部分は、秘密情報に係る要約である。

(注2) 本報告書では、以下の略称を用いる。

- ・ 1994年の関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定（平成6年条約第15号）を、単に「協定」という。
- ・ 関税定率法（明治43年法律第54号）を、単に「法」という。
- ・ 不当廉売関税等に関する政令（平成6年政令第416号。令和8年政令第85号による改正前の題名は不当廉売関税に関する政令。以下、同改正の前後を通じて「不当廉売関税等に関する政令」という。）を、単に「政令」という。
- ・ 不当廉売関税等に関する手続等についてのガイドライン（令和8年政令第85号による改正に伴う改訂前の題名は不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン。以下、同改訂の前後を通じて「不当廉売関税等に関する手続等に関するガイドライン」という。）を、単に「ガイドライン」という。

1 総論

1-1 調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴

1-1-1 品名

- (1) 溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板

1-1-2 銘柄及び型式

- (2) 次のイ又はロに掲げる物品

イ 鉄又は非合金鋼のフラットロール製品に溶融亜鉛めっきしたものであって、商品の名称及び分類についての統一システム（HS）の品目表（以下「HS 品目表」という。）第 7210.49 号又は第 7212.30 号に分類されるもの。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

(イ) 波形にしたもの

(ロ) 合金化溶融めっきのもの（めっき層の鉄の含有量がめっき層の全重量の 7.0 パーセント以上の均質な合金のものに限る。）

(ハ) めっき層において、マグネシウムの含有量がめっき層の全重量の 2.0 パーセント以上のものであって、アルミニウムの含有量がめっき層の全重量の 5.0 パーセント以上のもの

(ニ) めっき層において、アルミニウムの含有量がめっき層の全重量の 4.0 パーセント以上のものであって、マグネシウム及びニッケルを含むもの

ロ ステンレス鋼以外の合金鋼のフラットロール製品（溶融亜鉛めっきする前のものに限る。以下「母材」という。）に溶融亜鉛めっきしたものであって、母材におけるマンガン、ほう素又はチタンのいずれかの含有量が母材の全重量に対して HS 品目表第 72 類の注 1(f)に掲げる割合以上のものであり、マンガン、ほう素及びチタン以外の元素の含有量が母材の全重量に対して同表第 72 類の注 1(f)に掲げる割合未満のもの。HS 品目表第 7225.92 号又は第 7226.99 号に分類される。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

(イ) 波形にしたもの

(ロ) バイメタル（張合せ加工を行ったもので、ニッケルの含有量が全重量の 10 パーセントを超えるものに限る。）

(ハ) 合金工具鋼のもの

(ニ) 高速度鋼のもの

(ホ) 合金化溶融めっきのもの（めっき層の鉄の含有量がめっき層の全重量の 7.0 パーセント以上の均質な合金のものに限る。）

(ヘ) めっき層において、マグネシウムの含有量がめっき層の全重量の 2.0 パーセント以上のものであって、アルミニウムの含有量がめっき層の全重量の 5.0 パーセント以上のもの

(ト) めっき層において、アルミニウムの含有量がめっき層の全重量の 4.0 パーセント以上のものであって、マグネシウム及びニッケルを含むもの

1-1-3 特徴

- (3) 表面に溶融亜鉛めっきを施すことで優れた防錆機能が付加された鋼帯及び鋼板であり、主にガードレールや住宅、フェンス等の建材や冷蔵庫等の電気機器の部品を製造するための原料として使用される。

1-2 調査対象貨物の供給者及び供給国

- (4) 大韓民国（以下「韓国」という。）及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）の生産者及び輸出者。

1-3 調査の対象とした期間（以下「調査対象期間」という。）

1-3-1 不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

- (5) 令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日まで。

ただし、政令第 2 条第 3 項に規定する特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実（調査対象貨物と同種の貨物を生産している中国の産業において当該同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実）に関する事項については、生産者の会社設立の時から令和 6 年 12 月 31 日まで。

なお、「調査対象貨物と同種の貨物」（以下「同種の貨物」という。）とは、調査対象貨物と全ての点で同じである貨物、又はそのような貨物がない場合には、全ての点で同じではないが調査対象貨物と極めて類似した性質を有する他の貨物をいう¹。

1-3-2 不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

- (6) 令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで。

1-4 調査の対象とした事項の概要

1-4-1 不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

- (7) 不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項に関して、
(ア) 同種の貨物の正常価格（法第 8 条第 1 項に規定する正常価格をいう。以下同じ。）
(イ) 調査対象貨物の本邦向け輸出価格
(ウ) これらの正常価格と本邦向け輸出価格との差額（以下「不当廉売差額」という。）
(エ) その他不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実の認定に関し参考となるべき事項について調査した。

1-4-2 不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

- (8) 不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関して、
(ア) 不当廉売がされた調査対象貨物の輸入量
(イ) 不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の同種の貨物の価格に及ぼす影響
(ウ) 不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が同種の貨物を生産している本邦の産業に及ぼす影響
(エ) その他不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の有無の認定に関し参考となるべき事項について調査した。

1-5 不当廉売関税に係る調査を開始するに至る経緯

1-5-1 不当廉売関税を課することの求め

- (9) 令和 7 年 4 月 28 日、法第 8 条第 4 項の規定による不当廉売関税を課することの求めとして、「中華人民共和国産及び大韓民国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税を課することを求める書面」（以下「申請書」という。）が、「表 1 申請者名及び申請者の住所」

¹ 協定 2.6

に記載の日本製鉄株式会社（以下「日本製鉄」という。）、日鉄鋼板株式会社（以下「日鉄鋼板」という。）、株式会社神戸製鋼所（以下「神戸製鋼所」という。）及び株式会社淀川製鋼所（以下「ヨドコウ」という。）²の4者の連名で提出された。

表 1 申請者名及び申請者の住所

申請者名	申請者の住所
日本製鉄	東京都千代田区丸の内二丁目六番一号
日鉄鋼板	東京都中央区日本橋本町二丁目二番五号日本橋本町二丁目ビル
神戸製鋼所	兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通二丁目二番四号
ヨドコウ	大阪府大阪市中央区南本町四丁目一番一号

- (10) 申請者は、下記「**3-1 本邦の産業**」のとおり、本邦において同種の貨物を生産及び販売している者であり、令和5年10月1日から令和6年9月30日までにおける同種の貨物の本邦における総生産高に占める申請者の生産高の割合は申請適格（本邦における総生産高の四分の一以上）³を満たしていた。
- (11) 令和7年8月6日、調査当局は、韓国政府及び中国政府に対し、かかる申請があり申請書を受領した旨を通知⁴した。

1-5-2 不当廉売関税に係る調査の開始の決定

- (12) 申請書を検討した結果、不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実及び不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実について、申請者として収集した十分な証拠が提出されており、また、申請に対する支持の状況は本邦産同種の貨物の本邦における総生産高の50%を超えていたこと⁵から、不当廉売関税に係る調査を開始する必要があると認められたため、令和7年8月13日、申請に基づく不当廉売関税に係る調査の開始を決定⁶し、その旨を直接の利害関係人（調査対象貨物の供給者及び輸入者並びに申請者並びに財務大臣が本調査に特に利害関係を有すると認める者をいう。）と認められた者に対し、書面により通知⁷（申請書（開示版）の写しを添付）するとともに、官報で告示⁸した（令和7年8月13日財務省告示第222号）（以下「調査開始告示」という。）。)
- (13) 調査開始告示において、「令第十条第一項前段及び第十条の二第一項前段の規定による証拠の提出及び証言、令第十一条第一項の規定による証拠等の閲覧、令第十二条第一項の規定による対質の申出、令第十二条の二第一項の規定による意見の表明並びに令第十三条第一項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限」を次のとおりとした。
- (ア) 証拠の提出及び証言についての期限 令和7年11月13日
 - (イ) 証拠等の閲覧についての期限 政令第16条第1項に規定する不当廉売関税を課することの決定、同条第2項に規定する不当廉売関税を課さないことの決定又は同条第3項に規定する調査を取りやめることの決定に係る告示の日
 - (ウ) 対質の申出についての期限 令和7年12月15日
 - (エ) 意見の表明についての期限 令和7年12月15日
 - (オ) 情報の提供についての期限 令和7年12月15日

² 令和7年10月1日、株式会社淀川製鋼所は「株式会社ヨドコウ」に商号を変更した。

³ 政令第5条第1項第1号

⁴ 協定5.5

⁵ 協定5.4、政令第7条第1項第7号、ガイドライン6.(2)三①

⁶ 法第8条第5項

⁷ 政令第8条第1項

⁸ 政令第8条第1項

- (14) また、調査開始告示において、「本調査は日本語で実施することから、証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供は日本語の書面により行うものとする。ただし、これらの原文が日本語以外の言語によるものである場合は、当該原文に加え日本語の翻訳文を添付するものとする。」、「本調査の開始にあたり、令第十条第二項前段⁹及び第十条の二第二項前段の規定による証拠の提出を求めるため、前記三（一）の供給者及びその他の調査開始の日において把握している利害関係者に対し、質問状を送付し、期限を定めて回答を求めるほか、その他の利害関係者からも回答が得られるよう当該質問状を財務省及び経済産業省のホームページに掲載する。」及び「当該質問状の送付を受けた利害関係者は所定の期限までに回答を行うものとし、利害関係者であるにもかかわらず、本告示の日から七日以内に当該質問状の送付を受けなかった者は、本告示の日から十四日以内に前記（二）の宛先に利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出た上で、財務省若しくは経済産業省のホームページから当該質問状を入手し、又は当該質問状の送付を受け、所定の期限までに回答を行うものとする。」と告示した。
- (15) 令和 7 年 8 月 13 日、調査当局は、韓国政府及び中国政府に対し、調査開始を決定した旨を書面により通知¹⁰（申請書（開示版）の写しを添付¹¹）した。
- また、同日、財務大臣は、関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会委員に対し、調査開始を決定した旨を通知し、その後、同年 10 月 3 日に開催された関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会において調査開始について説明¹²した。
- なお、本調査の開始決定に際し、同年 8 月 7 日、財務大臣及び経済産業大臣は、本調査を開始する必要があると認め、相互にその旨を通知¹³した。

1－6 不当廉売関税に係る調査の開始後の経緯

1－6－1 利害関係者等への質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等

- (16) 令和 7 年 8 月 13 日、調査対象貨物の供給者、輸入者及び本邦産同種の貨物の生産者（以下、これらの者を総称して「利害関係者」という。）並びに産業上の使用者（以下、利害関係者及び産業上の使用者を総称して「利害関係者等」という。）に対し、「不当廉売関税の課税に関する調査への協力をお願い（利害関係者等共通）」（以下「お願い紙」という。）、「確認票」及び「質問状」（以下、お願い紙、確認票及び質問状を併せて「質問状等」という。）を送付し、期限を定めて回答を求めるとともに、「特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項¹⁴並びにガイドライン 10.に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」ことを明示した。
- また、質問状等を財務省¹⁵及び経済産業省¹⁶のホームページに掲載して公表し、調査開始告示の日から 7 日以内に財務大臣から質問状等の送付を受けていない利害関係者等のうち、本調査に参加する意思を表明しようとする者は、調査開始告示の日から 14 日以内に指定された連絡先に利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出るとともに、上記の質問状等に回答の上、質問状等の所定の期限までに回答を提出するよう明示した。さら

⁹ 令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条第 3 項前段

¹⁰ 協定 12.1

¹¹ 協定 6.1.3

¹² ガイドライン 6.(3)

¹³ 政令第 18 条第 1 項

¹⁴ 令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条第 5 項

¹⁵ <https://www.customs.go.jp/tokusyu/youyuuaen.html>（以下、質問状等を掲載した財務省のホームページアドレスは同様。）

¹⁶ https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/investigation/GI/index.html（以下、質問状等を掲載した経済産業省のホームページアドレスは同様。）

に、質問状等に対し、「特段の理由なく回答期限内に回答しない場合、協定 6.8 及び同附属書 II、政令第 10 条第 4 項¹⁷並びにガイドライン 10.に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」ことを明示した。

- (17) 調査当局は、調査対象貨物の供給者に対する質問状等の送付と同時に、大韓民国駐日本国大使館及び中華人民共和国駐日本国大使館に対し当該質問状等を送付し、調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た 33 者に対して当該質問状等を送付したことを伝えるとともに、当該供給者以外の者で調査対象貨物の生産又は輸出を行っている者がある場合、証拠の提出の機会を設けるため諸手続についての案内等を追送する用意があることを伝え、そのような生産者及び輸出者に係る情報の提供を依頼した。

また、調査当局が知り得た供給者及び輸入者に対して、それぞれに係る確認票において、韓国及び中国の生産者及び輸出者の情報の提供を求めるとともに、財務省及び経済産業省のホームページにおいて本調査に係る確認票及び質問状が入手可能であることを当該者に伝達して欲しい旨を依頼した。

- (18) 利害関係者等への質問状等の送付及びこれに対する回答¹⁸の状況等について、その詳細（利害関係者等の区分、送付数、確認票及び質問状）は、「表 2 利害関係者等への質問状等の送付及びこれに対する回答等の状況等」のとおりであった。

具体的には、以下「1-6-1-1 供給者への供給者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」、「1-6-1-2 中国の供給者への市場経済当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」、「1-6-1-3 輸入者への輸入者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」、「1-6-1-4 本邦生産者への本邦生産者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」及び「1-6-1-5 産業上の使用者への産業上の使用者当初質問状等の送付及び回答の状況等」において述べる。

なお、確認票及び質問状の回答において、期限を超過して回答を提出した者については、調査に支障のない範囲で、自発的な証拠の提出又は情報の提供としてこれを受領した。

表 2 利害関係者等への質問状等の送付及びこれに対する回答等の状況等

利害関係者等の区分	送付数	確認票						質問状	
		回答数						回答数	
		うち実績あり							
	A 件	B 件	B/A %	C 件		C/B %		D 件	D/A %
				生産	輸出	生産	輸出		
供給者	70	24	34.3	15	20	62.5	83.3	22	31.4
（市場経済の条件が浸透している事実に関するもの）	54	2	4	2		100		0	0
輸入者	25	20	80	17		85		11	44
本邦生産者	39	23	59	9		39.1		7	17.9
産業上の使用者	25	19	76	12		63.2		6	24

（注 1） 上表中の「実績」とは、「供給者」は調査対象貨物の「生産」又は「輸出」、「（市場経済の条件が浸透している事実に関するもの）」は「中国における同種の貨物の生産」、「輸入者」は調査対象貨物の「輸入」、「本邦生産者」は本邦産同種の貨物の「生産」、及び「産業上の使用者」は調査対象貨物又は本邦産同種の貨物の「購入」に係る実績があった場

¹⁷ 令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条第 5 項

¹⁸ 本報告書中「回答」には、特に断りのない限り、質問状に添付された様式及び質問状の回答に併せて提出された添付資料を含む。

合をいう。

(注 2) 上表中の割合 (%) の表示項目については、小数点第 2 位を四捨五入している。

(注 3) 上表中の送付数及び回答数には、調査中に利害関係者には当たらないことが明らかになった者を含む。

1-6-1-1 供給者への供給者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等

- (19) 「表 3 供給者への供給者当初質問状等の送付及びこれに対する回答等の状況等」のとおり、令和 7 年 8 月 13 日、調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た供給者 33 者に対し、お願い紙、調査対象期間中に調査対象貨物を生産したか否か及び本邦に輸出したか否か並びに本調査へ協力するか否か等を確認するための「確認票」及び「調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状」（以下「供給者当初質問状」といい、お願い紙、確認票及び供給者当初質問状を併せて「供給者当初質問状等」という。）を送付し¹⁹、これに対する回答を求めるとともに、供給者当初質問状等を、財務省及び経済産業省のホームページに掲載して公表した。

また、調査開始後に調査当局が知り得た供給者について、同年 9 月 10 日、供給者 37 者に対して、調査開始決定の通知を送付（申請書（開示版）の写しを添付）するとともに、供給者当初質問状等を送付し、これに対する回答を求めた。

お願い紙においては、「確認票」又は「質問状」に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、AD 協定 6.8 及び同附属書 II、政令第 10 条第 4 項²⁰並びにガイドライン 10.に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクト・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」こと、及び「政府は、調査対象貨物の生産者、輸出者及び本邦産同種の貨物の生産者並びに産業上の使用者の数が、合理的に調査できる範囲を超えるときには、その検討の対象を合理的に調査できる範囲に制限する」場合があることを明示した。

- (20) 供給者への供給者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等について、その詳細（供給者名、供給者当初質問状等送付日、確認票回答日、生産・輸出実績及び協力可否、供給者当初質問状回答日（調査項目 A）、供給者当初質問状回答延長要望（調査項目 B～G）及び供給者当初質問状回答日（調査項目 B～G））は、「表 3 供給者への供給者当初質問状等の送付及びこれに対する回答等の状況等」のとおりであった。

1 者²¹からは、調査対象期間中の調査対象貨物の生産又は輸出の実績がない旨の回答があった。また、供給者当初質問状（調査項目 B～G）に係る回答書の提出期限の延長について「表 3 供給者への供給者当初質問状等の送付及びこれに対する回答等の状況等」のとおり提出期限の延長の申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。加えて、確認票の回答期限後に 1 者から当該回答が提出されたため、これを自発的な証拠の提出として受領した。

表 3 供給者への供給者当初質問状等の送付及びこれに対する回答等の状況等

供給者名	供給者当初質問状等送付日	確認票回答日	生産・輸出実績及び協力可否	供給者当初質問状回答日（調査項目 A）	供給者当初質問状回答延長申出（調査項目 B～G）	供給者当初質問状回答日（調査項目 B～G）
(ア) 令和 7 年 8 月 13 日に供給者当初質問状等を送付した供給者 確認票回答期限：令和 7 年 8 月 27 日 供給者当初質問状回答期限：令和 7 年 9 月 19 日 供給者当初質問状回答期限の延長の申出期限：令和 7 年 9 月 12 日 供給者当初質問状回答期限延長後の回答期限：令和 7 年 10 月 3 日						

¹⁹ 政令第 10 条第 3 項

²⁰ 令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条第 5 項

²¹ POSCO Steeleon Co.,Ltd.

< 韓国の供給者 >						
(a) POSCO Co., LTD. (以下「POSCO」という。)	8/13	8/27	生産 有 輸出 有 協力する	9/19	9/12	10/3
(b) Hyundai Steel Company	8/13	8/27	生産 有 輸出 有 協力する	回答無し	—	回答無し
(c) DONGKUK STEEL MILL CO., LTD.	8/13	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(d) KG Dongbu Steel Co., Ltd. (以下「KG Dongbu Steel」という。)	8/13	8/27	生産 有 輸出 有 協力する	9/19	9/12	10/3
(e) GS GLOBAL Corp.	8/13	8/27	生産 無 輸出 有 協力する	9/19	9/12	10/3
(f) HYOSUNG TNC CORPORATION	8/13	8/27	生産 無 輸出 有 協力する	9/19	9/12	10/3
(g) SW CO., LTD.	8/13	8/27	生産 無 輸出 有 協力する	回答無し	—	回答無し
(h) SeAH Coated Metal Corporation	8/13	8/27	生産 有 輸出 有 協力する	9/19	9/12	10/3
(i) Samsung C&T Corporation	8/13	8/27	生産 無 輸出 有 協力する	9/19	9/11	10/2
(j) Dongkuk Coated Metal Co., Ltd.	8/13	8/27	生産 有 輸出 有 協力する	9/19	9/10	10/3
< 中国の供給者 >						
(k) 中国宝武鋼鐵集团有限公司	8/13	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(l) 河鋼集团有限公司	8/13	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(m) 鞍鋼集团有限公司	8/13	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(n) 包頭鋼鐵 (集团) 有限責任公司	8/13	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(o) 湖南鋼鐵集团有限公司	8/13	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(p) 天津市德材冷軋板業有限公司	8/13	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(q) 馬鞍山鋼鐵股份有限公司	8/13	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(r) 鞍鋼股份有限公司 (以下「鞍鋼」という。)	8/13	8/27	生産 有 輸出 無 協力する	9/19	9/12	10/3
(s) 江陰宗承鋼鐵有限公司	8/13	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(t) 武漢鋼鐵有限公司	8/13	8/27	生産 有 輸出 有 協力する	9/19	9/12	10/3
(u) 山東科瑞鋼板有限公司	8/13	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(v) 内蒙古包鋼鋼連股	8/13	回答無し	—	回答無し	—	回答無し

份有限公司						
(w) 湖南華菱漣源鋼鐵有限公司（以下「湖南華菱漣源鋼鐵」という。）	8/13	9/12 (期限外)	生産 有 輸出 有 協力する	9/19	9/11	10/3
(x) 山東匯発彩鋼有限公司	8/13	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(y) 福建凱景新型科技材料有限公司	8/13	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(z) 宝山鋼鐵股份有限公司	8/13	8/27	生産 有 輸出 有 協力する	9/19	9/12	10/3
(aa) 宝鋼湛江鋼鐵有限公司	8/13	8/27	生産 有 輸出 有 協力する	9/19	9/12	10/3
(ab) 燁輝（中国）科技材料有限公司	8/13	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(ac) 日照鋼鐵控股集团有限公司	8/13	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(ad) 江蘇剛正薄板科技有限公司	8/13	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(ae) 邯鄲鋼鐵集团有限責任公司邯鄲分公司	8/13	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(af) 金遠国際金属有限公司	8/13	8/27	生産 無 輸出 有 協力する	9/19	9/12	10/3
(ag) 臨清市恒泰金属材料有限公司	8/13	8/27	生産 有 輸出 有 協力する	回答無し	9/12	回答無し
(イ) 令和 7 年 9 月 10 日に供給者当初質問状等を送付した供給者 確認票回答期限：令和 7 年 9 月 24 日 供給者当初質問状回答期限：令和 7 年 10 月 17 日 供給者当初質問状回答期限の延長の申出期限：令和 7 年 10 月 10 日 供給者当初質問状回答期限延長後の回答期限：令和 7 年 10 月 31 日						
< 韓国の供給者 >						
(ah) POSCO Steelean Co., Ltd.	9/10	8/27	生産 無 輸出 無 協力する	回答無し	—	回答無し
(ai) POSCO International Corporation（以下「PIC」という。）	9/10	8/27	生産 無 輸出 有 協力する	10/17	—	10/17
(aj) HANWA (KOREA) CO., LTD.	9/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(ak) Hyundai Group Co., Ltd.	9/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(al) STINKO Co., Ltd.	9/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(am) 韓国 JFE 商事会社	9/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
< 中国の供給者 >						
(an) 本鋼浦項冷軋薄板有限責任公司	9/10	8/27	生産 有 輸出 無 協力する	10/17	—	10/31
(ao) 天津市德材冷間圧延鋼板工業有限公司	9/10	回答無し	—	10/17	—	10/17

(ap) 本鋼板材股份有限公司	9/10	8/27	生産 有 輸出 無 協力する	10/17	—	10/31
(aq) 包鋼集團國際經濟貿易有限公司	9/10	8/27	生産 無 輸出 有 協力する	10/17	10/10	10/31
(ar) 冠県創晟新材料有限公司	9/10	8/27	生産 有 輸出 有 協力する	10/17	10/10	10/31
(as) 内蒙古包鋼稀土鋼板材有限責任公司	9/10	9/16	生産 有 輸出 有 協力する	10/17	10/10	10/31
(at) 包港展博國際商貿有限公司	9/10	8/27	生産 無 輸出 有 協力する	10/17	10/10	10/31
(au) 鞍鋼集團香港有限公司（以下「鞍鋼集團香港」という。）	9/10	回答無し	—	9/19	—	回答無し
(av) 鞍山鋼鐵集團有限公司	9/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(aw) 天津市新天鋼冷延薄板有限公司	9/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(ax) 鞍鋼集團國際經濟貿易有限公司	9/10	回答無し	—	9/19	—	回答無し
(ay) BENXI IRON AND STEEL (GROUP) INTERNATIONAL ECONOMIC AND TRADING CO.,LTD.	9/10	回答無し	—	10/17	—	回答無し
(az) 本鋼集團香港有限公司	9/10	回答無し	—	10/17	—	回答無し
(ba) 首鋼京唐鋼鐵聯合有限責任公司	9/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(bb) 山東鋼鐵集團有限公司	9/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(bc) 敬業集團	9/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(bd) 鴻基集團	9/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(be) 山東冠洲股份有限公司	9/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(bf) 阪和（上海）管理有限公司	9/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(bg) 浙江協和集團有限公司	9/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(bh) ZHEJIANG LI ANXIN STEEL PLATE TECHNOLOGY CO.,LTD.	9/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(bi) 杭州杭鋼對外經濟貿易有限公司	9/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(bj) 道富（香港）有限公司	9/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(bk) 東阿縣鑫華環保科技有限公司	9/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(bl) Bengang Steel Group Company., Ltd.	9/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(bm) 天津軋一冷軋薄	9/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し

板有限公司						
(bn) GUANXIAN C HUANGYU NEW MATERIALS CO.,LTD.	9/10	回答無し	—	10/17	—	10/31
(bo) 首鋼集团有限公司	9/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(bp) 三井物産（香港）有限公司	9/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(bq) BAO HUA STEEL INTERNATIONAL PTE. Limited	9/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(br) 本溪鋼鉄	9/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し

1－6－1－2 中国の供給者への市場経済当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等

- (21) 以下「表 4 中国の供給者への市場経済当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」のとおり、令和 7 年 8 月 13 日、調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た供給者のうち、中国の供給者 23 者に対し、「不当廉売関税の課税に関する調査への協力をお願い（中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下同じ。）における調査対象貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の有無に関するもの）」（以下「お願い紙（市場経済）」という。）、市場経済の条件が浸透している事実を示すことを希望するか否かを確認するための「確認票（市場経済条件が浸透している事実の有無に関するもの）」（以下「市場経済確認票」という。）及び「中華人民共和国における国内向け同種の貨物及び第三国向け同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の有無に関する調査の質問状」（以下「市場経済当初質問状」といい、お願い紙（市場経済）、市場経済確認票及び市場経済当初質問状を併せて「市場経済当初質問状等」という。）を送付し²²、回答を求めるとともに、市場経済当初質問状等を、財務省及び経済産業省のホームページに掲載して公表した。
- また、上記(19)の調査開始後に調査当局が知り得た中国の供給者について、同年 9 月 10 日、中国の供給者 31 者に対して、市場経済当初質問状等を送付し、これに対する回答を求めた。

- (22) お願い紙（市場経済）においては、中国の供給者に対して、「「市場経済確認票」又は「市場経済当初質問状」に対し、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合には、政府は、同種の貨物の生産及び販売には市場経済の条件が浸透している事実があることが確認できなかったものと判断する」ことを明示した。また、市場経済確認票においては、中国の供給者に対して、「市場経済の条件が浸透している事実を調査当局に示すことを希望しない場合には、政府は、政令第 2 条第 3 項に規定する市場経済の条件が浸透している事実があることが確認できなかったものとして、同条第 1 項第 4 号の価格²³を正常価格として用いることがある」ことを明示した。

- (23) 中国の供給者への市場経済当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等について、その詳細（中国の供給者名、市場経済当初質問状等送付日、市場経済確認票回答日、生産実績及び協力可否、市場経済の事実を調査当局に示すことの希望の有無、市場経済当初質問状回答日（調査項目 A）、市場経済当初質問状回答延長申出（調査項目 B～E）及び市場経済当初質問状回答日（調査項目 B～E））は、「表 4 中国の供給者への市場経済当初質問状等の送

²² 政令第 10 条の 3 第 2 項

²³ ① 中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国（以下「代替国」という。）における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格

② 当該代替国から輸出される同種の貨物の輸出のための販売価格

③ 当該代替国における同種の貨物の生産費に同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格

付及びこれに対する回答の状況等」のとおりであった。

表 4 中国の供給者への市場経済当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等

中国の供給者名	市場経済 当初質問 状等送付 日	市場経済 確認票 回答日	生産実績 及び協力 可否	市場経済 の事実を 調査当局 に示すこ との希望 の有無	市場経済 当初質問 状回答日 (調査項 目 A)	市場経済 当初質問 状回答延 長申出 (調査項 目 B～E)	市場経済 当初質問 状回答日 (調査項 目 B～E)
(ア) 令和 7 年 8 月 13 日に市場経済当初質問状等を送付した供給者 市場経済確認票回答期限：令和 7 年 8 月 27 日 市場経済当初質問状回答期限：令和 7 年 9 月 19 日 市場経済当初質問状回答期限の延長の申出期限：令和 7 年 9 月 12 日 市場経済当初質問状回答期限延長後の回答期限：令和 7 年 10 月 3 日							
(a) 中国宝武鋼鉄集団 有限公司	8/13	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(b) 河鋼集団有限公司	8/13	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(c) 鞍鋼集団有限公司	8/13	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(d) 包頭鋼鉄（集団）有 限責任公司	8/13	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(e) 湖南鋼鉄集団有限 公司	8/13	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(f) 天津市德材冷軋板業 有限公司	8/13	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(g) 馬鞍山鋼鐵股份有 限公司	8/13	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(h) 鞍鋼	8/13	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(i) 江陰宗承鋼鉄有限公 司	8/13	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(j) 武漢鋼鉄有限公司	8/13	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(k) 山東科瑞鋼板有限 公司	8/13	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(l) 内蒙古包鋼鋼連股份 有限公司	8/13	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(m) 湖南華菱漣源鋼鉄	8/13	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(n) 山東匯發彩鋼有限 公司	8/13	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(o) 福建凱景新型科技 材料有限公司	8/13	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(p) 宝山鋼鉄股份有限 公司	8/13	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(q) 宝鋼湛江鋼鉄有限 公司	8/13	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(r) 燁輝（中国）科技材 料有限公司	8/13	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(s) 日照鋼鉄控股集团 有限公司	8/13	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(t) 江蘇剛正薄板科技有 限公司	8/13	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(u) 邯鄲鋼鉄集団有限 責任公司邯鄲分公司	8/13	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(v) 金遠国際金属有限 公司	8/13	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(w) 臨清市恒泰金属材 料有限公司	8/13	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(イ) 令和 7 年 9 月 10 日に市場経済当初質問状等を送付した供給者							

市場経済確認票回答期限：令和7年9月24日 市場経済当初質問状回答期限：令和7年10月17日 市場経済当初質問状回答期限の延長の申出期限：令和7年10月10日 市場経済当初質問状回答期限延長後の回答期限：令和7年10月31日							
(x) 本鋼浦項冷軋薄板有限責任公司	9/10	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(y) 天津市德材冷間圧延鋼板工業有限会社	9/10	8/27	有協力する	希望しない	回答無し	—	回答無し
(z) 本鋼板材股份有限公司	9/10	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(aa) 包鋼集団国際経済貿易有限公司	9/10	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(ab) 冠県創最新材料有限公司	9/10	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(ac) 内蒙古包鋼稀土鋼板材有限責任公司	9/10	8/27	有協力する	希望しない	回答無し	—	回答無し
(ad) 包港展博国際商貿有限公司	9/10	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(ae) 鞍鋼集團香港	9/10	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(af) 鞍山鋼鉄集団有限公司	9/10	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(ag) 天津市新天鋼冷延薄板有限公司	9/10	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(ah) 鞍鋼集団国際経済貿易有限公司	9/10	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(ai) BENXI IRON AND STEEL (GROUP) INTERNATIONAL ECONOMIC AND TRADING CO.,LTD.	9/10	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(aj) 本鋼集團香港有限公司	9/10	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(ak) 首鋼京唐鋼鉄連合有限責任公司	9/10	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(al) 山東鋼鉄集団有限公司	9/10	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(am) 敬業集団	9/10	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(an) 鴻基集団	9/10	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(ao) 山東冠洲股份有限公司	9/10	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(ap) 阪和(上海)管理有限公司	9/10	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(aq) 浙江協和集団有限公司	9/10	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(ar) ZHEJIANG LIANXIN STEEL PLATE TECHNOLOGY CO.,LTD.	9/10	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(as) 杭州杭鋼對外經濟貿易有限公司	9/10	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(at) 道富(香港)有限公司	9/10	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(au) 東阿県鑫華環保科技有限公司	9/10	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(av) Bengang Steel Group Company., Ltd.	9/10	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し

(aw) 天津軋一冷軋薄板有限公司	9/10	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(ax) GUANXIAN CHUANGYU NEW MATERIALS CO., LTD.	9/10	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(ay) 首鋼集团有限公司	9/10	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(az) 三井物産(香港)有限公司	9/10	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(ba) BAO HUA STEEL INTERNATIONAL PTE. Limited	9/10	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し
(bb) 本溪鋼鉄	9/10	回答無し	—	—	回答無し	—	回答無し

1-6-1-3 輸入者への輸入者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等

- (24) 以下「表 5 輸入者への輸入者当初質問状等の送付及びこれに対する回答等の状況」のとおり、令和 7 年 8 月 13 日、調査対象貨物の輸入者として調査当局が知り得た 19 者に対し、お願い紙、調査対象期間中に調査対象貨物を輸入したか否か及び本調査へ協力するか否か等を確認するための「確認票」並びに「調査対象貨物の輸入者に対する質問状」（以下「輸入者当初質問状」といい、お願い紙、確認票及び輸入者当初質問状を併せて「輸入者当初質問状等」という。）を送付²⁴するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載して公表した。

また、調査開始後に調査当局が知り得た輸入者について、同年 9 月 10 日、6 者に対して、調査開始決定の通知を送付（申請書（開示版）の写しを添付）するとともに、お願い紙、確認票及び輸入者当初質問状を送付し、回答を求めた。

お願い紙においては、「確認票」又は「質問状」に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、AD 協定 6.8 及び同附属書 II、政令第 10 条第 4 項²⁵並びにガイドライン 10.に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」こと、及び「政府は、調査対象貨物の生産者、輸出者及び本邦産同種の貨物の生産者並びに産業上の使用者の数が、合理的に調査できる範囲を超えるときには、その検討の対象を合理的に調査できる範囲に制限する」場合があることを明示した。

- (25) 輸入者への輸入者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等について、その詳細（輸入者名、輸入者当初質問状等送付日、確認票回答日、輸入実績及び協力可否、輸入者当初質問状回答日（調査項目 A）、輸入者当初質問状回答延長要望（調査項目 B～E）及び輸入者当初質問状回答日（調査項目 B～E））は、「表 5 輸入者への輸入者当初質問状等の送付及びこれに対する回答等の状況」のとおりであった。

なお、輸入者当初質問状（調査項目 B～E）に係る回答書の提出期限の延長について、「表 5 輸入者への輸入者当初質問状等の送付及びこれに対する回答等の状況」のとおり提出期限の延長の申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

表 5 輸入者への輸入者当初質問状等の送付及びこれに対する回答等の状況

輸入者名	輸入者当初質問状等送付日	確認票回答日	輸入実績及び協力可否	輸入者当初質問状回答日（調査項目 A）	輸入者当初質問状回答延長申出（調査項目 B～E）	輸入者当初質問状回答日（調査項目 B～E）
(ア) 令和 7 年 8 月 13 日に輸入者当初質問状等を送付した供給者 確認票回答期限：令和 7 年 8 月 27 日						

²⁴ 政令第 10 条第 3 項

²⁵ 令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条第 5 項

輸入者当初質問状回答期限：令和 7 年 9 月 19 日 輸入者当初質問状回答期限の延長の要望期限：令和 7 年 9 月 12 日 輸入者当初質問状回答期限延長後の回答期限：令和 7 年 10 月 3 日						
(a) 光宗通商株式会社 ²⁶	8/13	8/25	無 協力しない	※ 産業上の使用者として取扱い。		
(b) GS ジャパン株式会社	8/13	8/27	有 協力する	9/19	9/12	10/3
(c) 日世通商株式会社	8/13	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(d) 株式会社羅寶ジャパン	8/13	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(e) KG スチールジャパン株式会社	8/13	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(f) 株式会社世亜ジャパン	8/13	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(g) 株式会社暁星ジャパン	8/13	8/27	有 協力する	9/19	9/12	10/3
(h) ヤングスチール株式会社	8/13	8/27	有 協力する	回答無し	—	回答無し
(i) 阪和興業株式会社	8/13	8/27	有 協力する	9/11	9/11	10/3
(j) 小野建株式会社	8/13	8/27	有 協力する	9/18	—	9/18
(k) 大東鉄板株式会社	8/13	8/27	有 協力する	9/19	—	9/19
(l) 豊栄通商株式会社	8/13	8/27	無 回答無し	回答無し	—	回答無し
(m) JFE 商事株式会社	8/13	8/27	有 協力する	9/19	9/11	10/3
(n) 【輸入者 A】	8/13	8/27	有 協力する	9/19	9/12	10/3
(o) POSCO INTERNATIONAL ジャパン株式会社(以下「PIJ」という。)	8/13	8/27	有 協力する	9/19	9/12	10/3
(p) 現代ジャパン株式会社	8/13	9/19 (期限外)	有 協力する	回答無し ²⁷	9/12	回答無し ²⁸
(q) パナソニックオペレーションズ株式会社	8/13	8/27	有 協力する	9/19	9/12	10/3
(r) 日鉄建材株式会社 ²⁹	8/13	8/27	無 協力する	※ 産業上の使用者として取扱い。		
(s) 株式会社トピア	8/13	8/22	有 協力しない	回答無し	—	回答無し
(イ) 令和 7 年 9 月 10 日に輸入者当初質問状等を送付した供給者 確認票回答期限：令和 7 年 9 月 24 日						

²⁶ 同者から提出された確認票回答により、調査対象期間中において、調査対象貨物の本邦への輸入の実績はなかったが、本邦産同種の貨物を使用目的で購入した実績があることを確認したため、産業上の使用者に該当する者として取り扱うこととした。

²⁷ 輸入者当初質問状に対する回答はあったが、調査当局からの不備指摘に対する回答がなかったため、「回答なし」とした。

²⁸ 同上

²⁹ 同者から提出された確認票回答により、調査対象期間中において、調査対象貨物の本邦への輸入の実績はなかったが、本邦産同種の貨物を使用目的で購入した実績があることを確認したため、産業上の使用者に該当する者として取り扱うこととした。

輸入者当初質問状回答期限：令和 7 年 10 月 17 日 輸入者当初質問状回答期限の延長の要望期限：令和 7 年 10 月 10 日 輸入者当初質問状回答期限延長後の回答期限：令和 7 年 10 月 31 日						
(t) 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	9/10	8/27	有 協力しない	回答無し	—	回答無し
(u) 株式会社東国	9/10	9/24	有 協力する	10/17	—	10/17
(v) 新東亜交易株式会社	9/10	9/24	有 協力する	10/16	—	10/16
(w) フジデン株式会社	9/10	9/24	有 協力しない	回答無し	—	回答無し
(x) 小野建スチール株式会社	9/10	回答無し	—	回答無し ³⁰	—	回答無し ³¹
(y) 鐵商株式会社	9/10	9/24	有 協力する	9/24	—	回答無し

1-6-1-4 本邦生産者への本邦生産者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等

- (26) 以下「表 6 本邦生産者への本邦生産者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」のとおり、令和 7 年 8 月 13 日、本邦産同種の貨物の生産者として調査当局が知り得た以下の 39 者に対し、お願い紙、調査対象期間中に本邦産同種の貨物を生産したか否か及び本調査へ協力するか否か等を確認するための「確認票」並びに「本邦の生産者に対する質問状」（以下「本邦生産者当初質問状」といい、お願い紙、確認票及び本邦生産者当初質問状を併せて「本邦生産者当初質問状等」という。）を送付³²し、回答を求めるとともに、本邦生産者当初質問状等を、財務省及び経済産業省のホームページに掲載して公表した。

お願い紙においては、「確認票」又は「質問状」に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、AD 協定 6.8 及び同附属書 II、政令第 10 条第 4 項³³並びにガイドライン 10.に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」こと、及び「政府は、調査対象貨物の生産者、輸出者及び本邦産同種の貨物の生産者並びに産業上の使用者の数が、合理的に調査できる範囲を超えるときには、その検討の対象を合理的に調査できる範囲に制限する」場合があることを明示した。

- (27) 本邦生産者への本邦生産者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等について、その詳細（本邦生産者名、本邦生産者当初質問状等送付日、確認票回答日、生産実績及び協力可否、本邦生産者当初質問状回答日（調査項目 A）、本邦生産者当初質問状回答延長要望（調査項目 B～G）及び本邦生産者当初質問状回答日（調査項目 B～G））は、「表 6 本邦生産者への本邦生産者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」のとおりであった。

なお、本邦生産者当初質問状（調査項目 B～G）に係る回答書の提出期限の延長について、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

表 6 本邦生産者への本邦生産者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等

本邦生産者名	本邦生産者当初質問状等送付日	確認票回答日	生産実績及び協力可否	本邦生産者当初質問状回答日（調査項目 A）	本邦生産者当初質問状回答延長申出（調査項目 B～G）	本邦生産者当初質問状回答日（調査項目 B～G）
--------	----------------	--------	------------	-----------------------	----------------------------	-------------------------

³⁰ 輸入者当初質問状に対する回答はあったが、調査当局からの不備指摘に対する回答がなかったため、「回答なし」とした。

³¹ 同上

³² 政令第 10 条第 3 項

³³ 令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条第 5 項

確認票回答期限：令和 7 年 8 月 27 日 本邦生産者当初質問状回答期限：令和 7 年 9 月 19 日 本邦生産者当初質問状回答期限の延長の要望 期限：令和 7 年 9 月 12 日 本邦生産者当初質問状回答期限延長後の回答期限：令和 7 年 10 月 3 日						
(a) 日本製鉄	8/13	8/27	有 協力する	9/19	9/12	10/3
(b) 日鉄鋼板	8/13	8/27	有 協力する	9/19	9/12	10/3
(c) 神戸製鋼所	8/13	8/27	有 協力する	9/19	9/12	10/3
(d) ヨドコウ	8/13	8/27	有 協力する	9/19	9/12	10/3
(e) 東京製鐵株式会社	8/13	8/26	有 協力しない	回答無し	—	回答無し
(f) 株式会社中山製鋼 所	8/13	8/27	有 協力する	回答無し	—	回答無し
(g) JFE スチール株式 会社	8/13	8/27	有 協力する	9/22	—	9/22
(h) JFE 鋼板株式会社	8/13	8/22	有 協力する	9/16	—	9/16
(i) 丸一鋼管株式会社	8/13	8/27	有 協力しない	9/19	—	9/19
(j) POSCO JAPAN P C 株式会社 ³⁴ （以下 「JPPC」とい う。）	8/13	8/27	無 協力する	※ 産業上の使用者として取扱い。		
(k) 福栄鋼材株式会社	8/13	8/21	無 回答無し	回答無し	—	回答無し
(l) 明治鋼業株式会社	8/13	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(m) 堺鋼板工業株式会 社 ³⁵	8/13	8/27	無 協力する	※ 産業上の使用者として取扱い。		
(n) 株式会社スズヤス	8/13	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(o) 根津鋼材株式会社	8/13	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(p) 関包スチール株式 会社 ³⁶	8/13	8/27	無 協力する	※ 産業上の使用者として取扱い。		
(q) 日鉄物産コイルセ ンター株式会社	8/13	8/27	無 回答無し	回答無し	—	回答無し
(r) 株式会社桐井製作 所 ³⁷	8/13	8/27	無 協力する	※ 産業上の使用者として取扱い。		
(s) 五十鈴株式会社	8/13	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(t) 株式会社小河商店	8/13	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(u) 藤田金属株式会社	8/13	8/28	無 回答無し	回答無し	—	回答無し
(v) 株式会社小山コイ ルセンター	8/13	8/19	無 回答無し	回答無し	—	回答無し
(w) 野原商行株式会社	8/13	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(x) 株式会社空見スチ ールサービス	8/13	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(y) 田邊工業株式会社	8/13	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(z) 株式会社大日商会	8/13	回答無し	—	回答無し	—	回答無し

³⁴ 同者から提出された確認票回答により、調査対象期間中において、本邦産同種の貨物を生産した実績はなかったが、本邦産同種の貨物を使用目的で購入した実績があることを確認したため、産業上の使用者に該当する者として取り扱うこととした。

³⁵ 同上

³⁶ 同上

³⁷ 同上

(aa) サミットスチール株式会社	8/13	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(ab) 摂津鋼材株式会社	8/13	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(ac) 紅忠コイルセンター関西株式会社 ³⁸	8/13	9/12	無協力する	※ 産業上の使用者として取扱い。		
(ad) 株式会社スチールセンター	8/13	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(ae) 株式会社メタルワン・スチールサービス	8/13	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(af) SC 鋼板加工株式会社	8/13	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(ag) 高田鋼材工業株式会社	8/13	8/27	無回答無し	回答無し	—	回答無し
(ah) 阪和スチールサービス株式会社	8/13	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(ai) 興和コイルセンター株式会社	8/13	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(aj) 信和鋼板株式会社 ³⁹	8/13	8/22	無協力する	※ 産業上の使用者として取扱い。		
(ak) 大裕鋼業株式会社 ⁴⁰	8/13	8/26	無協力しない	※ 産業上の使用者として取扱い。		
(al) 東洋コイル鋼業株式会社	8/13	8/22	無協力しない	回答無し	—	回答無し
(am) 紅忠コイルセンター関東株式会社	8/13	8/28	無回答無し	回答無し	—	回答無し

1-6-1-5 産業上の使用者への産業上の使用者当初質問状等の送付及び回答の状況等

(28) 以下「表 7 産業上の使用者への産業上の使用者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」のとおり、令和 7 年 8 月 13 日、調査対象貨物の産業上の使用者として調査当局が知り得た 25 者に対し、お願い紙、調査対象期間中に調査対象貨物又は本邦産同種の貨物を購入したか否か及び本調査へ協力するか否か等を確認するための「確認票」並びに「産業上の使用者に対する質問状」（以下「産業上の使用者当初質問状」といい、お願い紙、確認票及び産業上の使用者当初質問状を併せて「産業上の使用者当初質問状等」という。）を送付し⁴¹、回答を求めるとともに、産業上の使用者当初質問状等を、財務省及び経済産業省のホームページに掲載して公表した。

この際、お願い紙において「政府は、調査対象貨物の生産者、輸出者及び本邦産同種の貨物の生産者並びに産業上の使用者の数が、合理的に調査できる範囲を超えるときには、その検討の対象を合理的に調査できる範囲に制限する」場合があることを明示した。

産業上の使用者への産業上の使用者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等について、その詳細（産業上の使用者名、産業上の使用者当初質問状等送付日、確認票回答日、購入実績及び協力可否、産業上の使用者当初質問状回答日（調査項目 A）、産業上の使用者当初質問状回答延長要望（調査項目 B～E）及び産業上の使用者当初質問状回答日（調査項目 B～E）は、「表 7 産業上の使用者への産業上の使用者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」のとおりであった。

なお、産業上の使用者当初質問状の調査項目 B から E に係る回答書の提出期限の延長について、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

³⁸ 同上

³⁹ 同上

⁴⁰ 同上

⁴¹ 政令第 13 条第 2 項

表 7 産業上の使用者への産業上の使用者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等

産業上の使用者名	産業上の使用者当初質問状等送付日	確認票回答日	購入実績及び協力可否	産業上の使用者当初質問状回答日(調査項目 A)	産業上の使用者当初質問状回答延長申出(調査項目 B～E)	産業上の使用者当初質問状回答日(調査項目 B～E)
確認票回答期限：令和 7 年 8 月 27 日 産業上の使用者当初質問状回答期限：令和 7 年 9 月 19 日 産業上の使用者当初質問状回答期限の延長の申出期限：令和 7 年 9 月 12 日 産業上の使用者当初質問状回答期限延長後の回答期限：令和 7 年 10 月 3 日						
(a) 株式会社アイ・テック	8/13	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(b) 日立ジョンソンコントロールズ空調株式会社	8/13	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(c) 株式会社日立ビルシステム	8/13	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(d) 日鉄神鋼建材株式会社	8/13	8/27	有 協力する	9/19	—	9/19
(e) 株式会社 LIXIL	8/13	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(f) 日鉄建材株式会社	8/13	8/27	有 協力する	9/19	—	9/19
(g) 三菱電機株式会社	8/13	8/27	有 協力する	9/18	—	9/18
(h) リンナイ株式会社	8/13	8/22	有 協力しない	回答無し	—	回答無し
(i) 日鉄めっき鋼管株式会社	8/13	8/27	有 協力する	9/19	—	回答無し
(j) 日鉄物産株式会社 ⁴²	8/13	8/27	無 協力する	※ 輸入者として取扱い。		
(k) 三和実業株式会社 ⁴³	8/13	8/26	無 協力する	※ 本邦生産者として取扱い。		
(l) 阪和興業株式会社 ⁴⁴	8/13	8/27	無 協力する	※ 輸入者として取扱い。		
(m) 月星商事株式会社	8/13	8/28	無 回答無し	回答無し	—	回答無し
(n) JFE 建材株式会社	8/13	8/27	有 協力する	9/19	—	9/19
(o) 七福鋼業株式会社	8/13	8/20	無 回答無し	回答無し	—	回答無し
(p) 富士電機株式会社	8/13	8/27	有 協力する	回答無し	—	回答無し
(q) 八潮建材工業株式会社	8/13	8/27	有 協力しない	回答無し	—	回答無し
(r) タカラスタンダ	8/13	回答無し	—	回答無し	—	回答無し

⁴² 同者から提出された確認票回答により、調査対象期間中において、本邦産同種の貨物を使用目的で購入した実績はなかったが、調査対象貨物の本邦への輸入の実績があることを確認したため、輸入者に該当する者として取り扱うこととした。

⁴³ 同者から提出された確認票回答により、調査対象期間中において、本邦産同種の貨物を使用目的で購入した実績はなかったが、本邦産同種の貨物を生産した実績があることを確認したため、本邦生産者に該当する者として取り扱うこととした。

⁴⁴ 同者から提出された確認票回答により、調査対象期間中において、本邦産同種の貨物を使用目的で購入した実績はなかったが、調査対象貨物の本邦への輸入の実績があることを確認したため、輸入者に該当する者として取り扱うこととした。

ード株式会社						
(s) トーケン工業株式会社	8/13	8/27	有協力する	9/19	－	9/19
(t) 株式会社中西製作所	8/13	8/20	無回答無し	回答無し	－	回答無し
(u) オーエム機器株式会社	8/13	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(v) 城東テクノ株式会社	8/13	8/27	無協力しない	回答無し	－	回答無し
(w) 千代田鋼鉄工業株式会社	8/13	8/22	有協力する	9/16	－	9/16
(x) 【産業上の使用者 A】	8/13	8/27	有協力しない	回答無し	－	回答無し
(y) 八千代建工株式会社	8/13	8/26	有協力しない	回答無し	－	回答無し

1－6－2 標本抽出（サンプリング）（以下「サンプリング」という。）

- (29) 調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た韓国及び中国の生産者及び輸出者から提出された確認票の回答を調査当局で確認したところ、調査対象貨物の供給者の数が調査対象貨物の不当廉売に係る個別の決定を行うことが実行可能でないほど多いことから、サンプリング⁴⁵を行うこととした。

1－6－2－1 サンプリング通知

- (30) 「表 8 サンプリング通知の送付、サンプリング選定通知の送付及び同選定通知に対する意見の提出状況」のとおり、令和 7 年 9 月 11 日、調査当局が知り得た調査対象貨物の供給者 70 者に対し、「「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」のための標本抽出（サンプリング）について」（以下「サンプリング通知」という。）を送付し、サンプリング通知において、「調査当局は提出された確認票及びサンプリング通知への回答内容に基づき、本調査へ協力することを表明した供給者の中から、調査対象貨物の不当廉売差額を個別に検討する対象を合理的な数に制限する」旨を通知した。

1－6－2－2 サンプリング選定通知

- (31) 「表 8 サンプリング通知の送付、サンプリング選定通知の送付及び同選定通知に対する意見の提出状況」のとおり、令和 7 年 10 月 3 日、確認票の回答において、本調査へ協力することを表明した供給者（確認票の回答において本調査へ協力することを表明したものの、当局が定めた供給者当初質問状の回答期限までに供給者当初質問状の回答の提出がなかった 2 者⁴⁶を除く。）22 者に対して、合理的に調査できる範囲として調査対象者を選定した旨を電子メールにより事前通知し、後日、書面により正式に通知する旨連絡した。

同月 9 日、当該供給者 22 者に対して、「「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」のための標本抽出（サンプリング）に係る対象者の選定について」（以下「サンプリング選定通知」という。）を送付し、サンプリング選定通知において、「調査当局は、これまでに提出された確認票に対する回答において得られた調査への協力の有無及び本邦への輸出量に基づき、合理的に調査できる範囲として調査対象者（以下「サンプリング調査対象者」という。）を選定し、当該サンプリング調査対象者から提出された証拠等により事実認定を行うこととする」旨及び「調査当局は、サン

⁴⁵ 協定 6.10

⁴⁶ Hyundai Steel Company、臨清市恒泰金属材料有限公司

プリング調査対象者として選定された供給者が供給者質問状への回答を期限までに提出しない場合、又は期限までに提出された供給者質問状への回答の内容に著しい不備がある場合等は、当該供給者をサンプリング調査対象者から除外し、新たなサンプリング調査対象者を選定する場合がある」旨を通知した。

- (32) 調査当局は、サンプリング調査対象者として、調査へ協力することを表明した供給者のうち、調査対象貨物の本邦への輸出量が多い生産者から順番に、その輸出量が合理的に調査できる範囲で最大の量となるように抽出した結果、韓国の供給者については、POSCO 及び KG Dongbu Steel の 2 者を選定し、中国の供給者については、鞍鋼及び湖南華菱漣源鋼鉄の 2 者を選定した。

また、サンプリング選定通知において、「調査において、サンプリング調査対象者に選定された供給者の関連企業を含めて調査する必要があると認められる場合には、それら関連企業から提出された証拠等を含めて事実認定を行うこととする」旨を通知した。

- (33) サンプリング通知の送付、サンプリング選定通知の送付及び同選定通知に対する意見の提出状況について、その詳細（供給者名、サンプリング通知送付日、サンプリング選定通知送付日及び同選定通知に対する意見の提出）は、「表 8 サンプリング通知の送付、サンプリング選定通知の送付及び同選定通知に対する意見の提出状況」のとおりであった。

表 8 サンプリング通知の送付、サンプリング選定通知の送付及び同選定通知に対する意見の提出状況

供給者名	サンプリング 通知送付日	サンプリング 選定通知送付日	サンプリング 選定通知に対する 意見の提出
< 韓国の供給者 >			
(a) POSCO	9/11	10/9	—
(b) Hyundai Steel Company	9/11	—	—
(c) DONGKUK STEEL MILL CO., LTD.	9/11	—	—
(d) KG Dongbu Steel	9/11	10/9	—
(e) GS GLOBAL Corp.	9/11	10/9	—
(f) HYOSUNG TNC CORPORATION	9/11	10/9	—
(g) SW CO., LTD.	9/11	10/9	—
(h) SeAH Coated Metal Corporation	9/11	10/9	—
(i) Samsung C&T Corporation	9/11	10/9	—
(j) Dongkuk Coated Metal Co., Ltd.	9/11	10/9	—
(k) POSCO Steeleon Co., Ltd.	9/11	10/9	—
(l) PIC	9/11	10/9	—
(m) HANWA (KOREA) CO., LTD.	9/11	—	—
(n) Hyundai Group Co., Ltd.	9/11	—	—
(o) STINKO Co., Ltd.	9/11	—	—
(p) 韓国 JFE 商事会社	9/11	—	—
< 中国の供給者 >			
(q) 中国宝武鋼鉄集团有限公司	9/11	—	—
(r) 河鋼集团有限公司	9/11	—	—
(s) 鞍鋼集团有限公司	9/11	10/9	—
(t) 包頭鋼鉄（集団）有限責任公司	9/11	—	—
(u) 湖南鋼鉄集团有限公司	9/11	10/9	—
(v) 天津市德材冷軋板業有限公司	9/11	—	—
(w) 馬鞍山鋼鐵股份有限公司	9/11	—	—
(x) 鞍鋼	9/11	—	—
(y) 江陰宗承鋼鉄有限公司	9/11	—	—
(z) 武漢鋼鉄有限公司	9/11	10/9	—
(aa) 山東科瑞鋼板有限公司	9/11	—	—
(ab) 内蒙古包鋼鋼連股份有限公司	9/11	—	—

(ac) 湖南華菱漣源鋼鐵	9/11	—	—
(ad) 山東匯發彩鋼有限公司	9/11	—	—
(ae) 福建凱景新型科技材料有限公司	9/11	—	—
(af) 寶山鋼鐵股份有限公司	9/11	10/9	—
(ag) 寶鋼湛江鋼鐵有限公司	9/11	10/9	—
(ah) 燁輝（中國）科技材料有限公司	9/11	—	—
(ai) 日照鋼鐵控股集團有限公司	9/11	—	—
(aj) 江蘇剛正薄板科技有限公司	9/11	—	—
(ak) 邯鄲鋼鐵集團有限責任公司邯鄲分公司	9/11	—	—
(al) 金遠國際金屬有限公司	9/11	10/9	—
(am) 臨清市恒泰金屬材料有限公司	9/11	—	—
(an) 本鋼浦項冷軋薄板有限責任公司	9/11	10/9	—
(ao) 天津市德材冷間壓延鋼板工業有限公司	9/11	—	—
(ap) 本鋼板材股份有限公司	9/11	10/9	—
(aq) 包鋼集團國際經濟貿易有限公司	9/11	10/9	—
(ar) 冠創創晟新材料有限公司	9/11	10/9	—
(as) 內蒙古包鋼稀土鋼板材有限責任公司	9/11	10/9	—
(at) 包港展博國際商貿有限公司	9/11	10/9	—
(au) 鞍鋼集團香港	9/11	—	—
(av) 鞍山鋼鐵集團有限公司	9/11	—	—
(aw) 天津市新天鋼冷延薄板有限公司	9/11	—	—
(ax) 鞍鋼集團國際經濟貿易有限公司	9/11	—	—
(ay) BENXI IRON AND STEEL (GROUP) IN TERNATIONAL ECONOMIC AND TRAD ING	9/11	—	—
(az) 本鋼集團香港有限公司	9/11	—	—
(ba) 首鋼京唐鋼鐵聯合有限責任公司	9/11	—	—
(bb) 山東鋼鐵集團有限公司	9/11	—	—
(bc) 敬業集團	9/11	—	—
(bd) 鴻基集團	9/11	—	—
(be) 山東冠洲股份有限公司	9/11	—	—
(bf) 阪和（上海）管理有限公司	9/11	—	—
(bg) 浙江協和集團有限公司	9/11	—	—
(bh) ZHEJIANG LIANXIN STEEL PLATE T ECHNOLOGY	9/11	—	—
(bi) 杭州杭鋼對外經濟貿易有限公司	9/11	—	—
(bj) 道富（香港）有限公司	9/11	—	—
(bk) 東阿縣鑫華環保科技有限公司	9/11	—	—
(bl) Bengang Steel Group Company., Ltd.	9/11	—	—
(bm) 天津軋一冷軋薄板有限公司	9/11	—	—
(bn) GUANXIAN CHUANGYU NEW MATER IALS CO.,LTD.	9/11	—	—
(bo) 首鋼集團有限公司	9/11	—	—
(bp) 三井物產（香港）有限公司	9/11	—	—
(bq) BAO HUA STEEL INTERNATIONAL P TE. Limited	9/11	—	—
(br) 本溪鋼鐵	9/11	—	—

1－6－3 利害関係者等への不備指摘の送付及びこれに対する不備改め版回答の状況等

- (34) 調査当局は、利害関係者等からの供給者当初質問状、輸入者当初質問状、本邦生産者当初質問状及び産業上の使用者当初質問状への各回答を受領後、当該各回答について、必要な資料が添付されていない項目や回答内容に不備がある項目があったこと等から、当該箇所を明示し、不足している添付資料を提出する意思及び回答内容の不備に係る指摘事項を踏まえて改めた回答（以下「不備改め版回答」という。）を提出する意思がある場合は、指定された期

限までに、これらの添付資料及び不備改め版回答の提出を求める旨を通知する書面（以下「不備指摘」という。）を送付し、これに対する不備改め版回答を求めた。

不備指摘においては、「特段の理由なく回答期限内に不備改め版回答書の提出がない場合は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項⁴⁷並びにガイドライン 10.に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」ことを明示した。

また、調査当局は、不備指摘に併せて、利害関係者に対し、以下「**1－9 開示範囲又は秘密情報の要約の適切性に係る指摘**」のとおり、利害関係者等の閲覧に供するための供給者当初質問状、輸入者当初質問状、本邦生産者当初質問状及び産業上の使用者当初質問状への各回答（様式及び添付資料等を含む。）の開示版（以下「開示版質問状回答書等」という。）における秘密情報の要約の適切性及び秘密情報とした理由に係る指摘事項について、通知した。

- (35) 利害関係者等への不備指摘及びこれに対する不備改め版回答の状況等について、その詳細（利害関係者等名、不備指摘送付日及び不備改め版回答日）は、「**表 9 利害関係者等への不備指摘及びこれに対する不備改め版回答の状況等**」のとおりであった。

なお、一部の指摘事項について提出期限の延長の申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

表 9 利害関係者等への不備指摘及びこれに対する不備改め版回答の状況等

利害関係者等名	不備指摘送付日	不備改め版回答日
<供給者>		
POSCO	11/14（1 回目） 12/25（2 回目）	11/28 及び 12/8（延長後）（1 回目） 1/15 及び 1/20（延長後）（2 回目）
KG Dongbu Steel	11/14（1 回目） 12/25（2 回目）	11/28 及び 12/5（延長後）（1 回目） 1/15 及び 1/26（延長後）（2 回目）
鞍鋼	11/14（1 回目） 12/25（2 回目）	11/28、12/5（延長後）及び 12/12（延長後）（1 回目） 1/15（2 回目）
湖南華菱漣源鋼鉄	11/14（1 回目） 12/25（2 回目）	11/28（1 回目） 1/22（延長後）（2 回目）
GS GLOBAL Corp.	1/23	2/6
HYOSUNG TNC CORPORATION	1/23	2/6
SW CO., LTD.	1/23	回答無し
SeAH Coated Metal Corporation	1/23	2/6
Samsung C&T Corporation	1/23	2/6
Dongkuk Coated Metal Co., Ltd.	1/23	2/6
PIC	1/23	2/6
武漢鋼鉄有限公司	1/23	2/4
宝山鋼鉄股份有限公司	1/23	2/4
宝鋼湛江鋼鉄有限公司	1/23	2/4
金遠国際金属有限公司	1/23	2/16（延長後）
本鋼浦項冷軋薄板有限責任公司	1/23	2/6
天津市德材冷間圧延鋼板工業有限公司	1/23	2/5

⁴⁷ 令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条第 5 項

本鋼板材股份有限公司	1/23	2/6
包鋼集團國際經濟貿易有限公司	1/23	2/18 (期限外)
冠県創晟新材料有限公司	1/23	2/16 (延長後)
內蒙古包鋼稀土鋼板材有限責任公司	1/23	2/18 (期限外)
包港展博國際商貿有限公司	1/23	2/18 (期限外)
鞍鋼集團香港	1/23	2/6
鞍鋼集團國際經濟貿易有限公司	1/23	2/6
BENXI IRON AND STEEL (GROUP) INTERNATIONAL ECONOMIC AND TRADING	1/23	2/6
本鋼集團香港有限公司	1/23	2/6
GUANXIAN CHUANGYU NEW MATER IALS	1/23	2/16 (延長後)
< 輸入者 >		
GS ジャパン株式会社	11/28 (1 回目) 1/23 (2 回目)	12/12 (1 回目) 2/6 (2 回目)
株式会社暁星ジャパン	11/28 (1 回目) 1/23 (2 回目)	12/12 (1 回目) 2/6 (2 回目)
阪和興業株式会社	11/28 (1 回目) 1/23 (2 回目)	12/11 (1 回目) 2/5 (2 回目)
小野建株式会社	11/28 (1 回目) 1/23 (2 回目)	12/12 (1 回目) 2/5 (2 回目)
大東鉄板株式会社	11/28 (1 回目) 1/23 (2 回目)	12/10 (1 回目) 2/4 (2 回目)
JFE 商事株式会社	11/28 (1 回目) 1/23 (2 回目)	12/12 (1 回目) 2/6 (2 回目)
【輸入者 A】	11/28 (1 回目) 1/23 (2 回目)	12/12 (1 回目) 2/6 (2 回目)
PIJ	11/28 (1 回目) 1/23 (2 回目)	12/12 (1 回目) 2/6 (2 回目)
現代ジャパン株式会社	11/28 (1 回目) 1/23 (2 回目)	回答無し
パナソニックオペレーショナルエクセレンス 株式会社	11/28 (1 回目) 1/23 (2 回目)	12/12 (1 回目) 2/6 (2 回目)
株式会社東国	11/28 (1 回目) 1/23 (2 回目)	12/12 (1 回目) 2/6 (2 回目)
新東亜交易株式会社	11/28 (1 回目) 1/23 (2 回目)	回答無し (1 回目) 2/6 (2 回目)
小野建スチール株式会社	11/28 (1 回目) 1/23 (2 回目)	12/12 (1 回目) 回答無し (2 回目)
鐵商株式会社	11/28 (1 回目) 1/23 (2 回目)	12/12 (1 回目) 2/6 (2 回目)
< 本邦生産者 >		
日本製鉄	11/21 (1 回目) 1/16 (2 回目)	12/5 (1 回目) 1/30 (2 回目)
日鉄鋼板	11/21 (1 回目) 1/16 (2 回目)	12/5 (1 回目) 1/30 (2 回目)
神戸製鋼所	11/21 (1 回目) 1/16 (2 回目)	12/5 (1 回目) 1/30 (2 回目)

ヨドコウ	11/21 (1 回目) 1/16 (2 回目)	12/5 (1 回目) 1/30 (2 回目)
JFE スチール株式会社	11/21 (1 回目) 1/16 (2 回目)	12/5 (1 回目) 1/30 (2 回目)
JFE 鋼板株式会社	11/21 (1 回目) 1/16 (2 回目)	12/2 (1 回目) 1/23 (2 回目)
丸一鋼管株式会社	11/21 (1 回目) 1/16 (2 回目) 2/24 (3 回目)	回答無し (1 回目) 回答無し (2 回目) 3/2 (3 回目)
<産業上の使用者>		
日鉄神鋼建材株式会社	11/21	12/4
日鉄建材株式会社	11/21	11/27
三菱電機株式会社	11/21	12/4
日鉄めっき鋼管株式会社	11/21 (1 回目) 1/16 (2 回目)	12/5 (1 回目) 1/29 (2 回目)
JFE 建材株式会社	11/21	12/5
トーケン工業株式会社	11/21	12/5
千代田鋼鉄工業株式会社	11/21 (1 回目) 1/16 (2 回目)	11/25 (1 回目) 1/21 (2 回目)
JPPC	11/21	12/5
堺鋼板工業株式会社	11/21	12/3
関包スチール株式会社	11/21	12/5

1-6-4 代替国⁴⁸選定

- (36) 同種の貨物を生産している中国の産業において当該同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示すことができない場合は、正常価格を算出する際に、中国の国内販売価格等ではなく、代替国で生産された同種の貨物の国内販売価格等（以下「代替国価格」という。）を用いることができるとされている⁴⁹。

1-6-4-1 代替国選定通知（1 回目）

- (37) 令和 7 年 8 月 13 日、同日時点で調査当局が知り得た全ての中国の供給者 23 者、輸入者 17 者及び本邦生産者 26 者並びに中国政府に対し、また、同年 9 月 10 日、調査開始後に調査当局が知り得た中国の供給者 31 者及び輸入者 6 者に対し、「「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」における「調査対象貨物に係る正常価格算定のための代替国候補の選定」に係る意見の求めについて」（以下「代替国選定通知（1 回目）」という。）を送付した。

代替国選定通知（1 回目）においては、中国を原産地とする調査対象貨物の生産者が、当該調査対象貨物と同種の貨物を生産している中国の産業において当該同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示すことができない場合における代替国を選定するため、調査対象貨物と比較可能な貨物の生産及び販売が行われていると推定される代替国候補及びその選定理由について、「表 10 代替国候補及びその選定理由」のとおり示すとともに、これに対する意見を求めた。

⁴⁸ 台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域も政令第 2 条第 1 項第 4 号における「国」と取り扱う。

⁴⁹ 政令第 2 条第 3 項及び世界貿易機関への中華人民共和国の加入に関する議定書（以下「中国 WTO 加盟議定書」という。）

表 10 代替国候補及びその選定理由

代替国候補	代替国候補の選定理由
オーストラリア連邦、ブラジル連邦共和国、インドネシア共和国、メキシコ合衆国、ロシア連邦、南アフリカ共和国、大韓民国、台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域（以下「台湾」という。）、タイ王国、トルコ共和国、アラブ首長国連邦、ベトナム社会主義共和国、日本国	調査当局が調査したところ、左記 13 か国及び地域において溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の生産及び販売が行われていると認められることから、代替国候補として選定した。

- (38) 代替国選定通知（1 回目）に対し、意見の提出期限である令和 7 年 8 月 27 日⁵⁰及び同年 9 月 24 日⁵¹までに、供給者 1 者⁵²、輸入者 1 者⁵³及び申請者を含めた本邦生産者 8 者⁵⁴から、「表 10 代替国候補及びその選定理由」に対する意見の提出があり、その詳細は「表 11 調査当局が示した代替国候補を不適切と考える理由」及び「表 12 提案した代替国候補を適切と考える理由」のとおりであった。

表 11 調査当局が示した代替国候補を不適切と考える理由

不適切と考える代替国候補	理由
ロシア連邦	・ロシア連邦はウクライナとの戦争などで経済的制裁中なので、代替国として不適切と判断される。 ・ロシアについては、各国が、ウクライナ侵攻を理由に、ロシアに広範な輸出入規制や制裁措置を課しており、同国市場は歪曲している（実際、EU も、近時調査において、同国の代替国性を否定している。）。また、同国の上記政情に鑑みると、現地調査やそれを通じた情報（データ等）の取得は期待できる状況になく、情報の正確性の検証もできない。
インドネシア共和国	・インドネシアで生産される溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板（以下「GI 材」という。）は、中国から輸入される熱延鋼板若しくは冷延鋼板、又は中国品の価格影響を受けて価格が引き下げられたインドネシア産の熱延鋼板若しくは冷延鋼板を原板として使用しており、GI 材の国内販売価格、輸出価格及び構成価格は、原材料の価格歪曲の影響を強く受けていることから、代替国の価格として使用することが不適切であると考えられる。 ・近年、中国から、熱延鋼板及び冷延鋼板の輸入が急増し、回答者が入手可能なインドネシア産の GI 材原板の市況価格も引き下げられ、GI 材原板の費用が公正な市場価格を反映していない疑いがある。実際、下記表 1 が示すとおり、2024 年には 2022 年比で、熱延鋼板は 255%、冷延鋼板は 151%、輸入数量が増加しており、輸入単価も大きく下がっている。また、下記表 2 が示すとおり、回答者が入手可能なインドネシア国内の熱延鋼板の価格は、中国産熱延鋼板の価格に連動する形で引き下げられている。 表 1：インドネシアにおける中国産熱延・冷延鋼板輸入実績(2022～2024CY)

⁵⁰ 令和 7 年 8 月 13 日に通知した者に対する意見の提出期限

⁵¹ 令和 7 年 9 月 10 日に通知した者に対する意見の提出期限

⁵² 湖南華菱漣源鋼鉄

⁵³ 現代ジャパン株式会社

⁵⁴ 日本製鉄、日鉄物産、神戸製鋼所、ヨドコウ、日鉄物産コイルセンター株式会社、株式会社小山コイルセンター、株式会社空見スチールサービス、サミットスチール株式会社

不適切と考える代替国候補	理由					
		(千 t/年)		(千\$/年)		(\$/t)
		熱延	冷延	熱延	冷延	熱延 冷延
	2022CY	149	217	128,673	219,272	865 1,008
	2023CY	415	208	280,278	160,702	676 771
	2024CY	529	220	323,299	156,038	612 711
	対 2022CY 増減率	+255%	+1%	+151%	▼29%	▼29% ▼29%
表 2：熱延鋼板のインドネシア市況価格と中国品価格の相関関係 【インドネシア市況価格と中国品の相関関係を示すグラフ】 ・GI 材の製造コストに占める熱延鋼板及び冷延鋼板のコスト割合は、提出者の実績から、約【50－100】%程度であり、熱延鋼板及び冷延鋼板は、GI 材の主要な投入材に該当する。 ・インドネシア GI 生産者が使用する原板のうち、約 5 割が、中国品により価格が引き下げられたインドネシア国内材であるとともに、中国から輸入される熱延鋼板及び冷延鋼板も、一定程度、GI 材原板として利用されている可能性がある、と、提出者は認識している。 ・中国において製造される熱延鋼板及び冷延鋼板の価格は、歪曲されている。実際、例えば、2024 年に EU が作成した報告書“Commission Staff Working Document on Significant Distortions in the Economy of the People’s Republic of China for the Purposes of Trade Defence Investigations”においては、中国の鉄鋼製品の生産及び販売について市場経済条件が浸透していないことを示す事実として、中央政府による鉄鋼製品の生産への関与の事実、中央政府による鉄鋼製品の生産への関与の事実、中国政府が主要な投入財(原材料等)価格形成に関与している事実、中国政府が鉄鋼企業の経営による関与している事実、労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されていない事実が指摘されている。 ・インドネシアの土地所有権を取得するには、インドネシア国民又はインドネシア政府により指定された法人である必要があり、外国資本はインドネシアにおいて自由に土地所有権を取得して市場に参入することができない。 ・インドネシアの主要 GI 材生産者である Krakatau Steel 社は、国営の鉄鋼メーカーである。 ・インドネシアには、中国には存在しない、特殊な事情が存在しており、当該事情が GI 材の生産及び販売にも直接影響を与えているため、インドネシアは、中国と「比較可能な最も近い経済発展段階にある国」（政令第 2 条第 3 項・第 2 条第 1 項第 4 号）に該当しないと考えられる。						
ベトナム社会主義共和国	・当社の亜鉛めっき鋼製品については、ベトナム向け輸出は主に自動車部品用（自動車部品向け亜鉛めっき鋼）を、日本向け輸出は建築用（建築構造向け亜鉛めっき鋼）を扱っており、対象業種が異なっている。 ・ベトナムについては、政令第 2 条第 3 項においても、同国の市場価格やコスト情報が市場条件を反映していない可能性があることから同国の価格に依拠せずに正常価格を算定することを認めていることに加え、本件対象产品及び溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板原板の生産及び販売について、市場経済の条件が浸透している事実を認めることができない。					

表 12 提案した代替国候補を適切と考える理由

適切と考える代替国候補	理由
タイ王国	・中国原産の熱延鋼板や冷延鋼板は、中国の過剰生産能力の影響で、ダンピング輸出されており、一般論として、東南アジア市場全体が悪影響を受けているが、その中でもタイは、2011 年以降、中国から輸入される熱延鋼板及び冷延鋼板やその迂回品に不当廉売関税が課されており、GI 材のコストや構成正常価格

適切と考える代替国候補	理由
	を計算する上で重要な、GI 材原板の市場価格の信頼性は、完全とはいえないまでも、他国に比して相対的にはあると考えられる。 ・タイ王国は、中国産の GI 材についても不当廉売関税を課しており⁵⁵、GI 材の市場価格の信頼性も、完全とはいえないまでも、他国に比して相対的にはあると考えられる。 ・中国から日本に輸入されている GI 材については、中国の輸出企業と同じような建材・家電・自動車向けの出荷のいずれも含む製品構成となっていると思われる代替国企業の国内販売価格又は構成正常価格を正常価格とし、これを中国企業の対日輸出価格と比較する方法でダンピング・マージンを計算すべきであるが、回答者が把握する限り、タイは、この要件を満たすとともに、回答者のうち一社はタイに出資先の合弁会社を有しており、同社は、代替国調査に協力する意向を示している。
日本国	・本邦の生産者の大部分は、中国原産の熱延鋼板や冷延鋼板を GI 材の原板に利用しておらず、GI 材の国内販売価格やコストを計算する上で重要な、GI 材の原板の市場価格の信頼性があると考えられる。 ・中国から日本に輸入されている GI 材については、中国の輸出企業と同じような建材・家電・自動車向けの出荷のいずれも含む製品構成となっていると思われる代替国企業の国内販売価格又は構成正常価格を正常価格とし、これを中国企業の対日輸出価格と比較する方法でダンピング・マージンを計算すべきであるが、本邦生産者は、この要件を満たす。
インド共和国	インドは鉄鋼製造国として多くの鉄鋼メーカーを保有し、ヨーロッパなど他国への輸出が多い。

1-6-4-2 代替国選定通知（2 回目）

(39) 代替国選定通知（1 回目）に係る上記(38)の意見を踏まえ、令和 7 年 10 月 24 日、同日時点で調査当局が知り得た全ての中国の供給者 54 者、輸入者 23 者及び本邦生産者 27 者並びに中国政府に対して、「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査における「調査対象貨物に係る正常価格算定のための代替国の選定」について」（以下「代替国選定通知（2 回目）」という。）を送付した。

代替国選定通知（2 回目）においては、調査当局は、上記(38)の意見について以下(ア)から(ク)までの検討結果を示した。

(ア) ロシア連邦に関する「ロシア連邦はウクライナとの戦争などで経済的制裁中なので、代替国として不適切と判断される」旨の意見については、ロシア連邦がウクライナとの戦争などで経済的制裁中であることによる調査対象貨物への影響が客観的かつ合理的に示されていないため、当該意見のみをもって、ロシア連邦を代替国候補から除外しない。

(イ) ロシア連邦を代替国として選定することは不適切である旨のその他の意見については、ロシア連邦の市場が歪曲している可能性があることを示す証拠が示されていたが、その他の意見を含め、ロシア連邦が代替国として適切であるか否かは、今後の本調査の過程において収集される証拠や反論等をも踏まえ、調査当局によって検討していく必要があるところ、現時点においては、ロシア連邦を代替国候補から除外しない。

(ウ) インドネシア共和国を代替国として選定することは不適切である旨の意見については、インドネシア共和国で生産される GI 材は中国品の価格影響を受けて価格が引き下げられたインドネシア産の熱延鋼板若しくは冷延鋼板を原板として使用しており、GI 材の国内販売価格、輸出価格及び構成価格は、原材料の価格歪曲の影響を強く受けている可能性がある十分な証拠が示されていた。 もっとも、その他の意見も含め、インドネシア共和国が代替国として適切であるか否かは、今後の本調査の過程において収集される証拠等に基づき、

⁵⁵ 証拠の提出（申請者、令和 7 年 8 月 27 日）別添 12

調査当局によって検討していく必要があるところ、現時点においては、インドネシア共和国を代替国候補から除外しない。

- (エ) ベトナム社会主義共和国に関する「回答者の亜鉛めっき鋼製品につきましては、ベトナム向け輸出は主に自動車部品用（自動車部品向け亜鉛めっき鋼）を、日本向け輸出は建築用（建築構造向け亜鉛めっき鋼）を扱っており、対象業種が異なっている。」旨の意見について、同意見の産品と比較可能な産品を生産する工場がベトナム社会主義共和国に存在するか否かについて事実関係を確認できないため、当該意見のみをもって、ベトナム社会主義共和国を代替国候補から除外しない。
- (オ) ベトナム社会主義共和国を代替国として選定することは不適切である旨のその他の意見について、同意見で述べられているベトナムの市場経済性については、今後の本調査の過程において収集される証拠等に基づき、調査当局によって検討していく必要があるところ、現時点において、当該意見のみをもって、ベトナム社会主義共和国を代替国候補から除外しない。
- (カ) タイ王国を代替国として選定することは適切である旨の意見については、タイ王国は、中国から輸入される熱延鋼板及び冷延鋼板やその迂回品等に不当廉売関税を課しており、他国に比して相対的に市場経済性があると考えられることが示されたが、提案された代替国候補の提案理由はいずれも、政令第2条第1項第4号に規定する「当該輸入貨物の供給国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国」を選定するに当たり、「一人当たりの GNI」を基準とするよりも適切であるとは必ずしも認められない。
- (キ) 日本国を代替国として選定することは適切である旨の意見については、根拠が示されておらず、事実関係が確認できないことから、政令第2条第1項第4号に規定する「当該輸入貨物の供給国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国」を選定するに当たり、「一人当たりの GNI」を基準とするよりも適切であるとは必ずしも認められない。
- (ク) インド共和国を代替国として選定することは適切である旨の意見については、インド共和国が多く鉄鋼メーカーを保有すること及び他国への輸出が多いことを裏付ける客観的事実が示されておらず、また同意見は、政令第2条第1項第4号に規定する「当該輸入貨物の供給国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国」を選定するに当たり、「経済発展段階」を示す指標として当局が用いることとしている「一人当たりの GNI」を基準とするよりも適切であるとは必ずしも認められない。
- (40) 代替国選定通知（2回目）においては、調査当局は、調査当局が知り得た全ての代替国候補の生産者（以下「代替国供給者」という。）⁹⁷ 者を、各代替国候補における一人当たりの GNI（2023 年又は 2024 年）⁵⁶が中国に近い順に優先順位⁵⁷を付けて記載した「**表 13 代替国候補の優先順位リスト**」を示すとともに、「韓国の生産者を除く全ての代替国候補の生産者に対して、質問状を送付し、調査に必要な情報を収集する」、「これらの代替国候補について、①調査対象貨物と比較可能な貨物の生産及び販売が行われていない場合又は②生産者に関する情報が入手・使用できないと調査当局が判断した場合には、代替国候補から除外する」旨を明示し、これに対する意見を求めた。
- 代替国選定通知（2回目）においては、代替国候補について、調査当局は、複数の生産者から回答があり、提供された情報を使用できる場合には、「**表 13 代替国候補の優先順位リスト**」のとおり、優先順位が高い国に所在する生産者の情報を使用することとし、同一国内の複数の生産者から回答があり、提供された情報を使用できる場合には、調査当局が適当と判

⁵⁶ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「一人当たりの GNI（2023 年又は 2024 年）」

⁵⁷ 日本国に関しては、本調査の過程で、日本国以外の国の生産者に関する情報が使用できない場合も考えられることから、代替国候補としたが、本調査を実施する当事国であることを考慮して、優先順位を最後とした。

断した生産者の情報を使用することとする旨を明示した。

表 13 代替国候補の優先順位リスト

優先順位	代替国候補	代替国供給者の名称
1	トルコ共和国	Erdemir
		Tosyali Holding
		Borçelik Çelik Sanayii Ticaret A.Ş.
		Tatmetal Çelik Sanayi ve Ticaret A.Ş.
		Tezcan Galvanizli Yapı Elemanları San. Tic.
		MMK METALURJİ SANAYİ TİCARET VE LİMAN İŞLETME CİLİĞİ A.Ş.
		Yıldız Demir Çelik
		ATAKAŞ TİCARET VE NAKLİYAT A.Ş.
2	メキシコ合衆国	TENIGAL S.de R.L. de C.V.
		NUCOR-JFE STEEL MEXICO
		Ternium Mexico S.A. de C.V.
		Talleres Y Aceros SA de CV
		Posco Mexico, S.A. de C.V.
3	ロシア連邦	Magnitogorsk Iron & Steel Works
		Novolipetsk Steel
		Severstal
4	ブラジル連邦共和国	Companhia Siderúrgica Nacional
		ArcelorMittal Tubarão
		UNIGAL Ltda.
5	タイ王国	POSCO Coated Steel(Thailand) Co.,Ltd.
		JFE Steel Galvanizing (Thailand) Ltd.
		NS-Siam United Steel Co., Ltd. (以下「NS-Siam United Steel」という。)
		Ratchasima Steel Products Company Limited.
		Bangkok Steel Industry Public Co., Ltd.
6	南アフリカ共和国	Duferco Steel Processing (Pty) Ltd
		Safal Steel
		BSi Steel Pty Ltd
7	インドネシア共和国	PT. AM/NS Indonesia
		PT. Citra Galvanizing Indonesia
		PT. Krakatau Nippon Steel Synergy
		PT. Fumira
		PT. Harapan Sukses Jaya
		PT Java Pacific
		PT. JFE STEEL GALVANIZING INDONESIA
		PT. Kerismas Witikco Makmur
		PT. Saranacentral Bajatama, Tbk.
		PT. ZINKPOWER Austrindo
8	ベトナム社会主義共和国	China Steel And Nippon Steel Vietnam Joint Stock Company
		Southern Steel Sheet Co. Ltd.
		Maruichi Sun Steel Joint Stock Company
		NS BlueScope Vietnam Co., Ltd

優先順位	代替国候補	代替国供給者の名称
		Chinh Dai Industrial Co., Ltd
		Nam Kim Steel Joint Stock Company
		Dai Thien Loc Corporation
		TVP Steel Joint Stock Company
		Hoa Phat Group
9	台湾	China Steel Corporation
		Sheng Yu Steel Co., Ltd.
		Yieh Phui Enterprise Co., Ltd.
10	大韓民国	POSCO
		Hyundai Steel Company
		DONGKUK STEEL MILL CO., LTD.
		KG Dongbu Steel
		GS GLOBAL Corp.
		HYOSUNG TNC CORPORATION
		SW CO., LTD.
		SeAH Coated Metal Corporation
		Samsung C&T Corporation
		Dongkuk Coated Metal Co., Ltd.
		POSCO Steeleon Co.,Ltd.
		PIC
		HANWA (KOREA) CO.,LTD.
		Hyundai Group Co., Ltd.
		STINKO Co., Ltd.
		韓国 JFE 商事会社
11	アラブ首長国連邦	Khambati Metal Industries LLC
		Al Ghurair Iron & Steel L.L.C
		Asian Ispat FZ LLC
		United iron & Steel Company LLC
12	オーストラリア連邦	BlueScope Steel Limited
13	日本国	日本製鉄
		日鉄鋼板
		神戸製鋼所
		ヨドコウ
		東京製鐵株式会社
		株式会社中山製鋼所
		JFE スチール株式会社
		JFE 鋼板株式会社
		丸一鋼管株式会社
		明治鋼業株式会社
		株式会社スズヤス
		根津鋼材株式会社
		株式会社桐井製作所 ⁵⁸
		五十鈴株式会社

⁵⁸ 産業上の使用者であるが、代替国選定 2 回目通知を送付した時点においては本邦生産者として扱っていたことから、代替国候補に含まれている。

優先順位	代替国候補	代替国供給者の名称
		株式会社小河商店
		野原商行株式会社
		株式会社空見スチールサービス
		田邊工業株式会社
		株式会社大日商会
		サミットスチール株式会社
		摂津鋼材株式会社
		株式会社スチールセンター
		株式会社メタルワン・スチールサービス
		SC 鋼板加工株式会社
		阪和スチールサービス株式会社
		興和コイルセンター株式会社
		三和実業株式会社

(41) 代替国選定通知（2回目）に対して、意見の提出期限である令和7年11月7日までに、申請者を含む本邦生産者6者⁵⁹から、意見の提出があり、その詳細は、「表14 代替国候補等に関する意見」のとおりであった。

表14 代替国候補等に関する意見

意見	理由
調査当局が選定した代替国候補等に異議なし。	特になし。
弊社は代替国候補になり得ない。	溶融垂鉛めっき鋼帯及び鋼板の生産をしておらず、切断加工しか行っていないため。
ロシア及びベトナムは調査対象貨物に係る正常価格算定のための代替国として明らかに不適切と考える。	1. ロシアが代替国として不適切と考える理由 ・ウクライナ侵攻に伴うロシアの政情に照らし、ロシアは代替国として明らかに不適切と考える。以下、関連事情を追加・補足する。 ○各国の輸出規制や制裁措置が市場条件を歪めていること ✓ロシアの鉄鋼生産者は、ウクライナ侵攻で外国市場から締め出され、その余剰分を国内供給にシフトしている⁶⁰。その反面、鉄鋼の国内需要は低迷している⁶¹。従って、需給バランスが崩れることにより、同国のGI材の価格は不当に押し下げられていると考えられる。 ✓なお、仮に制裁に対する迂回の試みがあったとしても、国際的な制裁対象国たるロシアが買い手を維持するためには、大幅な値引きを要する⁶²と考えられ、上記の結論を左右するものではない。 ○戦時経済が市場条件を歪めていること ✓ロシアは、ウクライナ侵攻の影響を受け、各国の広範な輸出規制や制裁措置、エネルギーを含めた物価の急上昇、労働不足による平均賃金の急上昇、戦争関連の生産優先といった戦時経済の状況にある⁶³。かかる特殊状況に照らすと、同国生産者の市場価格やコスト情報は通常の市場条件を反映していないと考えられる。 ✓特にロシアの石炭産業は戦時経済を受けて危機的状況にあり⁶⁴、その影響は、石炭を主原料とするGI材にも及んでいると考えられる。 ○戦時下において、情報の正確性が検証できないこと ✓同国の政情に鑑みると、現地調査やそれを通じた情報（データ等）の取得は期待できる状況になく、情報の正確性の検証もできない。

⁵⁹ 日本製鉄、日鉄鋼板、神戸製鋼所、ヨドコウ、株式会社空見スチールサービス、五十鈴株式会社

⁶⁰ 証拠の提出（申請者、令和7年11月7日）別添1,2

⁶¹ 証拠の提出（申請者、令和7年11月7日）別添1,3

⁶² 証拠の提出（申請者、令和7年11月7日）別添2,4

⁶³ 証拠の提出（申請者、令和7年11月7日）別添1,2

⁶⁴ 証拠の提出（申請者、令和7年11月7日）別添4

	2. ベトナムが代替国として不適切と考える理由 ・ベトナムについて、同国が市場価格やコスト情報が市場条件を反映していない可能性のある非市場経済国であることは、国際法上も認められている（ベトナム WTO 加盟作業部会報告書（2006 年）255 頁(a)）。 ・近時、米商務省は、大規模なパブリックヒアリングコメントを評価した上で、ベトナム経済に対する政府の広範な関与は、ベトナムの価格やコストを歪めており、同国の市場価格をダンピング調査に用いることはできないと結論づけた⁶⁵。 ・日本の不当廉売関税政令も、上記の国際的な認識を前提としている。 ・実際、ベトナム政府による産業戦略の策定・実施は、ベトナムの非市場経済性を裏付ける⁶⁶。また、調査対象期間において電力料金が市場原理に基づくことなく決定されていたことも、同国の非市場経済性の証左である⁶⁷。 ・特に鉄鋼分野は、同国の重要戦略分野として、政府の広範な支援の対象となっており⁶⁸、原材料や製品価格の歪曲があると考えられる。 ・このように、ベトナムにおいて市場経済の条件が浸透している事実を認めることができず、むしろ鉄鋼関連市場は歪曲していると考えられることから、同国を代替国として選定することは明らかに不適切である。
タイ及び日本が適切な代替国であると考ええる。	トルコ共和国、メキシコ合衆国、ロシア、ブラジル連邦共和国、南アフリカ共和国、インドネシア共和国、ベトナムを代替国として選定することは不適切である。一方で、タイ及び日本は、代替国意見書（1 回目）に記載のとおり、適切な代替国であると考ええる。

(42) 調査当局は、上記(41)の意見について、以下(ア)から(ウ)までのとおり検討した。

- (ア) ロシアが代替国として不適切という意見について、当該国における市場経済の条件が歪められている事実があるかどうかは、今後の本調査の過程において収集される証拠等に基づき、調査当局によって確認した上で判断することであり、現時点においては、当該意見のみをもって、当該国を代替国候補から除外しない。
- (イ) ベトナムが代替国として不適切という意見について、当該国における市場経済の条件が歪められている事実があるかどうかは、今後の本調査の過程において収集される証拠等に基づき、調査当局によって確認した上で判断することであり、現時点においては、当該意見のみをもって、当該国を代替国候補から除外しない。
- (ウ) タイ及び日本国が代替国として適切という意見について、政令第 2 条第 1 項第 4 号に規定する「当該輸入貨物の供給国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国」を選定するに当たり、「経済発展段階」を示す指標として調査当局が用いることとしている「一人当たりの GNI」を基準とするよりも適切であるとは必ずしも認められないため、「**表 13 代替国候補の優先順位リスト**」の優先順位は変更しない。

(43) 利害関係者への代替国選定通知（1 回目）及び同選定通知（2 回目）の送付並びにこれらに対する意見の提出状況等について、その詳細（利害関係者名、代替国選定通知（1 回目）（送付日及び意見の提出日）並びに同選定通知（2 回目）（送付日及び意見の提出日））は、「**表 15 利害関係者への代替国選定通知（1 回目）及び同選定通知（2 回目）の送付並びにこれらに対する意見の提出状況等**」のとおりであった。

表 15 利害関係者への代替国選定通知（1 回目）及び同選定通知（2 回目）の送付並びにこれらに対する意見の提出状況等

利害関係者名	代替国選定通知（1 回目）	代替国選定通知（2 回目）
--------	---------------	---------------

⁶⁵ 証拠の提出（申請者、令和 7 年 11 月 7 日）別添 6

⁶⁶ 証拠の提出（申請者、令和 7 年 11 月 7 日）別添 7

⁶⁷ 証拠の提出（申請者、令和 7 年 11 月 7 日）別添 8

⁶⁸ 証拠の提出（申請者、令和 7 年 11 月 7 日）別添 7,9,10,11

	送付日	意見の提出日	送付日	意見の提出日
< 供給者 >				
中国宝武鋼鉄集团有限公司	8/13	—	10/24	—
河鋼集团有限公司	8/13	—	10/24	—
鞍鋼集团有限公司	8/13	—	10/24	—
包頭鋼鉄（集团）有限責任公司	8/13	—	10/24	—
湖南鋼鉄集团有限公司	8/13	—	10/24	—
天津市德材冷軋板業有限公司	8/13	—	10/24	—
馬鞍山鋼鐵股份有限公司	8/13	—	10/24	—
鞍鋼	8/13	—	10/24	—
江陰宗承鋼鉄有限公司	8/13	—	10/24	—
武漢鋼鉄有限公司	8/13	—	10/24	—
山東科瑞鋼板有限公司	8/13	—	10/24	—
內蒙古包鋼鋼連股份有限公司	8/13	—	10/24	—
湖南華菱漣源鋼鉄	8/13	8/27	10/24	—
山東匯發彩鋼有限公司	8/13	—	10/24	—
福建凱景新型科技材料有限公司	8/13	—	10/24	—
宝山鋼鉄股份有限公司	8/13	—	10/24	—
宝鋼湛江鋼鉄有限公司	8/13	—	10/24	—
燁輝（中国）科技材料有限公司	8/13	—	10/24	—
日照鋼鉄控股集团有限公司	8/13	—	10/24	—
江蘇剛正薄板科技有限公司	8/13	—	10/24	—
邯鄲鋼鉄集团有限責任公司邯鄲分公司	8/13	—	10/24	—
金遠国際金属有限公司	8/13	—	10/24	—
臨清市恒泰金属材料有限公司	8/13	—	10/24	—
本鋼浦項冷軋薄板有限責任公司	9/10	—	10/24	—
天津市德材冷間圧延鋼板工業有限会社	9/10	—	10/24	—
本鋼板材股份有限公司	9/10	—	10/24	—
包鋼集团国際經濟貿易有限公司	9/10	—	10/24	—
冠県創晟新材料有限公司	9/10	—	10/24	—
內蒙古包鋼稀土鋼板材有限責任公司	9/10	—	10/24	—
包港展博国際商貿有限公司	9/10	—	10/24	—
鞍鋼集團香港	9/10	—	10/24	—
鞍山鋼鉄集团有限公司	9/10	—	10/24	—
天津市新天鋼冷延薄板有限公司	9/10	—	10/24	—
鞍鋼集团国際經濟貿易有限公司	9/10	—	10/24	—
BENXI IRON AND STEEL (GROUP) INTERNATIONAL ECONOMIC AND TRADING	9/10	—	10/24	—
本鋼集團香港有限公司	9/10	—	10/24	—
首鋼京唐鋼鉄連合有限責任公司	9/10	—	10/24	—
山東鋼鉄集团有限公司	9/10	—	10/24	—
敬業集团	9/10	—	10/24	—

鴻基集團	9/10	—	10/24	—
山東冠洲股份有限公司	9/10	—	10/24	—
阪和（上海）管理有限公司	9/10	—	10/24	—
浙江協和集團有限公司	9/10	—	10/24	—
ZHEJIANG LIANXIN STEEL PLATE TECHNOLOGY	9/10	—	10/24	—
杭州杭鋼對外經濟貿易有限公司	9/10	—	10/24	—
道富（香港）有限公司	9/10	—	10/24	—
東阿鼎鑫華環保科技有限公司	9/10	—	10/24	—
Bengang Steel Group Company., Ltd.	9/10	—	10/24	—
天津軋一冷軋薄板有限公司	9/10	—	10/24	—
GUANXIAN CHUANGYU NEW MATERIALS CO.,LTD.	9/10	—	10/24	—
首鋼集團有限公司	9/10	—	10/24	—
三井物産（香港）有限公司	9/10	—	10/24	—
BAO HUA STEEL INTERNATIONAL PTE. Limited	9/10	—	10/24	—
本溪鋼鐵	9/10	—	10/24	—
<輸入者>				
GS ジャパン株式会社	8/13	—	10/24	—
日世通商株式会社	8/13	—	10/24	—
株式会社羅賓ジャパン	8/13	—	10/24	—
KG スチールジャパン株式会社	8/13	—	10/24	—
株式会社世亜ジャパン	8/13	—	10/24	—
株式会社暁星ジャパン	8/13	—	10/24	—
ヤングスチール株式会社	8/13	—	10/24	—
阪和興業株式会社	8/13	—	10/24	—
小野建株式会社	8/13	—	10/24	—
大東鉄板株式会社	8/13	—	10/24	—
JFE 商事株式会社	8/13	—	10/24	—
【輸入者 A】	8/13	—	10/24	—
PIJ	8/13	—	10/24	—
現代ジャパン株式会社	8/13	8/27	10/24	—
パナソニックオペレーショナルエクセレンス株式会社	8/13	—	10/24	—
株式会社トピア	8/13	—	10/24	—
日鉄物産株式会社	8/13	—	10/24	—
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	9/10	—	10/24	—
株式会社東国	9/10	—	10/24	—
新東亜交易株式会社	9/10	—	10/24	—
フジデン株式会社	9/10	—	10/24	—
小野建スチール株式会社	9/10	—	10/24	—
鐵商株式会社	9/10	—	10/24	—
<本邦生産者>				

日本製鉄	8/13	8/27	10/24	11/7
日鉄鋼板	8/13	8/27	10/24	11/7
神戸製鋼所	8/13	8/27	10/24	11/7
ヨドコウ	8/13	8/27	10/24	11/7
東京製鐵株式会社	8/13	—	10/24	—
株式会社中山製鋼所	8/13	—	10/24	—
JFE スチール株式会社	8/13	—	10/24	—
JFE 鋼板株式会社	8/13	—	10/24	—
丸一鋼管株式会社	8/13	—	10/24	—
JPPC	8/13	—	※ 産業上の使用者であることが判明したため送付せず。	
福栄鋼材株式会社	8/13	—	※ 産業上の使用者であることが判明したため送付せず。	
明治鋼業株式会社	8/13	—	10/24	—
堺鋼板工業株式会社	8/13	—	※ 産業上の使用者であることが判明したため送付せず。	
株式会社スズヤス	8/13	—	10/24	—
根津鋼材株式会社	8/13	—	10/24	—
関包スチール株式会社	8/13	—	※ 産業上の使用者であることが判明したため送付せず。	
日鉄物産コイルセンター株式会社	8/13	—	※ 産業上の使用者であることが判明したため送付せず。	
株式会社桐井製作所	8/13	—	10/24	—
五十鈴株式会社	8/13	—	10/24	11/7
株式会社小河商店	8/13	—	10/24	—
藤田金属株式会社	8/13	—	※ 利害関係者に該当しないことが判明したため送付せず。	
株式会社小山コイルセンター	8/13	—	※ 利害関係者に該当しないことが判明したため送付せず。	
野原商行株式会社	8/13	—	10/24	—
株式会社空見スチールサービス	8/13	8/27	10/24	10/30
田邊工業株式会社	8/13	—	10/24	—
株式会社大日商会	8/13	—	10/24	—
サミットスチール株式会社	8/13	8/27	10/24	—
摂津鋼材株式会社	8/13	—	10/24	—
紅忠コイルセンター関西株式会社	8/13	—	※ 産業上の使用者であることが判明したため送付せず。	
株式会社スチールセンター	8/13	—	10/24	—
株式会社メタルワン・スチールサービス	8/13	—	10/24	—
SC 鋼板加工株式会社	8/13	—	10/24	—
高田鋼材工業株式会社	8/13	—	※ 利害関係者に該当しないことが判明したため送付せず。	
阪和スチールサービス株式会社	8/13	—	10/24	—
興和コイルセンター株式会社	8/13	—	10/24	—
信和鋼板株式会社	8/13	—	※ 産業上の使用者であることが判明したため送付せず。	
大裕鋼業株式会社	8/13	—	※ 産業上の使用者であることが判明したため送付せず。	

東洋コイル鋼業株式会社	8/13	—	※ 利害関係者に該当しないことが判明したため送付せず。
紅忠コイルセンター関東株式会社	8/13	—	※ 利害関係者に該当しないことが判明したため送付せず。
三和実業株式会社	—	—	10/24 ⁶⁹ —

1-6-4-3 代替国候補の供給者への代替国当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等

- (44) 令和7年10月7日及び同月29日、「表13 代替国候補の優先順位リスト」に示した調査当局が知り得た代替国供給者97者⁷⁰に対し、「溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査における非市場経済国の代替国としての生産者及び輸出者に対する調査への協力をお願い」（以下「お願い紙（代替国）」という。）、調査対象期間中に溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板を生産したか否か及び輸出したか否か並びに本調査へ協力し質問状へ回答するか否か等を確認するための「溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査における非市場経済国の代替国としての生産者及び輸出者に対する確認票」（以下「代替国確認票」という。）並びに「代替国の生産者及び輸出者に対する質問状」（以下「代替国当初質問状」といい、お願い紙（代替国）、代替国確認票及び代替国当初質問状を併せて「代替国当初質問状等」という。）を送付⁷¹し、協力を求めた。
- (45) 代替国候補の供給者への代替国当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等について、その詳細（優先順位、代替国候補、代替国供給者名、代替国確認票回答日、代替国確認票回答内容、代替国当初質問状回答日（調査項目A）、代替国当初質問状回答延長要望（調査項目B～D）、代替国当初質問状回答日（調査項目B～D））は、「表16 代替国候補の供給者への代替国当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」のとおりであった。代替国当初質問状の調査項目B～Dに係る回答書の提出期限の延長の申出について、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

表16 代替国候補の供給者への代替国当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等

優先順位	代替国候補	代替国供給者名	代替国確認票回答日	代替国確認票回答内容				代替国当初質問状回答日（調査項目A）	代替国当初質問状回答延長申出（調査項目B～D）	代替国当初質問状回答日（調査項目B～D）
				輸出実績	生産実績	質問状回答	現地調査受入			
1	トルコ共和国	Tosyali TOYO Celik.A.S	11/5	有	有	しない	—	—	—	—

⁶⁹ 調査開始時においては産業上の使用者として扱っていたが、確認票回答において本邦生産者である旨の回答があったことから、代替国選定通知（2回目）を送付した。

⁷⁰ 上記(40)のとおり、韓国の生産者（16者）を除く。

⁷¹ 「表13 代替国候補の優先順位リスト」に示した調査当局が知り得た全ての代替国供給者97者のうち、ロシア連邦に所在の Magnitogorsk Iron & Steel Works、Novolipetsk Steel 及び Severstal について、令和7年10月7日時点において、国際郵便事情等により、差出不可であったことから、調査当局は、同社のホームページで把握したメールアドレスに電子データを送付するとともに、在日本国ロシア連邦大使館に対しても代替国質問状等を同社に送付するための送付先を求めたが、同大使館から回答はなかった。

優先 順位	代替国 候補	代替国供給者名	代替国 確認票 回答日	代替国確認票 回答内容				代替国 当初質 問状回 答日 (調査 項目 A)	代替国当 初質問状 回答延長 申出 (調 査項目 B ～D)	代替国当初 質問状回答 日 (調査項 目 B～D)
				輸 出 実 績	生 産 実 績	質 問 状 回 答	現 地 調 査 受 入			
5	タイ王 国	NS-Siam United Steel	10/20	有	有	する	受入可	11/13	11/6	11/27
5	タイ王 国	JFE Steel Galvanizing (Thailand) Ltd.	10/16	無	無	－	－	－	－	－
7	インド ネシア 共和国	PT. JFE Steel Galvanizing Indonesia	10/15	無	無	－	－	－	－	－
8	ベトナム 社会 主義共 和国	China Steel And Nippon Steel Vietnam Joint Stock Company	10/17	有	有	しない	受入不可	－	－	－
8	ベトナム 社会 主義共 和国	NS BlueScope Vietnam Co., Ltd	11/6	無	無	－	－	－	－	－
8	ベトナム 社会 主義共 和国	MARUICHI SUN STEEL JOINT STOCK COMPANY	10/20	有	有	しない	受入不可	－	－	－
9	台湾	CHINA STEEL CORPORATIO N	10/20	有	有	しない	－	－	－	－
13	日本国	日本製鉄	10/20	有	有	する	受入可	11/13	11/6	11/27
13	日本国	JFE 鋼板株式会 社	10/15	有	有	する	受入可	11/10	－	11/10
13	日本国	株式会社中山製 鋼所	10/21	有	有	する	受入可	11/14 (期限後)	10/21	11/28 (期限後)
13	日本国	JFE スチール株 式会社	10/21	有	有	する	受入可	11/13	11/4	11/28 (期限後)
13	日本国	明治鋼業株式会 社	11/5	無	無	－	－	－	－	－

1-6-5 代替国候補の供給者への不備指摘の送付及びこれに対する不備改め版回答の状況等

- (46) 調査当局は、代替国候補の供給者からの代替国当初質問状への回答を受領後、当該回答について、必要な資料が添付されていない項目や回答内容に不備がある項目があったこと等から、代替国供給者 1 者⁷²に対し、令和 8 年 1 月 29 日、当該箇所を明示し、不備指摘を送付し、これに対する不備改め版回答を求めた。当該不備指摘に対し、当該代替国供給者から、提出期限である同年 2 月 12 日までに、不備改め版回答の提出があった。

1-6-6 調査対象貨物の品種等の分類の変更

1-6-6-1 調査対象貨物の品種等の分類に関する意見の表明

- (47) 令和 7 年 10 月 29 日、POSCO から、お願い紙で明示した調査対象貨物の品種等の分類に関して、以下のとおり意見の表明があった。

(ア) 品種コード⑥（原板の化学成分 i）（以下「品種コード⑥」という。）では、炭素、マンガ、リン及び硫黄の化学元素を組み合わせて単一のコードで回答することが求められている。当社は、生産・販売した全製品の各コイルについて、実際に測定された含有量に基づいてこの特性を報告したが、これらの 4 つの化学元素を単一コードに統合してしまうと、異なる特性を有する製品が同一コードで報告される事例が発生してしまうため、同一品目間の公正な価格比較を阻害するリスクが高くなってしまう。

(イ) 4 つの化学成分を単一のコードに統合するのではなく、各成分に個別のコードを割り当てて製品特性を区別すべきであると考え。これにより、同一化学組成の製品間での適切な比較が可能となる。コード 1 つで回答する代わりに、4 つの成分それぞれを固有のコードで回答することで、同一化学組成の製品間の価格比較が容易になる。

1-6-6-2 利害関係者への追加質問状（12 月 8 日付け）の送付及びこれに対する回答の状況等

- (48) 調査当局は、上記(47)を踏まえ、お願い紙で明示した調査対象貨物の品種等の分類の変更を検討することとし、令和 7 年 12 月 8 日、お願い紙で明示した調査対象貨物の品種等の分類を変更することの可否に関する確認を主な目的とする追加調査のため、サンプリング調査対象者 4 者⁷³に対して「海外供給者に対する追加質問状」、輸入者当初質問状回答書を提出した輸入者 14 者⁷⁴に対して「輸入者に対する追加質問状」、本邦生産者当初質問状回答書を提出した本邦生産者 7 者⁷⁵に対して「本邦生産者に対する追加質問状」（以下、総称して「追加質問状（12 月 8 日付け）」という。）をそれぞれ送付し、期限を定めて回答及び意見を求めるとともに、「特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、協定 6.8 及び同附属書 II、政令第 10 条第 4 項⁷⁶並びにガイドライン 10.に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクト・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」ことを明示した。

- (49) 利害関係者への追加質問状（12 月 8 日付け）の送付及びこれに対する回答の状況等について、その詳細（利害関係者名、追加質問状（12 月 8 日付け）送付日及び追加質問状（12 月 8

⁷² NS Siam United Steel

⁷³ POSCO、KG Dongbu Steel、鞍鋼、湖南華菱漣源鋼鉄

⁷⁴ GS ジャパン株式会社、株式会社暁星ジャパン、阪和興業株式会社、小野建株式会社、大東鉄板株式会社、JFE 商事株式会社、【輸入者 A】、PIJ、現代ジャパン株式会社、パナソニックオペレーショナルエクセレンス株式会社、株式会社東国、新東亜交易株式会社、小野建スチール株式会社、鐵商株式会社

⁷⁵ 日本製鉄、日鉄鋼板、神戸製鋼所、ヨドコウ、JFE スチール株式会社、JFE 鋼板株式会社、丸一鋼管株式会社

⁷⁶ 令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条第 5 項

日付け) 回答日) は、「表 17 利害関係者への追加質問状 (12 月 8 日付け) の送付及びこれに対する回答の状況等」のとおりであった。

表 17 利害関係者への追加質問状 (12 月 8 日付け) の送付及びこれに対する回答の状況等

利害関係者名	追加質問状 (12 月 8 日付け) 送付日	追加質問状 (12 月 8 日付け) 回答日
<供給者>		
POSCO	12/8	12/17
KG Dongbu Steel	12/8	12/17
鞍鋼	12/8	回答無し
湖南華菱漣源鋼鉄	12/8	12/11
<輸入者>		
GS ジャパン株式会社	12/8	12/17
株式会社暁星ジャパン	12/8	12/17
阪和興業株式会社	12/8	12/17
小野建株式会社	12/8	回答無し
大東鉄板株式会社	12/8	12/11
JFE 商事株式会社	12/8	回答無し
【輸入者 A】	12/8	12/17
PIJ	12/8	12/17
現代ジャパン株式会社	12/8	回答無し
パナソニックオペレーショナルエクセレンス株式会社	12/8	12/17
株式会社東国	12/8	12/17
新東亜交易株式会社	12/8	回答無し
小野建スチール株式会社	12/8	回答無し
鐵商株式会社	12/8	12/16
<本邦生産者>		
日本製鉄	12/8	12/17
日鉄鋼板	12/8	12/17
神戸製鋼所	12/8	12/17
ヨドコウ	12/8	12/17
JFE スチール株式会社	12/8	12/17
JFE 鋼板株式会社	12/8	12/15
丸一鋼管株式会社	12/8	回答無し

- (50) 追加質問状 (12 月 8 日付け) の回答期限である令和 7 年 12 月 17 日までに提出された回答において、サンプリング調査対象者 3 者⁷⁷、輸入者 8 者⁷⁸及び申請者を含む本邦生産者 6 者⁷⁹から調査対象貨物の品種等の分類の変更についての意見の提出があり、主な意見の要旨は、「品種コード⑥ (原板の化学成分 i)」の分類の方法についての意見については「表 18 調査対象貨物の品種等の分類の変更についての意見」のとおりであり、また、品種コード⑥の修正及び新たな品種コードの追加に関するその他の意見・提案については「表 19 品種コード⑥の修正及び新たな品種コードの追加に関するその他の意見・提案」のとおりであった。

表 18 調査対象貨物の品種等の分類の変更についての意見

意見の提出者の属性 及びその意見	意見の具体的理由
---------------------	----------

⁷⁷ POSCO、KG Dongbu Steel、湖南華菱漣源鋼鉄

⁷⁸ GS ジャパン株式会社、株式会社暁星ジャパン、阪和興業株式会社、大東鉄板株式会社、PIJ、パナソニックオペレーショナルエクセレンス株式会社、株式会社東国、鐵商株式会社

⁷⁹ 日本製鉄、日鉄鋼板、神戸製鋼所、ヨドコウ、JFE スチール株式会社、JFE 鋼板株式会社

＜海外供給者＞	
妥当	・当社は、対象製品の原料である HR を自社では生産しておらず、全量を購入して対象製品を製造している。このため、原板の化学成分は、対象製品の製造原価及び販売単価を決定する主要な要素ではなく、現行の化学成分による分類基準により、既に対象製品の特性が十分に反映されているものと判断している。したがって、現在「お願い紙」に記載されている「品種コード⑥」の修正は不要であると認識している。 ・当該分類方法は関連製品の物理特性などをよく反映できている。
修正が必要	様々な規格は化学成分の含有量に差異がある。最初の照会書で要求された品種コード⑥は、これらの規格ごとの差異を一般的に良く反映している。しかし、一部の場合には、異なる炭素含有量やマンガン含有量を持ちながら、与えられた表に基づいて同じ品種として報告される事例が発生している。つまり、異なる用途や異なる規格の製品が同じ品種として報告されるエラーが発生しているため、四つの成分を一つのコードで束ねて報告するのではなく、四つの成分それぞれに個別に品種コードを付与すれば、より正確な区分が可能になると期待している。
＜輸入者＞	
妥当	・顧客のニーズや売買商談において化学成分の分類を細分化する必要を感じないため「修正は不要」と考える。 ・対象品種の輸入に際し、化学成分を限定する必要性が無い。
修正が必要	・輸入者側としては、化学成分による購買はしておらず、鋼種（例：JIS SGCC）によって値決め、購買しているため、化学成分ではなく、鋼種で区別した方が良いと思う。 ・現在、当社が輸入者として購入している中国材は加工が比較的容易な数部品に限定して使用されているため、化学成分を細かく指定して購入するようなことは発生していない。しかしながら、当社が購入者として日本代理店から購入している韓国材は採用部品が多岐にわたり、加工が複雑な部品にも使用されているため、一部の明細は化学成分値を指定して購入することがある（例えば超低炭材など）。また化学成分ではなく機械的特性値を指定するケースもある。これらの指定材は他メーカーでの代替生産が難しく、変更承認にも時間とコストを要する。このため、主に建材用途で 사용되는汎用鋼材とは明確な区分分けが必要と考える。 ・質問書に区分されている品種コード⑥は、別途の誤りがあるわけではない。また、4つのコンポーネントの組み合わせは、成分ごとに範囲が一般的によく区別されている。ただし、4つの構成要素を組み合わせるのではなく、それぞれ別々の品種コード構成要素に区分すれば、もう少し製品の実際の特性をよく反映した品種コード構成になり、ダンピング率計算時に品種コード別に計算される販売価格とともに生産コスト情報ももう少し精巧に分類されて計算できると期待している。
＜本邦生産者＞	
妥当	・当社活用の JIS 規格や自主規格と齟齬がないため。 ・主要な 4 元素により、製品特性の区分は可能と考える。
修正が必要	POSCO の意見書のとおり、化学成分（炭素、マンガン、リン、硫黄）の組み合わせによって分類を行っている品種コード⑥については、個々の化学成分ごとの性質や特性を反映することができるものになっていないため、適切な製品の分類となっておらず、修正が必要。

表 19 品種コード⑥の修正及び新たな品種コードの追加に関するその他の意見・提案

意見の提出者の属性	意見の内容
＜海外供給者＞	品種コード⑥を除いては他の条件はすべて同じであるにもかかわらず、規格の違いおよび成分の違いにより、製造原価と販売価格が異なることを説明する。したがって、同じ品種コードの中に異なる規格が共存していることを説明し、このようなエラーを解決していただきたい。
＜本邦生産者＞	以下のとおり規格をベースとした品種コードを追加することが、調査対象貨物の製品分類の実態に沿ったものであり適当。 調査対象貨物について、自社の製品の分類は、添付資料として提出したカタログやウェブサイトの通り、規格、幅、厚さ等によって行われている。このうち規格以外の項目は既存の品種コードに関してカバーできているが、規格は既存の品種コードによってカバーされていない。 また、品種コード⑥は、JIS 規格における化学成分の分類を反映させたものと理解できるところ、本来 JIS 規格と対応する形で作成されている。規格による分類によって、化学成分による特性・品質・性能の違いについても含めて、調査対象貨物の特性・品

	質・性能を踏まえて品種を分類・特定することができる。また、化学成分のみによって特性・品質・性能が決定するわけではないため、かかる観点からも化学成分に限らず適用や品質なども踏まえた規格による品種の分類が適当（引用：JISG3302 規格など）。したがって、規格における種類の記号によって品種コードを作成することが妥当。 また、代表的な中国企業、韓国企業においても、JIS 規格をはじめとする規格を製品の分類の要素としており、加えて、化学成分について製品の分類の具体的基準となっていないことがわかる。例えば、添付資料として提出した POSCO や韓国現代製鉄のカタログには、JIS 規格をはじめとする主要国・地域の規格が比較掲載されており、中国宝武鋼鉄集団のカタログには、「ISO、EN、JIS、ASTM 等の国際・国外の標準規格で生産可能」との記載がある。 個々の規格の細かな要件について一部に違いがある場合もあるため、完全な対応関係にないものもあるが、市場においては、用途・適用（一般用、絞り加工用、高強度用など）などの要素によって、同種のものあるいは同等品として分類されている。したがって、規格が異なることをもって別の製品として完全に扱うことは適当ではなく、異なる規格であっても用途・適用などの要素によって同種のものとして分類される場合には、同じ品種として扱うことが適当。この点については、添付資料として提出した POSCO の自動車鋼板カタログにおいて各規格の対応表の記載があり、用途・適用でまとめられていることを踏まえても明らかである。 したがって、規格における種類の記号に基づく品種コードや、他の規格との互換性を踏まえて規格における用途・適用に基づく品種コードとすることが妥当であると考え
--	--

1-6-6-3 品種コード変更通知

(51) 調査当局は、利害関係者の追加質問状（12月8日付け）に対する上記(49)の回答及び上記(50)の意見を踏まえ、調査対象貨物の品種等の分類変更の可否について下記(52)のとおり検討した結果、調査対象貨物の品種等の分類を変更し、品種コード⑥を削除するとともに、新たに品種コード⑬（規格）を追加することとした。令和7年12月25日、調査当局が知り得た全ての利害関係者及び代替国供給者に対して、「「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」における調査対象貨物の品種等の分類の変更について」（以下「品種コード変更通知」という。）を送付し、調査対象貨物の品種等の分類を変更することを通知した。

(52) 調査当局は、品種コード変更通知において、以下(ア)及び(イ)の検討結果を示した。

(ア) 「炭素、マンガン、リン、硫黄の4つの化学成分の組み合わせに基づく化学組成に明らかな差異があるにもかかわらず、質問状におけるコード分類の指示により、単一コードでの分類をせざるを得ないこととなってしまう、特性が異なる製品が同一製品コードに分類されてしまっている」との意見については、炭素、マンガン、リン及び硫黄の4つの化学成分の組み合わせに基づく品種コード⑥は、JIS G 3302における調査対象貨物に係る原板の化学成分について種類の記号ごとに定めた表をもとに作成されたものである。したがって、4つの化学成分の組み合わせによって品種コードを分類しているが、これによって当該意見のとおり、4つの化学成分のうち特定の化学成分の数値のみが高い場合に、その特に数値が高い化学成分の数値のみによって品種コードが決定されることとなり、これによって、特定の化学成分の含有量に明らかな差異があるにもかかわらず同一の品種コードに分類される場合が生じうるものとなっている。

4つの化学成分については、質問状回答によれば4つの化学成分が調査対象貨物の生産コスト、販売価格及び製品特性に影響を及ぼすものであることが複数の利害関係者による追加質問状（12月8日付け）に対する回答から確認することができる。そのため、品種コード⑥は、これによって特性が異なる製品を同一の製品として扱うこととなる可能性を有するものであり、価格の公正な比較を妨げる可能性が否定できない。したがって、品種コード⑥は変更する必要がある。

(イ) 「4 つの化学成分を単一のコードに統合するのではなく、各成分に個別のコードを割り当てて製品特性を区別すべきであるとの意見については、4 つの化学成分を単一のコードに統合するのではなく、各成分に個別のコードを割り当てて製品特性を区別すべきである」との意見について、調査対象貨物の品種等の分類は調査対象貨物の価格の公正な比較のために設定するものであるところ、同一の製品同士を比較することによって、価格の公正な比較を可能とするためである。したがって、製品がどのような基準によって分類・特定されているかを踏まえて、品種コードを決定することが相当であると考ええる。

海外供給者の追加質問状（12月8日付け）回答書等を踏まえると、4 つの化学成分は調査対象貨物の生産コスト、販売価格及び製品特性に影響を及ぼすものであるところ、追加質問状（12月8日付け）に回答のあった海外供給者の全てが化学成分の含有量に応じて製品を分類・特定しているとの回答であった。しかしながら、ミルシート上において検査項目として4 つの化学成分が記載されていることは確認でき、海外供給者の調査対象貨物に係るカタログにおいても化学成分の含有量に関する記載が確認できた一方で、海外供給者のカタログや価格表における化学成分の含有量の記載は規格に対応する化学成分量を記載しているものにすぎず、個別の化学成分や化学成分の組み合わせによって製品を分類・特定していることをうかがわせる記載は確認できなかった。また、回答のあった海外供給者の一部においては、これらの化学成分について個別で製造原価を管理していないとの回答であった。

また、輸入者の追加質問状（12月8日付け）回答書等においても、規格を製品を分類・特定する基準として回答する一方で、化学成分を製品を分類・特定する基準として回答しない企業が大部分を占め、調査対象貨物の輸入に際しては、規格によって製品の特定をし、化学成分の含有量については個別の含有量ではなく規格によって定められた範囲を満たしているかを確認している、規格による購入を行っており化学成分ごとの管理は行っていないとの回答も確認できた。さらに、追加質問状（12月8日付け）に回答した輸入者9社のうち6社より、化学成分の含有量を個別の品種コードとした場合、回答が困難となる旨の回答がなされた。なお、一部の取引において、例外的に化学成分を指定する場合や指定される場合があるとの回答も確認できたが、化学成分の含有量が製品の分類・特定の基準として一般的に用いられていると認められるものではなかった。

一方で、海外供給者及び本邦生産者の追加質問状（12月8日付け）回答書においては、製品の用途と特性を基本的に決定するのは規格であり、様々な規格ごとに化学成分の成分値や機械的性質が異なるのであり、主にこの4 つの化学成分の含有量によって決定される製品の規格が基本的に生産原価や販売価格、製品特性に影響を与えるとの回答があった。また、海外供給者のカタログにおいても、規格によって製品を分類・特定していることをうかがわせる記載を確認することができた。これによると、調査対象貨物について製品の分類・特定の基準とされているのは規格であり、化学成分は規格が満たすべき要件であると考えられる。輸入者の追加質問状（12月8日付け）回答書等においても、製品の分類・特定の基準として規格を回答するものが大部分を占めた一方で、化学成分それ自体を製品の分類・特定の基準として回答したものはわずかであった。

したがって、4 つの化学成分ごとに個別に品種コードを割り当てるのは適当ではない。しかし、4 つの化学成分の含有量によって決定される製品の規格が生産原価や販売価格、製品特性に影響を与えるものであり、各生産者のカタログ等においても規格の記載が確認できたことを踏まえると、4 つの化学成分ではなく、それによって決定される規格によって品種コードを分類することが適当である。

(53) また、調査当局は、品種コード変更通知において、上記「**表 18 調査対象貨物の品種等の分類の変更についての意見**」の意見のうち「品種コード⑥（原板の化学成分 i）」の分類の方法について、以下(ア)から(サ)までの検討結果を示した。

(ア) 原板の化学成分は、対象製品の製造原価及び販売単価を決定する主要な要素ではなく、

現行の化学成分による分類基準により既に対象製品の特性が十分に反映されている旨の意見については、利害関係者から提出された上記意見のみでは、品種コード⑥により特性が異なる製品を同一の製品として扱うこととなる可能性があるとの問題を解消するものではないため、当該意見をもって、品種コード⑥が妥当であり品種コード⑥を変更する必要はないと判断することはできない。

- (イ) 品種コード⑥は関連製品の物理特性などをよく反映できている旨の意見については、利害関係者から提出された上記意見のみでは、品種コード⑥により特性が異なる製品を同一の製品として扱うこととなる可能性があるとの問題を解消するものではないため、当該意見をもって、品種コード⑥が妥当であり品種コード⑥を変更する必要はないと判断することはできない。
- (ウ) 四つの成分を一つのコードで束ねて報告するのではなく、四つの成分それぞれに個別に品種コードを付与すれば、より正確な区分が可能になる旨の意見については、上記(52)(ア)及び(イ)に記載のとおり。
- (エ) 顧客のニーズや売買商談において化学成分の分類を細分化する必要性を感じない旨の意見については、利害関係者から提出された上記意見のみでは、品種コード⑥により特性が異なる製品を同一の製品として扱うこととなる可能性があるとの問題を解消するものではないため、当該意見をもって、品種コード⑥が妥当であり品種コード⑥を変更する必要はないと判断することはできない。
- (オ) 対象品種の輸入に際し、化学成分を限定する必要性が無い旨の意見については、利害関係者から提出された上記意見のみでは、品種コード⑥により特性が異なる製品を同一の製品として扱うこととなる可能性があるとの問題を解消するものではないため、当該意見をもって、品種コード⑥が妥当であり品種コード⑥を変更する必要はないと判断することはできない。
- (カ) 輸入者側としては、化学成分による購買はしておらず、鋼種（例：JIS SGCC）によって値決め、購買しているため、化学成分ではなく、鋼種で区別した方が良い旨の意見について、利害関係者から提出された上記意見は、品種コードを、化学成分ではなく、規格に基づく鋼種に基づくべきとの意見であるところ、上記(52)(イ)に記載のとおり、規格によって品種コードを分類することが適当である。
- (キ) 化学成分値を指定する指定材は主に建材用途で使用する汎用鋼材とは明確な区分分けが必要である旨の意見については、利害関係者から提出された上記意見は、化学成分を指定する指定材について汎用鋼材と区分できる品種コードにすべきとの意見であるところ、上記(52)(イ)に記載のとおり、規格によって品種コードを分類することが適当であるとともに、規格による品種コードによって汎用鋼材と特別な指定材とを分類することが可能である。
- (ク) それぞれ別々の品種コード構成要素に区分すれば、もう少し製品の実際の特性をよく反映した品種コード構成になる旨の意見については、上記(52)(ア)及び(イ)に記載のとおり。
- (ケ) 当社活用の JIS 規格や自主規格と齟齬がない旨の意見については、利害関係者から提出された上記意見のみでは、品種コード⑥により特性が異なる製品を同一の製品として扱うこととなる可能性があるとの問題を解消するものではないため、当該意見をもって、品種コード⑥が妥当であり品種コード⑥を変更する必要はないと判断することはできない。

- (コ) 主要な 4 元素により、製品特性の区分は可能と考える旨の意見については、利害関係者から提出された上記意見のみでは、品種コード⑥により特性が異なる製品を同一の製品として扱うこととなる可能性があるとの問題を解消するものではないため、当該意見をもって、品種コード⑥が妥当であり品種コード⑥を変更する必要はないと判断することはできない。
- (サ) 修正が必要：化学成分は製品特性に影響を及ぼすが、製品の分類単位としては適当ではない旨の意見については、利害関係者から提出された上記意見は、品種コード⑥により特性が異なる製品を同一の製品として扱うこととなる可能性があるとの問題を受けて品種コードの変更を求めるものであり、上記(52)(ア)のとおり、品種コード⑥を変更する必要があるとともに、上記(52)(イ)のとおり、製品の用途と特性を基本的に決定するのは規格であり、様々な規格ごとに化学成分の含有量が異なるという関係性を踏まえると、化学成分の含有量それ自体は製品を分類・特定するための基準ではなく、品種コードとすることは適当ではない。
- (54) さらに、品種コード変更通知において、調査当局は、上記(50)の意見のうち、品種コード⑥の修正及び新たな品種コードの追加に関するその他の意見・提案については、以下(ア)及び(イ)の検討結果を示した。
- (ア) 品種コード⑥を除いては他の条件はすべて同じであるにもかかわらず、規格の違い及び成分の違いにより、製造原価と販売価格が異なるとの意見については、上記(52)(ア)及び(イ)のとおり。
- (イ) 規格における種類の記号に基づく品種コードや、他の規格との互換性を踏まえて規格における用途・適用に基づく品種コードとすることが妥当との意見については、上記(52)(ア)及び(イ)のとおり。

1-6-6-4 利害関係者への追加質問状（12月25日付け）の送付及びこれに対する回答の状況等

- (55) 調査当局は、令和 7 年 12 月 25 日、調査対象貨物の品種等の分類の変更に伴い、これまでに提出された質問状回答について新しい品種コードに関する事項を確認することを主な目的とする追加調査のため、サンプリング調査対象者 4 者に対して「海外供給者追加質問状」、輸入者当初質問状に回答のあった輸入者 14 者に対して「輸入者追加質問状」及び代替国当初質問状回答書を提出した代替国供給者 5 者に対して「代替国追加質問状」（以下、総称して「追加質問状（12月25日付け）」という。）をそれぞれ送付し、期限を定めて回答を求めるとともに、代替国供給者以外は、「特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、協定 6.8 及び同附属書 II、政令第 10 条第 4 項⁸⁰並びにガイドライン 10.に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」ことを明示した。
- (56) 利害関係者及び代替国供給者への追加質問状（12月25日付け）の送付及びこれに対する回答の状況等について、その詳細（利害関係者及び代替国供給者名、追加質問状（12月25日付け）送付日及び追加質問状（12月25日付け）回答日）については、「表 20 利害関係者及び代替国供給者への追加質問状（12月25日付け）の送付及びこれに対する回答の状況等」のとおりであった。なお、追加質問状（12月25日付け）に係る回答の提出期限の延長の申出については、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

⁸⁰ 令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条第 5 項

表 20 利害関係者及び代替国供給者への追加質問状（12 月 25 日付け）の送付及びこれに対する回答の状況等

利害関係者及び代替国供給者名	追加質問状 (12 月 25 日付け) 送付日	追加質問状 (12 月 25 日付け) 回答日
<供給者>		
POSCO	12/25	1/15
KG Dongbu Steel	12/25	1/15 及び 1/26 (延長後) (調査項目 B～E の一部)
鞍鋼	12/25	1/15
湖南華菱漣源鋼鉄	12/25	1/15
<輸入者>		
GS ジャパン株式会社	12/25	1/15
株式会社暁星ジャパン	12/25	1/15
阪和興業株式会社	12/25	1/14
小野建株式会社	12/25	回答無し
大東鉄板株式会社	12/25	1/14
JFE 商事株式会社	12/25	1/15
【輸入者 A】	12/25	回答無し
PIJ	12/25	1/15
現代ジャパン株式会社	12/25	回答無し
パナソニックオペレーショナルエク セレンス株式会社	12/25	1/15
株式会社東国	12/25	回答無し
新東亜交易株式会社	12/25	回答無し
小野建スチール株式会社	12/25	回答無し
鐵商株式会社	12/25	1/19
<本邦生産者>及び<代替国供給者>		
日本製鉄	12/25	1/15
株式会社中山製鋼所	12/25	—
JFE スチール株式会社	12/25	1/15
JFE 鋼板株式会社	12/25	1/9
NS-Siam United Steel	12/25	1/15

1－6－7 利害関係者への追加質問状の送付及びこれに対する回答の状況等

- (57) 調査当局は、利害関係者からの各当初質問状（本邦生産者当初質問状及び供給者当初質問状）及び各不備改め版回答を受領後、各回答の確認を主な目的とする追加調査のため、本邦生産者 4 者⁸¹に対し、「本邦生産者に対する追加質問状」（以下「本邦生産者追加質問状」という。）を、供給者 4 者⁸²に対し、「海外供給者に対する追加質問状」（以下「供給者追加質問状」という。）を、それぞれ送付し、期限を定めて回答を求めるとともに、「特段の理由なく回答期限内に回答しない場合、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項⁸³並びにガイドライン 10.に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」ことを明示した。
- (58) 利害関係者への追加質問状の送付及びこれに対する回答の状況等について、その詳細（利害関係者名、追加質問状送付日及び追加質問状回答日）は、「表 21 利害関係者への追加質問状の送付及びこれに対する回答の状況等」のとおりであった。なお、供給者追加質問状に係る回答の提出期限の延長の申出については、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

⁸¹ 日本製鉄、日鉄鋼板、神戸製鋼所、ヨドコウ

⁸² POSCO、KG Dongbu Steel、鞍鋼、湖南華菱漣源鋼鉄

⁸³ 令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条第 5 項

表 21 利害関係者への追加質問状の送付及びこれに対する回答の状況等

利害関係者名	追加質問状送付日	追加質問状回答日
＜本邦生産者追加質問状＞		
日本製鉄	1/29 ⁸⁴	2/12
日鉄鋼板	1/29 ⁸⁵	2/12
神戸製鋼所	1/29 ⁸⁶	2/12
ヨドコウ	1/29 ⁸⁷	2/12
＜供給者追加質問状＞		
POSCO	3/3 ⁸⁸	3/17
KG Dongbu Steel	3/3 ⁸⁹	3/17
鞍鋼	1/29 ⁹⁰	2/12
湖南華菱漣源鋼鉄	2/6 ⁹¹	2/26

1－6－8 代替国候補の供給者への追加質問状の送付及びこれに対する回答の状況等

(59) 調査当局は、令和 8 年 2 月 20 日、代替国候補の供給者からの代替国当初質問状及び不備改め版回答を受領後、当該回答の確認を主な目的とする追加調査のため、代替国供給者 1 者⁹²に対して「代替国の生産者及び輸出者に対する追加質問状」（以下「代替国追加質問状」という。）を送付し、期限を定めて回答を求めた。

(60) 代替国追加質問状に対して、当該代替国候補の供給者⁹³から、提出期限である令和 8 年 3 月 9 日⁹⁴までに、代替国追加質問状の回答の提出があった。

1－6－9 代替国候補の供給者への不備指摘の送付及びこれに対する不備改め版回答の状況等

(61) 調査当局は、代替国候補の供給者からの代替国追加質問状への回答を受領後、当該回答について、必要な資料が添付されていない項目や回答内容に不備がある項目があったこと等から、代替国供給者 1 者⁹⁵に対して、令和 8 年 3 月 23 日、当該箇所を明示し、不備指摘を送付し、これに対する不備改め版回答を求めた。当該不備指摘に対して、当該代替国候補の供給者から、提出期限である同年 4 月 7 日までに、不備改め版回答の提出があった。

1－6－10 新たに判明した直接の利害関係人

(62) 令和 7 年 11 月 13 日付けで、中国鉄鋼工業協会から証拠の提出及び意見の表明があり、その内容を確認したところ、本調査に係る直接の利害関係人であると判断できたことから、調

⁸⁴ 回答期限は令和 8 年 2 月 12 日

⁸⁵ 同上

⁸⁶ 同上

⁸⁷ 同上

⁸⁸ 回答期限は令和 8 年 3 月 17 日

⁸⁹ 同上

⁹⁰ 回答期限は令和 8 年 2 月 12 日

⁹¹ 回答期限は令和 8 年 2 月 27 日

⁹² NS-Siam United Steel

⁹³ 同上

⁹⁴ 令和 8 年 2 月 20 日に送付した代替国追加質問状の提出期限

⁹⁵ NS-Siam United Steel

査当局は、同団体を財務大臣が本調査に特に利害関係を有すると認める者とした。

1-6-1-1 証拠の提出及び証言、対質の申出、意見の表明等

1-6-1-1-1 証拠の提出及び証言

- (63) 証拠の提出⁹⁶について、その期限である令和7年11月13日までに提出があり、その詳細（提出者名及び提出日）は、「表22 証拠の提出」のとおりであった。なお、上記「1-6-1 利害関係者等への質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」に記載のとおり、供給者及び輸入者から、期限を超過して提出された確認票、質問状回答書及び不備改め版回答書については、調査当局は、調査に支障のない範囲で、自発的な証拠の提出としてこれを受理した。

表22 証拠の提出

提出者名	提出日
<本邦生産者>	
日本製鉄、日鉄鋼板、神戸製鋼所、ヨドコウ（4者連名）	8/27、9/19、11/7 及び 11/13
三和実業株式会社 ⁹⁷	11/12
<財務大臣が本調査に特に利害関係を有すると認める者>	
中国鉄鋼工業協会	11/13

- (64) 証言⁹⁸について、その申出の期限である令和7年11月13日までに申出はなかった。

1-6-1-1-2 対質の申出⁹⁹

- (65) 対質の申出について、その期限である令和7年12月15日までに申出はなかった。

1-6-1-1-3 意見の表明¹⁰⁰

- (66) 意見の表明について、その期限である令和7年12月15日までに表明があり、その詳細（提出者名及び提出日）は、「表23 意見の表明」のとおりであった。

表23 意見の表明

提出者名	提出日
<供給者>	
POSCO	10/29
<本邦生産者>	
日本製鉄、日鉄鋼板、神戸製鋼所、ヨドコウ（4者連名）	11/13
<財務大臣が本調査に特に利害関係を有すると認める者>	

⁹⁶ 政令第10条第1項

⁹⁷ 確認票回答において本邦生産者である旨の回答の提出があったが、その後、当該回答は誤りであり、利害関係者に該当しないとして、同社が利害関係者に該当しない旨の内容の確認票回答の修正版が証拠として提出された。

⁹⁸ 政令第10条第2項

⁹⁹ 政令第12条第1項

¹⁰⁰ 政令第12条の2第1項

1-6-1 1-4 情報の提供¹⁰¹

(67) 情報の提供について、その期限である令和 7 年 12 月 15 日までにその提供はなかった。

1-6-1 2 現地調査

1-6-1 2-1 供給者に対する現地調査の実施状況

- (68) 調査当局は、令和 8 年 2 月 3 日、サンプリング調査対象者である中国の供給者 2 者¹⁰²に対して、同月 13 日、サンプリング調査対象者である韓国の供給者 2 者¹⁰³に対して、「表 24-1 供給者に対する現地調査の実施状況」のとおり、現地調査への同意の有無の確認とともに現地調査の日程を提示した「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」に係る現地調査の受入れの可否について（回答依頼）を送付し、現地調査の受入れの可否等の確認¹⁰⁴を行った。
- (69) これに対して、上記(68)の中国の供給者 2 者から回答期限である令和 8 年 2 月 10 日¹⁰⁵までに、上記(68)の韓国の供給者 2 者から回答期限である同月 20 日¹⁰⁶までに、提示した日程での現地調査受入れの同意を得た。
- (70) 調査当局は、中国の供給者 2 者から現地調査受入れの同意を得た後、外務省から中華人民共和国駐日本国大使館を通じて中国政府に対して、中国の供給者 2 者に対する現地調査への異議の有無について確認¹⁰⁷を依頼した。
- (71) これに対して、調査当局は、中華人民共和国駐日本国大使館から外務省を通じて、中国の供給者 2 者に対する現地調査について、中国政府は異議がない旨の回答を得た。
- (72) また、調査当局は、韓国の供給者 2 者から現地調査受入れの同意を得た後、外務省から駐日本国大韓民国大使館を通じて韓国政府に対して、韓国の供給者 2 者に対する現地調査への異議の有無について確認¹⁰⁸を依頼した。
- (73) これに対して、調査当局は、駐日本国大韓民国大使館から外務省を通じて、韓国の供給者 2 者に対する現地調査について、韓国政府は異議がない旨の回答を得た。
- (74) 調査当局は、現地調査の受入れに同意した供給者 4 者に対し、現地調査に係る説明及び注意事項並びに調査項目等を記載した「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」に係る現地調査の実施について」を送付¹⁰⁹し、その後、「表 24-1 供給者に対する現地調査の実施状況」のとおり、現地調査受入れの同意があった日程のとおり、現地調査を実施した¹¹⁰。

¹⁰¹ 政令第 13 条第 1 項

¹⁰² 鞍鋼、湖南華菱漣源鋼鉄

¹⁰³ POSCO、KG Dongbu Steel

¹⁰⁴ 協定 6.7 及び同附属書 I 並びにガイドライン 9.(1)一①イ及びロ

¹⁰⁵ 鞍鋼、湖南華菱漣源鋼鉄に送付した通知の提出期限

¹⁰⁶ POSCO、KG Dongbu Steel に送付した通知の提出期限

¹⁰⁷ 協定 6.7 及び同附属書 I 並びにガイドライン 9.(1)一①ハ

¹⁰⁸ 同上

¹⁰⁹ 協定 6.7 及び同附属書 I 並びにガイドライン 9.(1)一②

¹¹⁰ 現地調査は、財務省（東京都千代田区霞が関 3-1-1）からオンラインにて実施した。

表 24-1 供給者に対する現地調査の実施状況

対象者名	現地調査受入可否等確認通知日	現地調査受入可否等回答日	現地調査項目等の通知日	現地調査実施日
< 韓国の供給者 >				
POSCO	2/13	2/19	3/3 (1 回目) 4/2 (2 回目)	3/19 (1 回目) 4/20~4/23 (2 回目)
KG Dongbu Steel	2/13	2/19	4/2	4/27~4/30
< 中国の供給者 >				
鞍鋼	2/3	2/6	3/3	3/23~3/25
湖南華菱漣源鋼鉄	2/3	2/5	3/13	4/1~4/3

1-6-12-2 本邦生産者に対する現地調査の実施状況

(75) 調査当局は、令和 8 年 2 月 3 日、上記「表 6 本邦生産者への本邦生産者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」に記載の本邦生産者当初質問状回答書を提出した本邦生産者 7 者のうち 2 者¹¹¹に対して、「表 24-2 本邦生産者に対する現地調査の実施状況」のとおり、現地調査への同意の有無の確認とともに現地調査の日程を提示した「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」に係る現地調査の受入れの可否について（回答依頼）を送付し、現地調査の受入れの可否等の確認¹¹²を行った。

(76) これに対して、上記(75)の本邦生産者 2 者から回答期限である令和 8 年 2 月 10 日までに、提示した日程での現地調査受入れの同意を得た。

(77) 調査当局は、現地調査の受入れに同意した本邦生産者 2 者に対して、現地調査に係る説明及び注意事項並びに調査項目等を記載した「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」に係る現地調査の実施について」を送付¹¹³し、その後、「表 24-2 本邦生産者に対する現地調査の実施状況」のとおり現地調査を実施した。

表 24-2 本邦生産者に対する現地調査の実施状況

対象者名	現地調査受入可否等確認通知日	現地調査受入可否等回答日	現地調査項目等の通知日	現地調査実施日
日本製鉄	2/3	2/10	2/20	3/16~17
ヨドコウ	2/3	2/10	2/20	3/12~3/13

1-6-12-3 代替国供給者に対する現地調査の実施状況

(78) 調査当局は、令和 8 年 4 月 7 日、上記(45)の代替国当初質問状回答書を提出した代替国供給者 5 者のうち 1 者¹¹⁴に対して、「表 24-3 代替国供給者に対する現地調査の実施状況」のとおり、現地調査への同意の有無の確認とともに現地調査の日程を提示した「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査（非市場経済国の代替国としての生産者に係るもの）」に係る現地調査の受入れの可否について（回答依頼）を送付¹¹⁵し、現地調査の受入れの可否等の確認を行った。

¹¹¹ 日本製鉄、ヨドコウ

¹¹² ガイドライン 9. (1)ー①イ、ロ及び(3)

¹¹³ ガイドライン 9. (1)ー②及び(3)

¹¹⁴ 【企業名】

¹¹⁵ 協定 6.7 及び同附属書 I 並びにガイドライン 9.(1)ー①イ及びロを準用

(79) これに対して、上記(78)の代替国供給者 1 者から回答期限である令和 8 年 4 月 14 日までに、提示した日程での現地調査の受入れの同意を得た。

(80) 代替国供給者 1 者から現地調査受入れの同意を得た後、【代替国に係る記述】当該代替国供給者 1 者に対する現地調査の実施について通知¹¹⁶した。

(81) 調査当局は、現地調査の受入れに同意した代替国供給者 1 者に対して、現地調査に係る説明及び注意事項並びに調査項目等を記載した「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査（非市場経済国の代替国としての生産者に係るもの）」に係る現地調査の実施についてを送付¹¹⁷し、その後、「表 24-3 代替国供給者に対する現地調査の実施状況」のとおり現地調査を実施した。

表 24-3 代替国供給者に対する現地調査の実施状況

対象者名	現地調査受入可否等確認通知日	現地調査受入可否等回答日	現地調査項目等の通知日	現地調査実施日
【企業名】	4/7	4/14	4/22	5/19～5/21

1-6-12-4 供給者、本邦生産者及び代替国供給者に対する現地調査後の手続の実施状況

(82) 調査当局は、現地調査終了後、各現地調査結果報告書を作成し、現地調査対象者である供給者 4 者、本邦生産者 2 者及び代替国供給者 1 者に対して、各現地調査結果報告書を送付の上、期限を定めて、各現地調査結果報告書の内容に関して明らかな事実誤認があり修正を要望する場合は、修正を要望する箇所等の必要事項を記載した書面を提出するよう求めた。この際、提出された修正要望に係る各現地調査結果報告書への反映については、調査当局が当該修正要望の内容が適当であると認める場合に限ることを明示した。

(83) 現地調査結果報告書の送付及びこれに対する修正の要望の状況等は、「表 24-4 現地調査結果報告書の送付及びこれに対する修正の要望の状況等」のとおりである。

(84) 調査当局は、各修正の要望の内容を検討し、その内容が適当であると認めたものに関し、各現地調査結果報告書を修正した。

表 24-4 現地調査結果報告書の送付及びこれに対する修正の要望の状況等

対象者名	現地調査結果報告書送付日	明らかな事実誤認による修正の要望書提出日
<供給者>		
POSCO	6/2	6/16
KG Dongbu Steel	6/12	6/23
鞍鋼	4/17	5/1
湖南華菱漣源鋼鉄	4/17	5/1
<本邦生産者>		
日本製鉄	3/30	4/13
ヨドコウ	3/30	4/13
<代替国供給者>		

¹¹⁶ 協定 6.7 及び同附属書 I 並びにガイドライン 9.(1)一①ハを準用

¹¹⁷ 協定 6.7 及び同附属書 I 並びにガイドライン 9.(1)一②を準用

【企業名】	6/2	6/17
-------	-----	------

1-7 秘密の情報

- (85) 利害関係者等が自発的に提出した書面（申請書、証拠及び意見の表明に係る書面等）、調査当局の求めに応じて提出された書面（質問状回答書等）及び調査当局が作成した書面（現地調査結果報告書等）について、調査当局は、お願い紙を含む利害関係者等に対する通知において、「回答のうち営業活動等が明らかになる情報は、協定及び政令の関係規定に基づき秘密として取り扱うことができること、営業活動等が明らかになる情報について秘密として取り扱うことを求める場合は、「秘密として取り扱うことを求める旨及びその理由等を記載した書面（本文中において「秘密扱いを求める書面」という。）を期限までに提出すること」、「提出書面等に不備がある場合に、政府が期限を設けて指摘・確認を求めたにもかかわらず当該期限までに適切かつ十分な回答が提出されない場合には、証拠の認定に際し、当該回答を不採用とすること」を明示した。
- (86) 調査当局は、以上を前提に、利害関係者等に対し、秘密扱いを求める書面の提出を求め、これを受領¹¹⁸した。この際、他の利害関係者の閲覧に供するために、これらの書面に係る開示版の書面の提出を求め、これを受領した。

1-8 証拠等の閲覧

- (87) 利害関係者等が自発的に提出した書面、調査当局の求めに応じて提出された書面及び調査当局が作成した書面（ただし、これらの書面における秘密情報については開示版要約に限る。）について、利害関係者に対し閲覧に供した¹¹⁹。

1-9 開示範囲又は秘密情報の要約の適切性に係る指摘

- (88) 利害関係者に対して、閲覧に供した開示版質問状回答書等に係る秘密情報の開示範囲又は秘密情報の要約の適切性について意見を求めたところ、本邦生産者 4 者¹²⁰から供給者 3 者¹²¹及び産業上の使用者 1 者¹²²から提出された確認票回答書に対する意見が提出された。当該意見を踏まえ、意見の対象となった供給者 3 者及び産業上の使用者 1 者に対して、確認票回答書（開示版）の開示範囲又は秘密情報の要約を修正し提出する意思がある場合は、修正版の確認票回答書（開示版）を提出するよう求めたところ、提出期限である令和 7 年 11 月 26 日までに、意見の対象となった供給者 3 者及び産業上の使用者 1 者から、修正版の確認票回答書（開示版）が提出された。その詳細（提出者名、提出日、意見の対象となった供給者名・産業上の使用者名、修正版提出に係る通知日及び修正版の提出日）は、「表 25 開示範囲又は秘密情報の要約の適切性に係る指摘及びこれに対する回答の状況等」のとおりであった。

表 25 開示範囲又は秘密情報の要約の適切性に係る指摘及びこれに対する回答の状況等

提出者名	提出日	意見の対象となった供給者名・産業上の使用者名	修正版提出に係る通知日	修正版の提出日
日本製鉄、日鉄鋼板、神戸製鋼所及びヨドコウ（4 者連名）	11/7	POSCO	11/19	11/26
	11/7	KG Dongbu Steel	11/19	11/26
	11/7	鞍鋼	11/19	11/26
	11/7	JPPC	11/19	11/25

¹¹⁸ 協定 6.5、政令第 7 条第 6 項及び第 7 項、第 10 条第 1 項及び第 3 項並びに第 10 条の 2 第 1 項及び第 3 項

¹¹⁹ 政令第 11 条

¹²⁰ 日本製鉄、日鉄鋼板、神戸製鋼所、ヨドコウ

¹²¹ POSCO、KG Dongbu Steel、鞍鋼

¹²² JPPC

- (89) 利害関係者の閲覧に供するための開示版質問状回答書等における秘密情報の要約の適切性及び秘密情報とした理由に係る調査当局からの指摘事項について、利害関係者等に対して通知し、期限を付して、開示版要約を修正した回答書（以下「開示版修正回答書」という。）及び秘密情報とした理由を見直し修正した秘密扱いを求める書面を提出する意思がある場合には、これらの書面を提出するよう求めた。
- (90) 上記(89)の通知に対して、次のとおり開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密扱いを求める書面が提出され、これを閲覧に供した。
- (91) 供給者及び輸入者への質問状に対する回答における開示範囲指摘通知の送付及びこれに対する回答等の提出状況等について、その詳細（供給者名及び輸入者名、開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘通知送付日、並びに開示版修正回答及び秘密扱いを求める書面等の提出日）は、「表 26 供給者及び輸入者への質問状に対する回答における開示範囲指摘通知の送付及びこれに対する回答の状況等」のとおりであった。

表 26 供給者及び輸入者への質問状に対する回答における開示範囲指摘通知の送付及びこれに対する回答の状況等

供給者及び輸入者	開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘の通知送付日	開示版修正回答書秘密の理由書等の提出日
<供給者>		
POSCO	11/14（1回目） 12/25（2回目）	11/28 及び 12/8（延長後）（1回目） 1/15 及び 1/20（延長後）（2回目）
KG Dongbu Steel	11/14（1回目） 12/25（2回目）	11/28 及び 12/5（延長後）（1回目） 1/15 及び 1/26（延長後）（2回目）
鞍鋼	11/14（1回目） 12/25（2回目）	11/28、12/5 及び 12/12（延長後）（1回目） 1/15（2回目）
湖南華菱漣源鋼鉄	11/14（1回目） 12/25（2回目）	11/28（1回目） 1/22（延長後）（2回目）
GS GLOBAL Corp.	1/23	2/6
HYOSUNG TNC CORPORATION	1/23	2/6
SeAH Coated Metal Corporation	1/23	2/6
Samsung C&T Corporation	1/23	2/6
Dongkuk Coated Metal Co., Ltd.	1/23	2/6
PIC	1/23	2/6
武漢鋼鉄有限公司	1/23	2/4
本鋼浦項冷軋薄板有限責任公司	1/23	2/6
天津市德材冷間圧延鋼板工業有限公司	1/23	2/5
本鋼板材股份有限公司	1/23	2/6
包鋼集団国際経済貿易有限公司	1/23	2/18（期限外）
冠県創晟新材料有限公司	1/23	2/16（延長後）
内蒙古包鋼稀土鋼板材有限責任公司	1/23	2/18（期限外）

包港展博國際商貿有限公司	1/23	2/18（期限外）
鞍鋼集團香港	1/23	2/6
鞍鋼集團國際經濟貿易有限公司	1/23	2/6
BENXI IRON AND STEEL (GROUP)INTERNATIONAL ECONOMIC AND TRADING	1/23	2/6
本鋼集團香港有限公司	1/23	2/6
GUANXIAN CHUANGSHENG NEW MATERIALS CO.,LTD	1/23	2/16（延長後）
<輸入者>		
阪和興業株式会社	11/28（1回目）	12/11（1回目）
	1/23（2回目）	2/5（2回目）
小野建株式会社	11/28（1回目）	12/12（1回目）
	1/23（2回目）	2/5（2回目）
PIJ	11/28（1回目）	12/12（1回目）
	1/23（2回目）	2/6（2回目）
鐵商株式会社	11/28（1回目）	12/12（1回目）
	1/23（2回目）	2/6（2回目）

1-10 知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）の適用

(92) 調査当局は、上記(16)、(19)、(24)、(26)、(34)、(48)、(55)及び(57)のとおり、調査当局が知り得た供給者 70 者、輸入者 24 者及び本邦生産者 33 者に対し、質問状等を送付し、回答を求めるに当たって、指定された期限までに回答しない場合、調査当局は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 5 項並びにガイドライン 10.に基づき、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。

また、調査開始告示において、調査開始の日において把握している利害関係者に対し、質問状等を送付し、期限を定めて回答を求めるほか、その他の利害関係者からも回答が得られるよう当該質問状等を財務省及び経済産業省のそれぞれのホームページに掲載して公表した。調査開始告示の日から 7 日以内に財務大臣から質問状等の送付を受けていない利害関係者等のうち、本調査に参加する意思を表明しようとする者に対し、調査開始告示の日から 14 日以内に指定された連絡先に利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出るとともに、当該質問状等に回答の上、質問状等の所定の期限までに回答を提出するよう求めたほか、質問状等に対し、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 5 項並びにガイドライン 10.に基づき、政府は知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことになる旨を明示した。

2 不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

2-1 総論

2-1-1 調査対象貨物

- (93) 調査対象貨物は、韓国及び中国で生産され本邦に輸出された溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板であり、当該貨物の詳細は、上記「1-1 調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴」及び「1-2 調査対象貨物の供給者及び供給国」に記載のとおりである。

2-1-2 調査対象貨物と比較する同種の貨物

- (94) 不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実の有無を調査するための調査対象貨物と比較する同種の貨物は、調査対象貨物と全ての点で同じである溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板、又はそのような溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板がない場合には、全ての点で同じではないが極めて類似した性質を有する溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板とした。

2-1-3 不当廉売差額の基本的考え方

- (95) 不当廉売差額は、調査対象期間に本邦へ輸出するために販売された調査対象貨物の価格の加重平均（以下「輸出価格」という。）と、輸出国における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格その他これに準ずる価格の加重平均（以下「正常価格」という。）との差額とする¹²³こととした。
- (96) 不当廉売差額の算出に当たっては、供給者から提出された証拠に基づき、個々の生産者について算出する¹²⁴こととした。証拠の提出がなかった生産者については、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて¹²⁵、不当廉売差額を算出することとした。なお、同一供給国の複数の供給者が関係している場合において、これら全ての供給者を特定することが実行可能でないときは、当該国を指定する¹²⁶こととした。
- (97) 輸出価格と正常価格との比較は、商取引の同一の段階で行うこととし、原則として、供給者の工場渡しの段階での価格比較ができるようそれぞれ必要な調整を行った上で加重平均する¹²⁷こととした。調整は、実際の取引価格を基礎とすることとし、原則として、価格比較のための通貨単位に換算し、輸出取引及び国内販売取引におけるそれぞれの顧客への販売価格から、供給者が支払った、割引、その他販売価格の修正、内国間接税、倉庫保管費、倉庫移動費、テスト・検査費、梱包費用、国内運賃、国内保険料、国内における荷役・通関諸費用、その他の国内輸送費用、供給国の輸出税、供給国から本邦の港までの国際運賃、国際保険料、日本国内における荷役・通関諸費用、本邦の輸入関税、日本国内運賃、その他の輸送費用、技術サービス費、製造物責任に係る費用、ワランティ、ロイヤルティ、販売手数料、第三者に対する支払い、広告宣伝費及び販売促進費、その他の直接販売費、在庫金利費用、与信費用、その他費用を控除すべきかどうか検討し、輸入関税の払戻しについては加算することとした。
- (98) 価格比較のための通貨単位は、供給国における通貨単位とし、通貨の換算が必要な場合には、原則として、供給者から提出された証拠に示された販売日における為替レートで換算する

¹²³ 協定 2、法第 8 条第 1 項及び政令第 2 条並びにガイドライン 7。

¹²⁴ 協定 2.2.1.1 及び協定 6.10

¹²⁵ 協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 5 項並びにガイドライン 10。

¹²⁶ 協定 9.2

¹²⁷ 協定 2.4、協定 2.4.2 及び政令第 2 条第 4 項

¹²⁸こととした。

- (99) 算出した不当廉売差額を輸出価格で除した数値が 2%未満である場合には、当該不当廉売差額は僅少である¹²⁹とした。

2-1-4 不当廉売差額の算出に係る調査対象者の選定

- (100) 上記「1-6-1-1 供給者への供給者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」のとおり、調査開始と同時に、調査当局が知り得た供給者 33 者に対して、確認票及び供給者当初質問状を送付した。また、令和 7 年 9 月 10 日、調査開始後に調査当局が知り得た供給者 37 者に対して、確認票及び供給者当初質問状を送付した。

これに対して、確認票については、韓国の供給者 10 者から回答の提出があり¹³⁰、5 者から調査対象期間中に調査対象貨物の生産の実績がある旨及び 10 者から本邦への輸出実績がある旨、並びに 11 者から本調査へ協力する旨の回答があった。また、中国の供給者 13 者から回答の提出があり、10 者から調査対象期間中に調査対象貨物の生産の実績がある旨及び 10 者から本邦への輸出実績がある旨、並びに 13 者から本調査へ協力する旨の回答があった。

- (101) 調査当局は、調査開始と同時に、大韓民国駐日本国大使館及び中華人民共和国駐日本国大使館に対し、調査対象貨物の供給者として調査開始までに調査当局が知り得た韓国及び中国の生産者及び輸出者 33 者以外の者で本邦に輸出される調査対象貨物の生産及び輸出を行っている者がある場合、証拠の提出の機会を設けるため質問状を追送する用意があるので、そのような生産者及び輸出者に係る情報の提供を依頼した。また、供給者及び輸入者に対し、「1-6-1 利害関係者等への質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」のとおり、それぞれに係る確認票において、韓国及び中国の生産者及び輸出者の情報の提供を求めるとともに、財務省及び経済産業省のホームページにおいて本調査に係る確認票及び質問状が入手可能であることを当該者に伝達することを依頼した。

その際、財務省及び経済産業省のホームページに掲載されたお願い紙の I. 注意事項(8)において、確認票又は質問状に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合、協定 6.8 及び同附属書 II、政令第 10 条第 4 項¹³¹並びにガイドライン 10. に基づき、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことになる旨を明示した。

また、調査当局では、お願い紙の I. 注意事項(9)及び確認票 I. 4.(3)調査協力・標本抽出（サンプリング）c)において、政府は、調査対象貨物の生産者及び輸出者の数が、合理的に調査できる範囲を超えるときには、その検討の対象を合理的に調査できる範囲に制限する場合がある旨を明示した。

- (102) 確認票の回答を調査当局で確認したところ、調査対象貨物のダンピングに係る個別の検討において、調査対象貨物の供給者の数が個別に検討することが実行可能でないほど多いことから、上記「1-6-2 標本抽出（サンプリング）（以下「サンプリング」という。）」のとおり、調査当局が知り得た調査対象貨物の供給者 70 者¹³²に対し、サンプリング通知を送付し、調査当局は提出された確認票の回答内容に基づき、本調査へ協力することを表明した供給者の中から、調査対象貨物の不当廉売差額を個別に検討する対象を合理的な数に制限する旨を書面により通知した。

¹²⁸ 協定 2.4.1

¹²⁹ 協定 5.8

¹³⁰ 供給者ではないとの回答があった 1 者（POSCO Steeleon Co.,Ltd.）を除く。

¹³¹ 令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条第 5 項

¹³² 供給者ではない 1 者（POSCO Steeleon Co.,Ltd.）を含む。同者は確認票の当初回答で調査対象貨物を生産している旨回答があったため、供給者として扱いサンプリング通知を送付したが、その後、修正版の提出により、調査対象貨物を生産しておらず供給者に該当しないことが判明した。

- (103) また、調査当局は、令和 7 年 10 月 3 日、サンプリング調査対象者として、確認票の回答において本調査へ協力することを表明した韓国の供給者のうち調査当局が定めた期限までに質問状への回答がなかった 1 者¹³³を除く 10 者及び中国の供給者のうち調査当局が定めた期限までに質問状への回答がなかった 1 者¹³⁴を除く 12 者に対して、調査へ協力することを表明した供給者のうち、それぞれ調査対象貨物の輸出量が上位であると推定される生産者を順番に抽出した上で、その輸出量が合理的に調査できる範囲で最大の量となるように韓国の供給者 2 者¹³⁵及び中国の供給者 2 者¹³⁶を選定し、これらの者から提出された証拠等により事実認定を行うこととする旨を電子メールにより通知し、同年 10 月 9 日、書面により通知した。

2-1-5 正常価格の算出の基本的考え方

- (104) 正常価格は、調査対象貨物の原産国における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格（以下「国内販売価格」という。）¹³⁷とし、通常の商取引における国内販売価格がない場合又は国内市場が特殊な状況にあるため若しくは国内販売量が少ないため国内販売価格を用いることが適当でないと認められる場合¹³⁸には、調査対象貨物の原産国から本邦以外の国（以下「第三国」という。）に輸出される同種の貨物の輸出のための販売価格（以下「第三国向け輸出価格」という。）¹³⁹、又は調査対象貨物の生産費に調査対象貨物の原産国で生産された同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格（以下「構成価格」という。）¹⁴⁰とする¹⁴¹こととした。

- (105) 単位当たりの生産費（固定費及び変動費）に管理費、販売経費及び一般的な経費を加えたものを下回る価格（以下「コスト割れ価格」という。）による同種の貨物の原産国の国内市場における販売又は第三国への販売については、その販売が長い期間にわたり相当な量（単位当たりの費用を下回る価格による販売の量が正常価格を決定するために検討の対象となる取引の 20%以上である場合）で、かつ、合理的な期間内に全ての費用を回収することができない価格で行われている場合には、価格を理由として当該販売を通常の商取引には当たらないものとみなし、正常価格の決定において含めないこととした。ただし、販売の際の単位当たりの費用を下回る価格であっても、当該価格が調査対象期間における単位当たりの費用の加重平均を上回る場合には、当該価格は、合理的な期間内に費用を回収することができるものであるとみなす¹⁴²こととした。

2-1-6 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方

- (106) 上記「2-1-5 正常価格の算出の基本的考え方」にかかわらず、中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格について、当該調査対象貨物と同種の貨物を生産している中国の産業において、当該同種の貨物の生産及び販売について、市場経済の条件が浸透している事実を明確に示すことができない場合には、政令第 2 条第 3 項に基づき、代替国価格として以下のいずれか¹⁴³を使用することとした。

¹³³ Hyundai Steel Company

¹³⁴ 臨清市恒泰金属材料有限公司

¹³⁵ POSCO、KG Dongbu Steel

¹³⁶ 鞍鋼、湖南華菱漣源鋼鐵

¹³⁷ 政令第 2 条第 1 項第 1 号

¹³⁸ 政令第 2 条第 2 項

¹³⁹ 政令第 2 条第 1 項第 2 号

¹⁴⁰ 政令第 2 条第 1 項第 3 号

¹⁴¹ 協定 2.2、法第 8 条第 1 項及び政令第 2 条第 2 項

¹⁴² 協定 2.2.1

¹⁴³ 政令第 2 条第 1 項第 4 号

- (ア) 代替国における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格
- (イ) 代替国から輸出される同種の貨物の輸出のための販売価格
- (ウ) 代替国における同種の貨物の生産費に同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格

2-1-7 市場経済の条件が浸透している事実に関する基本的考え方

(107) 上記(106)の市場経済の条件が浸透している事実には、以下の事実が含まれているもの¹⁴⁴とした。

- (ア) 価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府（中国を原産地とする調査対象貨物の原産国の中央政府、地方政府又は公的機関をいう。（エ）において同じ。）の重大な介入がない事実
- (イ) 主要な投入財（原材料等）の費用が市場価格を反映している事実
- (ウ) 労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実
- (エ) 生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実
- (オ) 会計処理が、国際会計基準又はそれに準じた形で適切に行われており、財務状況が非市場経済的な要因により歪められていない事実

2-1-8 市場経済の条件が浸透している事実に関する検討

(108) 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格について、上記「**2-1-7 市場経済の条件が浸透している事実に関する基本的考え方**」に記載のとおり、調査当局は市場経済の条件が浸透している事実について検討することとしたところ、上記「**1-6-1-2 中国の供給者への市場経済当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等**」のとおり、中国の供給者2者¹⁴⁵から市場経済確認票の回答があったものの、市場経済の事実を調査当局に示すことについては希望しないとの回答であり、市場経済当初質問状に対する回答もなかった。また、その他の中国の供給者からも市場経済確認票及び市場経済当初質問状に対する回答の提出はなかった。

2-1-9 市場経済の条件が浸透している事実に関する結論

- (109) 上記(108)に記載のとおり、中国のいずれの供給者からも、市場経済確認票において市場経済の事実を調査当局に示すことについて希望するとの回答がなく、また、市場経済質問状の回答の提出はなかったため、上記「**2-1-7 市場経済の条件が浸透している事実に関する基本的考え方**」に掲げた事実があることを明確に示すことができているとは認められず、生産者が、中国の溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板産業において「市場経済の条件が浸透している事実」があることを明確に示すことができているとは認められなかった。
- (110) 以上より、調査当局は、正常価格の算定に当たり、代替国価格を用いることとした。

¹⁴⁴ 中国 WTO 加盟議定書第 15 条(a)柱書き及び同(i)、政令第 2 条第 3 項、ガイドライン 7.(6)一及び調査開始告示九（一）

¹⁴⁵ 天津市德材冷間圧延鋼板工業有限公司、内蒙古包鋼稀土鋼板材有限責任公司

2-1-10 輸出価格の算出の基本的考え方

- (111) 輸出価格は、本邦へ輸入される貨物に係る供給国における輸出のための販売価格とし、輸出者から提出された証拠により本邦への輸入の事実について検討する¹⁴⁶こととした。
- (112) 輸出のための販売価格がない場合又は輸出者が輸入者と連合しているため、当該輸出のための販売価格を用いることが適当でないと認められる場合には、輸出のための販売価格は、輸出者及び輸入者と連合していない者に対して、本邦内において最初に販売される販売価格に基づき算出される価格とする¹⁴⁷こととした。

2-1-11 端数処理の基本的考え方

- (113) 通貨の換算、不当廉売差額率の算出に際しては、証拠の数値をそのまま計算に用い、算出した数値について小数点第3位を四捨五入することとした。

2-2 代替国選定等

2-2-1 代替国選定

- (114) 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の算定に当たり、代替国価格を用いる可能性を考慮し、上記「1-6-4-1 代替国選定通知(1回目)」のとおり、調査当局が知り得た全ての中国の供給者、輸入者及び本邦生産者並びに中国政府に対して、「代替国選定通知(1回目)」を送付したところ、上記(38)のとおり、供給者1者¹⁴⁸、輸入者1者¹⁴⁹及び申請者を含む本邦生産者8者¹⁵⁰から、「表11 調査当局が示した代替国候補を不適切と考える理由」及び「表12 提案した代替国候補を適切と考える理由」のとおり意見の提出があり、これを意見の表明として受領した。
- (115) 上記(114)の意見を踏まえ、上記「1-6-4-2 代替国選定通知(2回目)」のとおり、各代替国の候補における一人当たりのGNI(2023年又は2024年)が中国に近い順に優先順位を付け、調査当局が知り得た全ての代替国候補の生産者を記載した「表13 代替国候補の優先順位リスト」とともに「代替国選定通知(2回目)」を送付し、代替国候補について意見を求めたところ、上記(41)のとおり申請者を含む本邦生産者6者¹⁵¹から意見の提出があった。当該意見について、上記「1-6-4-2 代替国選定通知(2回目)」のとおり、調査当局は検討し、代替国候補の優先順位リストの優先順位は変更しないこととした。
- (116) 上記「1-6-4-3 代替国候補の供給者への代替国当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」のとおり、調査当局が知り得た代替国供給者に対し代替国当初質問状を送付したところ、回答提出期限までに5者¹⁵²から代替国当初質問状回答書が提出された。
- (117) 代替国当初質問状又は供給者当初質問状に対して回答のあった者の所在する国のうち、上記「1-6-4-2 代替国選定通知(2回目)」の「表13 代替国候補の優先順位リスト」に基づき検討した結果、優先順位の高い国を代替国とすることとした。

¹⁴⁶ 協定2.1及び法第8条第1項

¹⁴⁷ 協定2.3、協定2.4、法第8条第36項、政令第3条第1項及びガイドライン7.(3)

¹⁴⁸ 湖南華菱漣源鋼鉄

¹⁴⁹ 現代ジャパン株式会社

¹⁵⁰ 日本製鉄、日鉄物産、神戸製鋼所、ヨドコウ、日鉄物産コイルセンター株式会社、株式会社小山コイルセンター、株式会社空見スチールサービス、サミットスチール株式会社

¹⁵¹ 日本製鉄、日鉄物産、神戸製鋼所、ヨドコウ、株式会社空見スチールサービス、五十鈴株式会社

¹⁵² NS-Siam United Steel、日本製鉄、JFE 鋼板株式会社、株式会社中山製鋼所、JFE スチール株式会社

- (118) 調査当局は、代替国として認定した国に所在する代替国当初質問状又は供給者当初質問状に回答した供給者が、調査対象貨物と比較可能な貨物の生産及び販売を行っていると判断した。

2-2-2 代替国の正常価格

- (119) 代替国の正常価格については、代替国における調査対象貨物と比較可能な貨物の生産費に当該比較可能な貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格（以下「代替国構成価格」という。）¹⁵³を採用することとした。代替国構成価格の算出には、調査対象期間における代替国供給者の回答を用いた。
- (120) 代替国構成価格の算出にあたり、調査対象貨物の製造原価に影響を与えうる物理的な特性等の要素を考慮し、製品の形状、エッジの状態、原板の圧延方法、原板の厚み、原板の幅、原板の化学成分（チタン及びホウ素）、めっき付着量（両面の合計）、めっき層の成分、化成処理、塗油及び規格の組み合わせごとにグルーピングを行ったところ、中国の供給者から日本に向けて輸出された調査対象貨物は、代替国で生産された製品と同種ではあるが、品種は同一ではなかった。したがって、調査対象貨物と公正に比較可能な貨物の価格を算定するため、調査当局は以下の方法を検討した。
- (121) 調査当局は、代替国で生産された製品について、各品種における調査対象貨物との物理的な特性等の相違点を調査対象貨物に合わせた際に発生する完成品 1kg 当たりの製造原価差異について、下記のとおり、代替国供給者から証拠を入手した。
- (122) 製品の形状、原板の圧延方法及びめっき層の成分の違いについては、【製造原価差異の取り扱い】。
- (123) 原板の化学成分（ホウ素）について、製造原価差異を確認したところ、代替国供給者から、【回答内容】との旨の回答を得た¹⁵⁴ことから、【製造原価差異の取り扱い】こととした。
- (124) エッジの状態について、製造原価差異を確認したところ、代替国供給者から、【回答内容】との旨の回答を得た¹⁵⁵ことから、【製造原価差異の取り扱い】、1kg あたり製造原価差異を算出することとした。
- (125) 原板の化学成分（チタン）について、製造原価差異を確認したところ、代替国供給者から、【回答内容】との旨の回答を得た¹⁵⁶ことから、【製造原価差異の取り扱い】、1kg あたり製造原価差異を算出することとした。
- (126) めっき付着量（両面の合計）について、製造原価差異を確認したところ、代替国供給者から、【回答内容】との旨の回答を得た¹⁵⁷ことから、【製造原価差異の取り扱い】、1kg あたり製造原価差異を算出した。
- (127) 化成処理について、製造原価差異を確認したところ、代替国供給者から、【回答内容】の

¹⁵³ 政令第2条第1項第4号

¹⁵⁴ 代替国追加質問状不備改め版回答書（【企業名】）（追加質問事項【項目番号】）

¹⁵⁵ 代替国追加質問状不備改め版回答書（【企業名】）（追加質問事項【項目番号】）、現地調査結果報告書（【企業名】）（【項目番号】）

¹⁵⁶ 現地調査結果報告書（【企業名】）（【項目番号】）

¹⁵⁷ 代替国追加質問状不備改め版回答書（【企業名】）（追加質問事項【項目番号】）、現地調査結果報告書（【企業名】）（【項目番号】）

回答を得た¹⁵⁸ことから、【製造原価差異の取り扱い】、1kg あたり製造原価差異を算出した。

(128) 塗油について、製造原価差異を確認したところ、代替国供給者から、【回答内容】との旨の回答を得た¹⁵⁹ことから、【製造原価差異の取り扱い】、1kg あたり製造原価差異を算出した。

(129) 原板の厚み、原板の幅及び規格について、製造原価差異を確認したところ、代替国供給者から、【回答内容】との旨の回答を得た¹⁶⁰ことから、代替国供給者に対して、代替国供給者の製造する製品の品種を元に原板の厚み、原板の幅及び規格について特定の値に変更した場合の製造原価差異を改めて確認したところ、【回答内容】について回答を得た¹⁶¹。これを踏まえて、代替国供給者の回答した計算方法の妥当性を確認することができたため、当該計算結果に基づいて、個々の 1kg あたり製造原価差異を判断することとした。

(130) 管理費、販売経費及び一般的な経費の額については、当該代替国供給者は【計算方法】とのことであった¹⁶²。

(131) 利潤については、調査対象期間において、【代替国における数値の説明】であったことから、【利潤の算出基準】を正常価格算定のための利潤率として採用することとした¹⁶³。

2-3 韓国の供給者

(132) 上記「1-6-2 標本抽出（サンプリング）（以下「サンプリング」という。）」に記載のとおり、POSCO 及び KG Dongbu Steel をサンプリング調査対象者として選定し、これらサンプリング調査対象者から提出された証拠に基づき不当廉売がされた溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の輸入の事実を検討することとした。

2-3-1 POSCO

2-3-1-1 本邦向け輸出価格

(133) 上記「1-6-1-1 供給者への供給者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」のとおり、POSCO に対して、調査開始決定の通知を送付し、確認票及び供給者当初質問状への回答を求めた。

供給者当初質問状の回答を受領後、当該回答について、複数箇所の回答内容に不備があったこと等から、調査当局は上記「1-6-3 利害関係者等への不備指摘の送付及びこれに対する不備改め版回答の状況等」のとおり POSCO に対し不備指摘を送付し、供給者当初質問状の回答の不備等に対する確認を行った。

さらに、調査当局は、POSCO に対し、上記「1-6-7 利害関係者への追加質問状の送付及びこれに対する回答の状況等」のとおり、供給者追加質問状を送付し、供給者当初質問状回答内容についての更なる説明を求めた。

(134) 調査当局は上記「1-6-1-2-1 供給者に対する現地調査の実施状況」のとおり、これまでに POSCO から提出された質問状等の回答内容の根拠となった関係書類等の確認・検証をするため、POSCO に対して現地調査を実施した。

¹⁵⁸ 代替国追加質問状不備改め版回答書（【企業名】）（追加質問事項【項目番号】）、現地調査結果報告書（【企業名】）（【項目番号】）

¹⁵⁹ 代替国追加質問状不備改め版回答書（【企業名】）（追加質問事項【項目番号】）、現地調査結果報告書（【企業名】）（【項目番号】）

¹⁶⁰ 代替国追加質問状不備改め版回答書（【企業名】）（追加質問事項【項目番号】）

¹⁶¹ 現地調査結果報告書（【企業名】）（【項目番号】）

¹⁶² 現地調査結果報告書（【企業名】）（【項目番号】）

¹⁶³ 代替国追加質問状不備改め版回答書（【企業名】）（添付資料【資料番号】）

なお、上記の質問状等の送付の際、調査当局は、妥当な期間内に必要な情報の入手を許さず若しくはこれを提供しない場合又は調査を著しく妨げる場合は、協定 6.8 及び同附属書 II、政令第 10 条第 4 項¹⁶⁴並びにガイドライン 10.に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて、本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。

- (135) POSCO の回答¹⁶⁵によると、調査対象期間中に同者は、製品の形状、エッジの状態、原板の圧延方法、原板の厚み、原板の幅、原板の化学成分（チタン及びホウ素）、めっき付着量（両面の合計）、めっき層の成分、化成処理、塗油、規格で区別される多種の溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板を本邦に対し輸出していた。
- (136) 調査対象期間中に、POSCO は【企業名】が株式の【数値】%を保有する【企業名】に対して本邦向けに調査対象貨物を販売している。【企業名】は【企業名】の本邦向け輸出取引【数値】件¹⁶⁶についてすべてを、【企業名】が株式の【数値】%を保有する関連企業である【企業名】に販売しており、また、【企業名】は自ら輸入した本邦向け輸出取引の一部について、【企業名】の従属企業である【企業名】が株式の【数値】%を間接的に保有する【企業名】に販売している。したがって、POSCO 及び調査対象貨物に関する商流に位置するこれらの各関連企業は連合しているため、当該輸出のための販売価格を用いることが適当でない認められることから、上記「**2-1-10 輸出価格の算出の基本的考え方**」に基づき計算した構成輸出価格を使用することとした。
- (137) POSCO は、調査対象期間中における本邦向け輸出取引【数値】件のうち、非関連企業である輸出者向け取引が【数値】件であり、残り【数値】件が上記のとおり関連企業である輸出者【企業名】並びに輸入者【企業名】及び【企業名】を介した取引であった。また、取引条件は【取引条件】、【取引条件】又は【取引条件】であった。
- (138) 非関連企業である輸出者向け取引については、公正な価格比較を行うため、控除項目を検討した結果、非関連企業向け取引のうち、【取引条件】の取引については【項目名】を、【取引条件】の取引については、さらに【項目名】を、【取引条件】の取引については、さらに加えて【項目名】を控除対象とした。なお、【項目名】については、下記「**2-3-1-2-2 構成価格**」において算出した生産及び販売にかかる費用を踏まえて調査当局において【項目名】を算出し、控除した。
- (139) 一方で、関連企業を介した取引については、POSCO に対する現地調査の結果、【企業名】及び【企業名】を通じて輸入・販売した取引に係る事実の認定に当たって、【企業名】に係る取引において報告の基礎とされたコイル番号の回答に複数の誤りが確認された結果【企業名】が販売した貨物そのものの特定が困難となり、また、【企業名】固有の事情として、【加工及び販売に関する情報】の影響によって原材料番号の誤りが複数の取引に存在しうることが確認されたこと等を踏まえて、様式 G において回答された取引ごとの費用や数量の内訳が不明であることから、回答のあった個々の取引ごとに最初に非関連販売を行った販売価格から輸出価格を求めることが困難であったため、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づき、これを算定することとした。
- 具体的には、【企業名】から非関連企業に対して販売された取引と、【企業名】から非関連企業に対して販売されたシート材に係る取引については、品種を区別しないこととして、グロス販売数量やグロス販売価格等の各項目の合計を用いて輸出価格を算定することとした。なお、【企業名】から非関連企業に対して販売されたシート材以外の調査対象貨物に係る取引については、個別の取引ごとの回答を輸出価格の算定に用いることとして、個別の品種ごと

¹⁶⁴ 令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条第 5 項

¹⁶⁵ 供給者質問状様式 B-1-2（質問項目 I-1 質問状回答用紙の修正）（POSCO）

¹⁶⁶ 供給者質問状様式 B（質問項目 I-1 質問状回答用紙の修正）（POSCO）

に輸出価格を算定した。

- (140) また、様式 G に回答された控除費用の正確性に関して、調査当局は、追加質問状において、【企業名】について様式 A と同様の資料の提出を求めたが、POSCO から様式 G の回答との対応関係を確認することができる様式 A は提出されなかった。また、追加質問状に対する回答や現地調査において、控除費用のうちの委託加工費の金額について大幅な修正や複数の回答の誤りが確認された。したがって、調査当局は、様式 G において回答された控除費用の全体について、正確性を確認することができなかったと判断し、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づき、様式 G に回答されるべき【企業名】における控除費用の総額及びこれに基づいて算出されるべき【企業名】の利潤を算定することとした。

具体的には、【企業名】の控除費用及び利潤については、【企業名】の調査対象貨物に係る売上高営業利益率約【数値】%をもって算出される金額から、下記(142)に記載の調査対象貨物の販売に関して【企業名】において発生したコストを控除した金額を、【企業】における利潤とすることとした。また、【企業名】の控除費用については、【企業名】における販売価格から購入金額を引いた差額から当該利潤を控除した金額を、【企業名】の控除費用の総額とした。一方で、【企業名】の控除費用及び利潤については、POSCO の回答した【企業名】における利潤の金額を合計し、グロス販売価格に応じて按分することで個々の取引ごとの利潤の金額を計算し、さらに、グロス販売価格と購入価格の差から求めた利潤の金額を差し引くことで個々の取引ごとの控除費用を求めて計算に用いた。

- (141) さらに、【企業名】における購入数量と販売数量が一致しない取引のうち「部分在庫及び生産歩留まり損失」をその理由として回答された取引については、当該差異が部分在庫によるものか生産歩留まり損失によるものかについて明確な説明がなされず、したがって、様式 G に記載の販売数量についてその正確性を確認することができなかったため、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づき、全て「生産歩留まり損失」として取り扱い、【企業名】における販売数量を購入数量に置き換えることとして取扱った。

- (142) 加えて、本邦内での当該輸出取引貨物の販売において、【企業名】が関与していたものの、【企業名】において発生した調査対象貨物の販売に係るコストが報告されていないことが判明したことから、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づき、【企業名】において発生した調査対象貨物の販売に係るコストとして【企業名】における調査対象貨物の販売に係る一般管理費を用いることとして、これを算出した上で控除対象とした。

- (143) その上で、関連企業を介した取引については、上記(138)に記載の控除項目に加えて、正常価格との公正な価格比較のため【企業名】における売買差額を控除対象とするとともに、上記(140)に記載のとおり算出した【企業名】における控除費用を控除対象とし、さらに【企業名】による非関連企業向け取引の場合には、上記(140)に記載のとおり算出した【企業名】における控除費用を控除対象とした。なお、【理由】【企業名】及び【企業名】で生じた利潤は控除の対象とはしないこととした。

- (144) 非関連企業向け販売においては販売価格から、関連企業向け販売においては【企業名】又は【企業名】が本邦内において最初に非関連企業に販売する販売価格から、上記(138)及び(143)の控除対象を控除し、物理的特性を考慮し、製品の形状、エッジの状態、原板の圧延方法、原板の厚み、原板の幅、原板の化学成分（チタン及びホウ素）、めっき付着量（両面の合計）、めっき層の成分、化成処理、塗油、規格の組合せごとに品種を定め、【数値】種の品種についてそれぞれ輸出価格を算出した。

- (145) 上記で算出した数値を販売数量で除すことで、1kg 当たりの輸出価格又は構成輸出価格を算定した。

2-3-1-2 正常価格

2-3-1-2-1 国内向け販売価格

(146) POSCO の回答¹⁶⁷によると、同者は、調査対象期間中に、製品の形状、エッジの状態、原板の圧延方法、原板の厚み、原板の幅、原板の化学成分（チタン及びホウ素）、めっき付着量（両面の合計）、めっき層の成分、化成処理、塗油、規格で区別される多種の溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板を韓国国内で販売及び製造していた。

(147) 調査対象期間中に行われた【数値】件¹⁶⁸の韓国国内販売取引について、関連企業間取引が【数値】件、非関連企業間取引が【数値】件あることを確認した。関連企業間取引については、【数値】件¹⁶⁹が関連企業間の取引を除く取引から算出される正常価格の 98%以上 102%以下の価格で行われていたため、これを正常価格の算出に含めることとした¹⁷⁰。

また、公正な価格比較を行うため、控除項目を検討した結果、庭先渡し条件による取引の場合は、【項目名】を控除し、【項目名】については加算することとした。工場渡し条件による取引の場合は、【項目名】を控除した。「2-3-1-2-2 構成価格」において算出した生産及び販売にかかる費用を踏まえて調査当局において【項目名】を算出し、控除した。

(148) 上記(147)で正常価格算定の基礎とした取引につき、物理的特性を考慮し、製品の形状、エッジの状態、原板の圧延方法、原板の厚み、原板の幅、原板の化学成分（チタン及びホウ素）、めっき付着量（両面の合計）、めっき層の成分、化成処理、塗油、規格の組合せごとに品種を定め、【数値】種の品種についてそれぞれ国内販売価格を算出した。うち【数値】種の品種については、下記「2-3-1-2-2 構成価格」において算出した生産費及び販売に係る費用と比較したところ、コスト割れ販売であることが判明したため、国内販売価格を正常価格とせず、構成価格を正常価格とすることとした。

(149) コスト割れ販売ではなかった【数値】種の品種については、上記(148)で算出した数値を販売数量で除すことで、1kg 当たりの正常価格を算出した。

2-3-1-2-2 構成価格

(150) POSCO の回答によると、同者は、溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の原材料の一部を複数の関連企業から調達していた¹⁷¹。調査当局は、関連企業からの原材料調達価格が独立企業間価格に相当するか否かについて供給者当初質問状において説明や根拠資料の提出を求めたが、POSCO から提出された資料及び説明は、市場価格を参考に価格交渉を行うとの一般的な方針を示すにとどまり¹⁷²、関連企業間取引価格と非関連企業間取引価格との差異の有無及びその程度について具体的に説明するものではなく、その根拠資料も提出されなかった。

(151) そのため、提出された情報に基づいて、関連企業からの原材料調達価格が独立企業間価格に相当するか否かを検証することができず、調査当局が求めた情報が十分に提出されたとは認められなかった。調査当局は、POSCO の対応は、妥当な期間内に必要な情報の入手を許さず若しくはこれを提供しない場合又は調査を著しく妨げる場合に該当すると判断し、POSCO の構成価格については、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づき算出す

¹⁶⁷ 供給者質問状様式 C-1-2（質問項目 I-1 質問状回答用紙の修正）（POSCO）

¹⁶⁸ 供給者質問状様式 C（質問項目 I-1 質問状回答用紙の修正）（POSCO）

¹⁶⁹ ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等及び不当廉売差額率の算定について（以下「FA 経緯書兼 DM 計算書」という。）（POSCO）

¹⁷⁰ ガイドライン 7.(4)

¹⁷¹ 供給者質問状様式 E-2-2-1-②（質問項目 I-1 質問状回答用紙の修正）（POSCO）

¹⁷² 供給者当初質問状回答書（POSCO）（調査項目 E-2-2-2）

ることとした。

- (152) 具体的には、生産及び販売にかかる費用のうち直接材料費については、関連企業ごとかつ原材料ごとに購入数量による加重平均調達価格を算出し、非関連企業からの加重平均調達価格を下回る原材料については、それぞれ非関連企業の調達単価を適用することとして再計算をした上で、生産及び販売にかかる費用を再計算した。

なお、調査対象貨物の品種等の分類の変更に伴い行うべき再計算がされないまま回答されていたため、各品種について再計算し、これらを踏まえて生産及び販売にかかる費用を算出した。

- (153) 利潤の額については、まず、すべての国内販売取引¹⁷³からコスト割れ販売など通常の商取引とは認められなかった取引を除いた国内販売価格の合計について、当該合計から、当該コスト割れ販売を除いた数量に生産及び販売にかかる費用の単価を乗じた金額の合計を控除して利潤総額を算出した。当該利潤総額により対生産及び販売にかかる費用の利潤率を算出し、当該利潤率を品種ごとの生産及び販売にかかる費用に乗じて利潤の額を算出した。

- (154) 上記【数値】種の品種について、生産及び販売にかかる費用に通常の利潤を加えた構成価格を、正常価格とした。なお、上記(139)に記載のとおりグロス販売数量やグロス販売価格等の各項目の合計を用いて輸出価格を算定することとした【企業名】から非関連企業に対して販売された取引と【企業名】から非関連企業に対して販売されたシート材に係る取引については、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づき、それぞれの取引に関して様式 G において報告されている品種から、様式 E における直接材料費の平均単価から上下【数値】割の範囲内に直接材料費の平均単価が収まっていない品種を除外して残った品種の中で、様式 E において回答があった生産及び販売にかかる費用が最も高いものを用いた。

2-3-1-3 通貨の換算

- (155) 不当廉売差額の算出のための価格比較において、POSCO が韓国内取引及び輸出取引に使用している通貨が【通貨単位】又は【通貨単位】であるものについては、調査当局が認定した【為替レート】を用いて韓国ウォンに換算し、供給者から提出された証拠において示された供給者の現地通貨である韓国ウォン建ての価格で比較した。

2-3-1-4 不当廉売差額率（POSCO）

- (156) 不当廉売差額は、上記「2-3-1-2 正常価格」において算出した正常価格と上記「2-3-1-1 本邦向け輸出価格」において算出した輸出価格との差額として、上記(144)に記載した【数値】品種それぞれについて算出した。また、各品種それぞれについて不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出し、各品種の数量で加重平均すると、「表 27 不当廉売差額率（POSCO）」のとおり 32.49%となり、僅少ではなかった。

表 27 不当廉売差額率（POSCO）

供給者名	不当廉売差額率 (%)
POSCO	32.49

2-3-2 KG Dongbu Steel

¹⁷³ 供給者質問状様式 C（質問項目 I-1 質問状回答用紙の修正）（POSCO）

2-3-2-1 本邦向け輸出価格

- (157) KG Dongbu Steel の回答によると、同者は、調査対象期間中に、製品の形状、エッジの状態、原板の圧延方法、原板の厚み、原板の幅、原板の化学成分（チタン及びホウ素）、めっき付着量（両面の合計）、めっき層の成分、化成処理、塗油、規格で区別される多種の溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板を本邦に対し輸出していた。
- (158) KG Dongbu Steel が様式 B に記載した本邦向け輸出取引【数値】件のうち【数値】件の輸出取引は、関連企業である【販売先名称】向け輸出取引であり、取引条件は【取引条件】であった。また、うち【数値】件の輸出取引が調査対象期間中の取引であり、当該【数値】件の輸出取引については、輸出のための販売価格を用いることが適当でないと認められたことから、【販売先名称】が調査対象貨物を日本国内において独立した買手に最初に販売した価格に基づいて算出される構成輸出価格を使用することとした。
- (159) KG Dongbu Steel が様式 B に記載した本邦向け輸出取引【数値】件のうち【数値】件の輸出取引は、非関連企業向け取引であり、取引条件は【取引条件】又は【取引条件】であった。
- (160) 公正な価格比較を行うため、控除項目を検討した結果、非関連企業向け輸出取引のうち、【取引条件】の取引については【項目名】を、【取引条件】の取引については、さらに加えて【項目名】を控除対象としたほか、関連企業向け輸出取引については、さらに加えて【販売先名称】が本邦内において最初に非関連企業に販売するまでに負担した【項目名】を控除対象とした。なお、【項目名】については、様式 B における回答が当該費用を適切に反映したのではなく、その正確性を確認することができなかったことから、現地調査において得られた証拠を踏まえて調査当局において算出し、控除した。また、【項目名】についても、下記「**2-3-2-2-2 構成価格**」で算出した生産及び販売に係る費用を踏まえて調査当局において算出し、控除した。
- (161) KG Dongbu Steel は、【数値】件の関連企業向け輸出取引及び【数値】件の非関連企業向け輸出取引について、物理的特性を考慮し、製品の形状、エッジの状態、原板の圧延方法、原板の厚み、原板の幅、原板の化学成分（チタン及びホウ素）、めっき付着量（両面の合計）、めっき層の成分、化成処理、塗油、規格の組合せにより特定した【数値】品種につき、上記(159)及び(160)のとおり、輸出価格を算出した。

2-3-2-2 正常価格

2-3-2-2-1 国内向け販売価格

- (162) KG Dongbu Steel の回答¹⁷⁴によると、同者は、調査対象期間中に、製品の形状、エッジの状態、原板の圧延方法、原板の厚み、原板の幅、原板の化学成分（チタン及びホウ素）、めっき付着量（両面の合計）、めっき層の成分、化成処理、塗油、規格で区別される多種の溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板を韓国国内で製造及び販売していた。
- (163) 調査対象期間中に行われた【数値】件の韓国国内販売取引のうち、関連企業向け取引は【数値】件、非関連企業向け取引は【数値】件であった。当該関連企業向け取引のうち【数値】件の取引については、関連企業間の取引を除く取引から算出される正常価格の 98%以上 102%以下の価格で行われていたため、これを正常価格の算出に含めることとし、計【数値】件の取引を正常価格算定の基礎とした。

- (164) 当該【数値】件の取引には、【取引条件】及び【取引条件】の取引が含まれるところ、【取

¹⁷⁴ 供給者当初質問状回答書（KG Dongbu Steel）（様式 C-1-2）

引条件】の取引については【項目名】を、【取引条件】の取引については、さらに加えて【項目名】を控除対象とした。なお、【項目名】については、下記「**2-3-2-2-2 構成価格**」で算出した生産及び販売にかかる費用を踏まえて調査当局において【項目名】を算出し、控除した。

(165) 上記(163)のとおり、正常価格算定の基礎とした【数値】件の取引につき、物理的特性を考慮し、製品の形状、エッジの状態、原板の圧延方法、原板の厚み、原板の幅、原板の化学成分（チタン及びホウ素）、めっき付着量（両面の合計）、めっき層の成分、化成処理、塗油、規格の組合せごとに品種を定め、【数値】品種についてそれぞれ国内販売価格を算出した。

(166) KG Dongbu Steel が本邦向けに輸出していた【数値】品種のうち、【数値】品種について同種の貨物の国内販売が確認できたが、下記「**2-3-2-2-2 構成価格**」で算出した生産及び販売に係る費用と比較したところ、国内販売が【コスト割れ販売の割合】コスト割れ販売であった。

このように、本邦向けに輸出されていた品種については、国内販売が存在したものは【コスト割れ販売の割合】コスト割れであり、また、その他の品種については国内販売がなかったため、KG Dongbu Steel が回答した様式 C には、正常価格算定の基礎となる取引は認められなかった。

したがって、国内向け販売取引については正常価格算定の基礎として使用せず、正常価格は、下記「**2-3-2-2-2 構成価格**」を採用した。

2-3-2-2-2 構成価格

(167) 調査当局は、上記「**1-6-12-1 供給者に対する現地調査の実施状況**」のとおり、これまでに KG Dongbu Steel から提出された質問状回答その他の書面等の内容の根拠となった関係書類等の確認・検証をするため、KG Dongbu Steel に対して現地調査を実施した。

(168) 調査当局は、上記の各質問状等の送付の際、調査当局は指定された期限までに回答しない場合は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 5 項並びにガイドライン 10. に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて、本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。

(169) KG Dongbu Steel の回答及び証拠において、調査当局は様式 E の品種毎の完成品数量については様式 E それ自体について正確性を確認できず、現地調査においても正確性を検証できなかったことから、調査当局は、KG Dongbu Steel の対応は、妥当な期間内に必要な情報の入手を許さず若しくはこれを提供しない場合又は調査を著しく妨げる場合に該当すると判断し、KG Dongbu Steel の構成価格については、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づき算出することとした。

具体的には、調査当局において、様式 E で回答されている【数値】品種の個別の完成品数量について確定できず、品種ごとに 1kg 当たりの生産及び販売にかかる費用を算出することができないことになったところ、製造原価については、現地調査において提出された証拠から特定の 2 製品について原価要素を確認できたことから、当該証拠の原価要素及び完成品数量に基づいてこれら 2 製品の 1kg 当たりの製造原価（COM）を平均することによって調査対象貨物の 1kg あたりの製造原価（COM）を算定した。また、間接販売費及び一般管理費については、様式 E において回答のあった合計額を完成品数量で除することで調査対象貨物の 1kg あたりの費用を算出した。さらに、金融費用及びその他費用の計算においては、それぞれの費用において計上されていた 4 つの勘定科目（【勘定科目名】）について調査対象貨物の生産及び販売に関係している費用とは評価できないと判断したため、当該費用項目を様式 E において回答のあった合計額から除外した上で、完成品数量で除することで調査対象貨物の 1kg あたりの費用を算出した。以上のとおり算出した製造原価及び各費用を合計することによって、

1kg 当たりの生産及び販売にかかる費用を算出した。

(170) 利潤の額については、様式 A-3-2-2 における調査対象期間の調査対象貨物及び同種の貨物の営業利益率【数値】%を採用し、その比率を生産及び販売にかかる費用に乗じて算出した。

(171) 上記(169)及び(170)のとおり算出した生産及び販売にかかる費用に通常の利潤を加えた構成価格を正常価格とした。

2-3-2-3 通貨の換算

(172) 不当廉売差額の算出のための価格比較において、KG Dongbu Steel が韓国内取引で使用していた通貨は【通貨単位】建てであったのに対し、輸出取引で使用していた通貨は【通貨単位】建てであったことから、輸出取引で使用していた通貨については、調査当局が認定した【為替レート】を用いて【通貨単位】に換算した。

2-3-2-4 不当廉売差額率 (KG Dongbu Steel)

(173) 不当廉売差額は、上記「2-3-2-2 正常価格」において算出した正常価格と上記「2-3-2-1 本邦向け輸出価格」において算出した輸出価格との差額として、上記(161)に記載した【数値】品種それぞれについて算出した。また、各品種それぞれについて不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出し、各品種の数量で加重平均すると、「表 28 不当廉売差額率 (KG Dongbu Steel)」のとおり 42.69%となり、僅少ではなかった。

表 28 不当廉売差額率 (KG Dongbu Steel)

供給者名	不当廉売差額率 (%)
KG Dongbu Steel	42.69

2-3-3 本調査に協力を表明したがサンプリング調査対象者に選定されなかった韓国の供給者 (サンプリング調査非対象韓国生産者)

2-3-3-1 不当廉売差額率

(174) 本調査に協力を表明したものの、サンプリング調査対象者として選定されなかった韓国の供給者 (本調査へ協力することを表明した韓国の供給者のうち調査当局が定めた期限までに質問状への回答がなかった供給者 1 者¹⁷⁵を除く。) であって、上記(156)及び(173)において不当廉売差額率を算出した者を除く韓国の供給者のうち、生産者 2 者の不当廉売差額率の算出に当たっては、サンプリング調査対象者として選定された POSCO 及び KG Dongbu Steel の不当廉売差額率が、いずれも相当程度の正確性を確認することができた事実に基づいて算出されていること等を踏まえて、POSCO 及び KG Dongbu Steel の不当廉売差率を加重平均することにより算出した。その結果、「表 29 不当廉売差額率 (サンプリング調査非対象韓国生産者)」のとおり、34.22%となり、僅少ではなかった。

表 29 不当廉売差額率 (サンプリング調査非対象韓国生産者)

供給者名	不当廉売差額率 (%)
SeAH Coated Metal Corporation Dongkuk Coated Metal Co., Ltd.	34.22

¹⁷⁵ Hyundai Steel Company

2-3-4 知り得た供給者のうち調査に協力しなかった韓国の供給者及びその他の韓国の供給者

2-3-4-1 不当廉売差額率

(175) 上記(156)、(173)及び(174)の供給者 4 者以外の調査当局が知り得た供給者 6 者及びその他の供給者については、上記(92)で述べたとおり、調査当局が海外供給者から入手することを要する情報の詳細を明示し、また、当該必要な情報を得ることができない場合、調査当局は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨も明示したが、必要な情報を提供しなかった。

(176) したがって、調査当局は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づき¹⁷⁶不当廉売差額率を算出¹⁷⁷することとし、当該供給者 6 者及びその他の韓国の供給者が供給する溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板については、上記「**2-3-2-4 不当廉売差額率 (KG Dongbu Steel)**」における KG Dongbu Steel の不当廉売差額率と同率を適用した。

2-3-5 韓国の供給者の不当廉売差額率

(177) 韓国の供給者の不当廉売差額率は、「表 30 韓国の供給者の不当廉売差額率」のとおりとなった。

表 30 韓国の供給者の不当廉売差額率

供給者名	不当廉売差額率 (%)
POSCO	32.49
KG Dongbu Steel	42.69
SeAH Coated Metal Corporation Dongkuk Coated Metal Co., Ltd.	34.22
Hyundai Steel Company DONGKUK STEEL MILL CO., LTD. HANWA (KOREA) CO., LTD. Hyundai Group Co., Ltd. STINKO Co., Ltd. 韓国 JFE 商事会社	42.69
その他の韓国の供給者	42.69

2-4 中国の供給者

(178) 上記「**1-6-2 標本抽出（サンプリング）（以下「サンプリング」という。）**」に記載のとおり、鞍鋼及び湖南華菱漣源鋼鉄をサンプリング調査対象者として選定し、これらサンプリング調査対象者から提出された証拠に基づき不当廉売がされた溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の輸入の事実を検討することとした。

2-4-1 鞍鋼

2-4-1-1 本邦向け輸出価格

(179) 鞍鋼の回答¹⁷⁸によると、同者は、調査対象期間中に、製品の形状、エッジの状態、原板

¹⁷⁶ 協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 5 項並びにガイドライン 10.

¹⁷⁷ 上記(96)のとおり、不当廉売差額は、個々の生産者について算出することとしている。

¹⁷⁸ 供給者当初質問状回答書（鞍鋼）（様式 B-1-2 ANGANG 及び 様式 B-1-2 ANGANG HK）

の圧延方法、原板の厚み、原板の幅、原板の化学成分（チタン及びホウ素）、めっき付着量（両面の合計）、めっき層の成分、化成処理、塗油及び規格で区別される多種の溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板を本邦に対して輸出していた。

また、調査対象期間中に鞍鋼が行った日本向け輸出取引の【割合】が、関連企業である鞍鋼集團香港を経由する輸出取引であった。

(180) 鞍鋼の回答¹⁷⁹は、鞍鋼と鞍鋼集團香港との関係性に関して、【回答の内容】を前提としたものであった。

しかし、現地調査において、鞍鋼と鞍鋼集團香港の関係性等について確認したところ、鞍鋼と鞍鋼集團香港を一体の事業体であるとして鞍鋼集團香港の非関連企業に対する販売価格を基準として輸出価格を算定すべき事情を確認できなかったため、鞍鋼の鞍鋼集團香港に対する販売価額を基礎として輸出価格を算定することとした。

(181) 調査対象期間中の、鞍鋼による鞍鋼集團香港を経由した本邦向け輸出取引は【数値】件であり、鞍鋼が鞍鋼集團香港に販売した際の取引条件は【取引条件】であった。

(182) 公正な価格比較を行うため、控除項目を検討した結果、【項目名】¹⁸⁰を控除した。なお、【項目名】については、計算の前提となる【項目名】の回答や計算方法に誤りがあったため、現地調査において提出された証拠を踏まえて調査当局において算出し、控除した。

(183) 鞍鋼が鞍鋼集團香港を経由して本邦向けに輸出した【数値】件の取引の溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板につき、物理的特性等を考慮するため、製品の形状、エッジの状態、原板の圧延方法、原板の厚み、原板の幅、原板の化学成分（チタン及びホウ素）、めっき付着量（両面の合計）、めっき層の成分、化成処理、塗油、規格の組合せにより特定した【数値】品種につき、上記(181)及び(182)のとおり、輸出価格を算出した。

2-4-1-2 正常価格

(184) 上記「2-2-2 代替国の正常価格」のとおり、調査対象貨物に対して品種ごとに正常価格を算出した。

2-4-1-3 不当廉売差額率（鞍鋼）

(185) 不当廉売差額は、上記「2-4-1-2 正常価格」において算出した正常価格と上記「2-4-1-1 本邦向け輸出価格」において算出した輸出価格との差額として、上記(183)に記載した【数値】品種それぞれについて算出した。また、各品種それぞれについて不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出し、各品種の数量で加重平均すると、「表 31 不当廉売差額率（鞍鋼）」のとおり 63.95%となり、僅少ではなかった。

表 31 不当廉売差額率（鞍鋼）

供給者名	不当廉売差額率 (%)
鞍鋼	63.95

2-4-2 湖南華菱漣源鋼鐵

¹⁷⁹ 供給者当初質問状回答書（鞍鋼）（様式 B）、供給者追加質問状（令和 8 年 1 月 29 日）回答書（鞍鋼）（様式 B）

¹⁸⁰ FA 経緯書兼 DM 計算書（鞍鋼）

2-4-2-1 本邦向け輸出価格

(186) 上記「1-6-1-1 供給者への供給者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」のとおり、調査当局は湖南華菱漣源鋼鉄に対し、調査開始決定の通知を送付し、確認票及び供給者当初質問状への回答を求めた。

また、供給者当初質問状の回答書を受領後、当該回答書について、複数箇所の回答内容に不備があったこと等から、調査当局は上記「1-6-3 利害関係者等への不備指摘の送付及びこれに対する不備改め版回答の状況等」のとおり、湖南華菱漣源鋼鉄に対し不備指摘を送付し、供給者当初質問状の回答の不備等に対する確認を行った。

さらに、調査当局は湖南華菱漣源鋼鉄に対し、上記「1-6-6-4 利害関係者への追加質問状（12月25日付け）の送付及びこれに対する回答の状況等」のとおり、供給者追加質問状を送付し、供給者質問状回答内容についての更なる説明を求めた。

その後、調査当局は、上記「1-6-1-2-1 供給者に対する現地調査の実施状況」及び「1-6-7 利害関係者への追加質問状の送付及びこれに対する回答の状況等」のとおり、これまでに湖南華菱漣源鋼鉄から提出された質問状回答その他の書面等の内容の根拠となった関係書類等の確認・検証をするため、同者に対して現地調査を実施した。

なお、上記の各質問状等の送付の際、調査当局は、指定された期限までに回答しない場合は、協定 6.8 及び同附属書 II、政令第 10 条第 4 項¹⁸¹並びにガイドライン 10. に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて、本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。

(187) しかしながら、上記(186)のとおり、調査当局は、回答内容の不備について、複数回にわたってその正確性の確認を試みたものの、確認するたびに複数の誤りが発見され、これまでに湖南華菱漣源鋼鉄から提出された質問状回答その他の書面等の内容の根拠となった関係書類等の確認・検証を目的とした現地調査においてもなお、同様に誤りが発見される等した。これらのことから、結果として、湖南華菱漣源鋼鉄から提出された様式 B¹⁸²の回答内容の正確性を確認することができなかった¹⁸³。

(188) 湖南華菱漣源鋼鉄が様式 B で回答すべき取引に係る情報は、同者が当然に把握しているものであり、回答することが困難とはいえない内容である上、調査当局は同者に対し、複数回に渡って説明を求めるとともに、可能な範囲で回答期限の延長の求めを認めた上で、回答書を受領している。それにもかかわらず、湖南華菱漣源鋼鉄は回答をするに当たり最善を尽くしたとは認められなかった。

(189) このように、湖南華菱漣源鋼鉄の対応は、最善を尽くしていたとは認められず、妥当な期間内に必要な情報の入手を許さず若しくはこれを提供しない場合又は調査を著しく妨げる場合に該当すると認められることから、調査当局は、湖南華菱漣源鋼鉄の不当廉売差額率について、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて算出を行った。

(190) 具体的には、調査当局は、湖南華菱漣源鋼鉄の輸出価格については、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）として、現地調査において正確性を検証することができた【数値】件の本邦向け輸出取引を証拠として採用し、これに基づいて調査対象貨物の輸出価格を算出した。

(191) 輸出価格の算出の基礎とした当該【数値】件の本邦向け輸出取引の取引条件は、【取引条件】であった。

¹⁸¹ 令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条第 5 項

¹⁸² 調査対象期間に行われた全ての日本向け輸出取引について記載する様式

¹⁸³ FA 経緯書兼 DM 計算書（湖南華菱漣源鋼鉄）

(192) 公正な価格比較を行うため、控除項目を検討した結果、【項目名】を控除した¹⁸⁴。

(193) 上記(190)で輸出価格算出の基礎とした【数値】件の本邦向け輸出取引につき、物理的特性等を考慮するため、製品の形状、エッジの状態、原板の圧延方法、原板の厚み、原板の幅、原板の化学成分（チタン及びホウ素）、めっき付着量（両面の合計）、めっき層の成分、化成処理、塗油及び規格の組合せにより特定した【数値】品種につき、上記(191)及び(192)のとおり、輸出価格を算出した。

2-4-2-2 正常価格

(194) 上記「2-2-2 代替国の正常価格」のとおり、調査対象貨物に対して品種ごとに正常価格を算出した。

2-4-2-3 通貨の換算

(195) 不当廉売差額の算出のための価格比較において、湖南華菱漣源鋼鉄が取引に使用している通貨は【通貨単位】であったことから、【為替レート】を用いて、【通貨単位】に換算した。

2-4-2-4 不当廉売差額率（湖南華菱漣源鋼鉄）

(196) 不当廉売差額は、上記「2-4-2-2 正常価格」において算出した正常価格と上記「2-4-2-1 本邦向け輸出価格」において算出した輸出価格との差額として、上記(193)に記載した【数値】品種それぞれについて算出した。また、各品種それぞれについて不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出し、各品種の数量で加重平均すると、「表 32 不当廉売差額率（湖南華菱漣源鋼鉄）」のとおり 68.67%となり、僅少ではなかった。

表 32 不当廉売差額率（湖南華菱漣源鋼鉄）

供給者名	不当廉売差額率 (%)
湖南華菱漣源鋼鉄	68.67

2-4-3 本調査に協力を表明したがサンプリング調査対象者に選定されなかった供給者（サンプリング調査非対象中国生産者）

2-4-3-1 不当廉売差額率

(197) 本調査に協力を表明したものの、サンプリング調査対象者として選定されなかった中国の供給者（本調査へ協力することを表明した中国の供給者のうち調査当局が定めた期限までに質問状への回答がなかった供給者 1 者¹⁸⁵を除く。）であって、上記(185)及び(196)において不当廉売差額率を算出した者を除く中国の供給者のうち、生産者 8 者の不当廉売差額率の算出に当たっては、上記「2-4-1-1 本邦向け輸出価格」において算出し、その正確性を確認することができた鞍鋼の輸出価格と、上記「2-2-2 代替国の正常価格」において算出した正常価格との差額に基づき算出した。その結果、「表 33 不当廉売差額率（サンプリング調査非対象中国生産者）」のとおり 63.95%となり、僅少ではなかった。

表 33 不当廉売差額率（サンプリング調査非対象中国生産者）

供給者名	不当廉売差額率 (%)
------	----------------

¹⁸⁴ FA 経緯書兼 DM 計算書（湖南華菱漣源鋼鉄）

¹⁸⁵ 臨清市恒泰金属材料有限公司

武漢鋼鐵有限公司 宝山鋼鐵股份有限公司 宝钢湛江鋼鐵有限公司 本鋼浦項冷軋薄板有限責任公司 天津市德材冷間圧延鋼板工業有限会社 本鋼板材股份有限公司 冠県創晟新材料有限公司 内蒙古包鋼稀土鋼板材有限責任公司	63.95
--	-------

2-4-4 知り得た供給者のうち調査に協力しなかった中国の供給者及びその他の中国の供給者

2-4-4-1 不当廉売差額率

(198) 上記(185)、(196)及び(197)の供給者 10 者以外の調査当局が知り得た供給者 35 者（本調査へ協力することを表明した中国の供給者のうち調査当局が定めた期限までに質問状への回答がなかった供給者 1 者¹⁸⁶を含む。）及びその他の供給者については、上記(92)で述べたとおり、調査当局が海外供給者から入手することを要する情報の詳細を明示し、また、当該必要な情報を得ることができない場合、調査当局は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨も明示したが、必要な情報を提供しなかった。

(199) したがって、調査当局は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づき¹⁸⁷不当廉売差額率を算出することとし、当該供給者 35 者及びその他の中国の供給者が供給する溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板については、上記「2-4-1-3 不当廉売差額率（湖南華菱漣源鋼鐵）」における湖南華菱漣源鋼鐵の不当廉売差額率と同率を適用した。

2-4-5 中国の供給者の不当廉売差額率

(200) 中国の供給者の不当廉売差額率は、「表 34 中国の供給者の不当廉売差額率」のとおりとなった。

表 34 中国の供給者の不当廉売差額率

供給者名	不当廉売差額率 (%)
鞍鋼	63.95
湖南華菱漣源鋼鐵	68.67
武漢鋼鐵有限公司 宝山鋼鐵股份有限公司 宝钢湛江鋼鐵有限公司 本鋼浦項冷軋薄板有限責任公司 天津市德材冷間圧延鋼板工業有限会社 本鋼板材股份有限公司 冠県創晟新材料有限公司 内蒙古包鋼稀土鋼板材有限責任公司	63.95
中国宝武鋼鐵集团有限公司 河鋼集团有限公司 鞍鋼集团有限公司 包頭鋼鐵（集团）有限責任公司 湖南鋼鐵集团有限公司 天津市德材冷軋板業有限公司	68.67

¹⁸⁶ 臨清市恒泰金属材料有限公司

¹⁸⁷ 協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 5 項並びにガイドライン 10.

供給者名	不当廉売差額率 (%)
馬鞍山鋼鐵股份有限公司 江陰宗承鋼鐵有限公司 山東科瑞鋼板有限公司 內蒙古包鋼鋼連股份有限公司 山東匯登彩鋼有限公司 福建凱景新型科技材料有限公司 燁輝（中国）科技材料有限公司 日照鋼鐵控股集團有限公司 江蘇剛正薄板科技有限公司 邯鄲鋼鐵集團有限責任公司邯鄲分公司 臨清市恒泰金屬材料有限公司 鞍鋼集團香港 鞍山鋼鐵集團有限公司 天津市新天鋼冷延薄板有限公司 鞍鋼集團國際經濟貿易有限公司 BENXI IRON AND STEEL (GROUP) INTERNATIONAL ECONOMIC AND TRADING CO.,LTD. 本鋼集團香港有限公司 首鋼京唐鋼鐵連合有限責任公司 山東鋼鐵集團有限公司 敬業集團 鴻基集團 山東冠洲股份有限公司 阪和（上海）管理有限公司 浙江協和集團有限公司 ZHEJIANG LIANXIN STEEL PLATE TECHNOLOGY CO.,LTD 杭州杭鋼對外經濟貿易有限公司 道富（香港）有限公司 東阿鼎鑫華環保科技有限公司 Bengang Steel Group Company., Ltd. 天津軋一冷軋薄板有限公司 GUANXIAN CHUANGYU NEW MATERIALS CO.,LTD. 首鋼集團有限公司 三井物産（香港）有限公司 BAO HUA STEEL INTERNATIONAL PTE. Limited 本溪鋼鐵 その他の中国の供給者	
	68.67

2－5 不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項についての結論

(201) 以上のとおり、韓国及び中国を原産地とする不当廉売がされた溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の本邦への輸入の事実が認められた。

3 不当販売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

3-1 本邦の産業

(202) 利害関係者から提出された書面¹⁸⁸から、熔融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板を生産しているのは、日本製鉄、日鉄鋼板、神戸製鋼所、ヨドコウ、東京製鐵株式会社、株式会社中山製鋼所、JFE スチール株式会社、JFE 鋼板株式会社、丸一鋼管株式会社の9者であることを確認した。このうち東京製鐵株式会社については、確認票において調査へ協力しないとの回答があったため、東京製鐵株式会社を除いた8者について、本邦の産業を構成する本邦の生産者に該当するか以下のとおり検討する。

(203) 上記8者について、政令第4条第2項により、調査対象貨物を本件課税申請の日の6月前の日以後に輸入（その輸入量が少量なものを除く。）した生産者は本邦の生産者に含まないこととされているため、本件課税申請の日の6月前の日から同課税申請の日の前日まで（令和6年10月28日から令和7年4月27日まで）の調査対象貨物の輸入の有無について確認したところ、5者について関連企業が調査対象貨物を輸入していたことを確認した¹⁸⁹。

(204) 日本製鉄及び同社の100%子会社である日鉄鋼板については、日本製鉄が調査対象貨物の輸入者である日鉄物産株式会社の株式の80.0%を保有している¹⁹⁰。したがって、調査当局は、日本製鉄について、調査対象貨物の輸入者である日鉄物産株式会社を直接支配しており、また、日鉄鋼板はその日本製鉄により直接に支配されていることから、日本製鉄は政令第4条第2項第1号に掲げる関係を有する生産者に該当し、日鉄鋼板は同項第3号に掲げる関係を有する生産者に該当するものと判断した。この場合、当該関係による影響が、そのような関係を有しない他の生産者と異なる行動をとらせるものでないことについての証拠を提出し、同項ただし書きに規定する場合に該当することが認められない限り、本邦の産業を構成する本邦の生産者に含まれない者とされる。この点について、日本製鉄及び日鉄鋼板のいずれも、調査対象期間中に輸入した調査対象貨物を日鉄物産株式会社から購入していないことを確認した¹⁹¹。また、日本製鉄及び日鉄鋼板は本調査の申請者である。したがって、調査当局は、日本製鉄及び日鉄鋼板について、日鉄物産株式会社との間の政令第4条第2項第1号又は第3号に掲げる関係による影響が、政令第4条第2項各号に掲げる関係のいずれをも有しない他の生産者の行動をとらせるものではないことが認められた。

また、【鐵商株式会社の株主】は、調査対象貨物の輸入者である鐵商株式会社の株式の【株式保有割合】を保有している。しかし、日本製鉄及び日鉄鋼板について、鐵商株式会社との間で、ガイドライン4.(3)三に記載のいずれの場合にも該当しないことを確認した¹⁹²。したがって、日本製鉄及び日鉄鋼板は、鐵商株式会社との間に、政令第4条第2項各号に掲げる支配関係はないものと判断した。

以上より、日本製鉄及び日鉄鋼板は、本邦の産業を構成する本邦の生産者に該当すると判断した。

(205) ヨドコウは、調査対象貨物の輸入者であるフジデン株式会社の株式の33.0%を保有し、また同社に対して監査役1名を派遣している。また、同社は、調査対象貨物の輸入者である大東鉄板株式会社の株式の100%を保有する株式会社佐渡島の株式の50.0%を保有している。しかし、ヨドコウについて、フジデン株式会社との間でガイドライン4.(3)三に記載のいずれの場合にも該当しないこと及び大東鉄板株式会社との間でガイドライン4.(3)二に記載の場合

¹⁸⁸ 申請書（4-2、別紙（非共有）1）、本邦生産者確認票

¹⁸⁹ 本邦生産者確認票（VII.2.）

¹⁹⁰ 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（日本製鉄）（調査項目A-2-7）、輸入者確認票

¹⁹¹ 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書、第1回不備指摘別記1（日本製鉄、日鉄鋼板）

¹⁹² 現地調査結果報告書（日本製鉄）（調査項目1.(1)(イ)）

に該当しないことを確認した¹⁹³。したがって、調査当局は、ヨドコウは、フジデン株式会社及び大東鉄板株式会社との間に政令第4条第2項各号に掲げる支配関係はないものと判断し、ヨドコウは本邦の産業を構成する本邦の生産者に含まれるものと判断した。

(206) JFE スチール株式会社及び同社の100%子会社であるJFE 鋼板株式会社については、いずれもJFE スチール株式会社は【関連企業名】の【関連の状況】であるところ、【関連企業名】は調査対象貨物の輸入者である【関連企業名】の【関連の状況】、また、【関連企業名】は調査対象貨物の輸出者である【関連企業名】の【関連の状況】。これらのことから、調査当局は、JFE スチール株式会社及びJFE 鋼板株式会社について、調査対象貨物の輸入者である【関連企業名】を直接支配し、調査対象貨物の供給者である【関連企業名】を間接支配している第三者である【関連企業名】により直接又は間接的に支配されており、政令第4条第2項第3号に掲げる関係を有する生産者に該当するものと判断した。この場合、当該関係による影響が、そのような関係を有しない他の生産者と異なる行動をとらせるものでないことについての証拠を提出し、同項ただし書きに規定する場合に該当することが認められない限り、本邦の産業を構成する本邦の生産者に含まれない者とされる。この点について、JFE スチール株式会社及びJFE 鋼板株式会社の確認票回答書によれば、JFE スチール株式会社及びJFE 鋼板株式会社はともに【関連企業名】又は【関連企業名】の支配下にはないとともに、【関連企業名】が輸出する調査対象貨物及び【関連企業名】が輸入する調査対象貨物について、【関連企業名】又は【関連企業名】とJFE スチール株式会社又はJFE 鋼板株式会社の間に取引関係は存在しないとのことであり、したがって、JFE スチール株式会社及びJFE 鋼板株式会社は、【関連企業名】及び【関連企業名】の影響を受けずに自ら行動を決定することができるとのことであった。また、JFE スチール株式会社及びJFE 鋼板株式会社はともに、本調査の申請を支持するとの意思を表明している。したがって、調査当局は、JFE スチール株式会社及びJFE 鋼板株式会社については、【関連企業名】及び【関連企業名】との間の政令第4条第2項第3号に掲げる関係による影響が、政令第4条第2項各号に掲げる関係のいずれをも有しない他の生産者の行動をとらせるものではないことが認められ、本邦の産業を構成する本邦の生産者に含まれるものと判断した。

(207) その他、神戸製鋼所、株式会社中山製鋼所、丸一鋼管株式会社の3者について、調査対象貨物の供給者又は輸入者との関係を確認したところ、特段の関係はないことを確認した。

(208) なお、調査当局は、本邦生産者当初質問状等の送付に際して、申請書¹⁹⁴に記載のあったコイルセンター¹⁹⁵30者に対して、本邦生産者当初質問状等を送付して回答を求めたが、このうち14者からは調査対象貨物を生産していない旨の確認票の回答があり¹⁹⁶、その他の16者¹⁹⁷からは確認票の回答がなかったことから、調査当局は、これらの回答状況と申請書の記載¹⁹⁸等を踏まえて、確認票回答がなかった16者を含むコイルセンターについて本邦の生産者に該当しないものと判断した。

¹⁹³ 現地調査結果報告書（ヨドコウ）（調査項目1.(1)(イ)）

¹⁹⁴ 申請書（5-1-2-2、別紙（非共有：共通）2 別添11・12・13、別紙（非共有：神戸製鋼所）5）

¹⁹⁵ 溶融亜鉛めっき鋼帯をレベラー・シャーラインやスリッターラインといった機械を通して最終需要家にとって最適なサイズに調整加工している者

¹⁹⁶ うち7者（JPPC、堺鋼板工業株式会社、関包スチール株式会社、株式会社桐井製作所、紅忠コイルセンター、関西株式会社、信和鋼板株式会社、大裕鋼業株式会社）からは産業上の使用者である旨の回答があり、残り7者（福栄鋼材株式会社、日鉄物産コイルセンター株式会社、藤田金属株式会社、株式会社小山コイルセンター、高田鋼材工業株式会社、東洋コイル鋼業株式会社、紅忠コイルセンター関東株式会社）からは利害関係者等に該当しない旨の回答があった。

¹⁹⁷ 明治鋼業株式会社、株式会社スズヤス、根津鋼材株式会社、五十鈴株式会社、株式会社小河商店、野原商行株式会社、株式会社空見スチールサービス、田邊工業株式会社、株式会社大日商会、サミットスチール株式会社、摂津鋼材株式会社、株式会社スチールセンター、株式会社メタルワン・スチールサービス、SC 鋼板加工株式会社、阪和スチールサービス株式会社、興和コイルセンター株式会社

¹⁹⁸ 申請書（別紙（非共有：共通）2）

(209) 以上より、日本製鉄、日鉄鋼板、神戸製鋼所、ヨドコウ、株式会社中山製鋼所、JFE スチール株式会社、JFE 鋼板株式会社、丸一鋼管株式会社の 8 者を本邦の産業を構成する本邦の生産者に該当すると判断した。また、「表 35 本邦の産業の状況（令和 6 年度）」のとおり、当該 8 者の令和 6 年度における生産高は【数値】MT であり、本邦における溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の総生産高¹⁹⁹に占める割合は【80-100】%であった。

表 35 本邦の産業の状況（令和 6 年度）

生産者名	生産高及び本邦の総生産高に占める割合		調査対象貨物の輸入の有無	申請に対する支持の状況	調査への協力
	生産高(MT)	占拠率(%)			
日本製鉄	【数値】	【数値】	有り	支持する	協力する
日鉄鋼板	【数値】	【数値】	有り	支持する	協力する
神戸製鋼所	【数値】	【数値】	無し	支持する	協力する
ヨドコウ	【数値】	【数値】	有り	支持する	協力する
JFE鋼板株式会社	【数値】	【数値】	有り	支持する	協力する
JFEスチール株式会社	【数値】	【数値】	有り	支持する	協力する
丸一鋼管株式会社	【数値】	【数値】	無し	支持する	協力する
株式会社中山製鋼所	【数値】	【数値】	無し	支持する	協力する
合計	【数値】	100.0%			

（出所）申請書、本邦生産者確認票（IV.V.VIII.2,3.及び X.3.）、本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）

（注 1）本調査に係る申請のあった日（令和 7 年 4 月 28 日）の直近 6 月の間（令和 6 年 10 月 28 日から令和 7 年 4 月 27 日まで）。関連会社が調査対象貨物を輸入する場合を含む。

（注 2）小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100 とならない。

3-1-1 本邦の産業に係る意見等の検討

(210) 利害関係者である中国鉄鋼工業協会から、申請者の資格及び本邦の産業の代表性に関して、以下の意見の表明²⁰⁰があった。

（ア） 本調査の申請者は、日本国内に所在する 4 社、すなわち日本製鉄、日鉄鋼板、神戸製鋼所及びヨドコウである。申請者は、その生産量の合計が日本における本調査の同種の貨物の総生産量の 50% を超えており、「日本国内産業の主要部分」を構成するとして本調査を申請する資格を有すると主張している。しかしながら、本協会は、申請者の代表性については依然として重大な疑問があると考えている。

（イ） 特に留意すべきことは、日本第 2 位の鉄鋼メーカーである JFE スチール株式会社が本調査の申請に対して支持の意思を表明していないことである。JFE スチール株式会社の同種の貨物における市場シェアは、申請に参加している企業の水準を下回っていない。申請書に列挙されているその他の日本国内の同種の貨物の生産者（例えば、東京製鐵株式会社、株式会社中山製鋼所、丸一鋼管株式会社等）も、本調査に対する明確な支持を表明していない。

¹⁹⁹ 東京製鐵株式会社について生産高を確認することができなかったため申請書に記載の同社を含めた令和 6 年度の総生産高の推計値【数値】MT を用いた。当該数値は、生産高を確認することができた本邦生産者 8 者の生産高の合計【数値】MT と整合する数値であることが確認された。

²⁰⁰ 意見の表明（中国鉄鋼工業協会、令和 7 年 11 月 13 日）

(ウ) 申請者は、申請書において、「同 4 社の 2023 年度下期+2024 年度上期における本邦産 GI 材の生産量の合計は、国内総生産量の 50%を大きく超える」と主張している。本協会は、この点に関して重大な疑念を有しており、調査機関に対し、申請書に記載された日本産業の代表性に関するデータを慎重に審査し、申請者が真に日本国内産業を代表して本調査を申請する資格及び代表性を有しているか否かを確認するよう要請する。特に、JFE スチール株式会社を含む複数の重要な生産者が本調査の申請を支持していないことを考慮すると、当該申請が日本国内産業全体の利益を十分に代表しているかどうかは疑問である。

(211) 上記(210)の意見について調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 上記意見は、申請者について本邦の産業としての代表性に疑問がある旨の意見と考えられるところ、上述の「**3－1 本邦の産業**」のとおり、本件課税申請の日の 6 月前の日から同課税申請の日の前日までの期間において、関連企業が調査対象貨物を輸入しているものの、政令第 4 条第 2 項各号に掲げる関係のいずれをも有しない他の生産者の行動をとらせるものではなく、本邦の産業を構成する本邦の生産者に含まれるものと判断した。

(イ) さらに、上記「**表 35 本邦の産業の状況（令和 6 年度）**」によると、申請者である日本製鉄、日鉄鋼板、神戸製鋼所及びヨドコウの 4 者の生産量は【数値】MT であり、当該 4 者が本邦で生産する溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の本邦における溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の総生産高に占める割合は、【数値】%であり、本調査の同種の貨物の総生産量の 50%を大きく超えている。

(212) したがって、上記(210)の中国鉄鋼工業協会による主張は受け入れられない。

3－2 同種の貨物の検討

(213) 損害の決定は、実証的な証拠に基づき、

(ア) ダumping²⁰¹輸入の量及びダumping輸入が国内市場における同種の製品の価格に及ぼす影響、並びに

(イ) ダumping輸入が同種の製品の国内生産者に結果として及ぼす影響の双方についての客観的な検討に基づいて行う²⁰²こととされている。

そこで、調査対象貨物と本邦産同種の貨物が協定 2.6 で規定する同種の製品であることを確認するため、まず、本邦産同種の貨物について、物理的及び化学的特性、製造工程、流通経路、用途、価格の決定方法、代替性及び貿易統計上の分類等の検討を行った。

3－2－1 物理的及び化学的特性

(214) 調査対象貨物である溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板は、物理的特性としては、圧延した鉄、非合金鋼、又はステンレス鋼以外の合金鋼のフラットロール製品などの原板の表面に、溶融亜鉛めっき処理を行ったもの（冷延又は熱延の原板を成形加工後に後めっきをしたものを除く。）である。一般に光沢のある銀白色であるが、その他黒色系の製品も存在すると想定される。形状としては、コイル状（鋼帯）又はこれを切断したシート状（鋼板）の形状で販売されている。なお、外観は極めて美しく、亜鉛特有の光沢を持ったスパングル（花模様）製品に加え、スパングルを消した（花模様の無いもの）製品も販売されている。板厚は 0.3～2.3mm、板幅は 700～1550mm が一般的である。

化学的特性としては、原板として、鉄、非合金鋼、又はステンレス鋼以外の合金鋼が用いられる。めっき層の成分は、非合金の亜鉛を主成分とするが、若干量、その他の成分が加え

²⁰¹ 協定 2.1

²⁰² 協定 3.1

られる場合がある。めっき層に亜鉛を用いるのは、適当な条件下で生成される亜鉛の酸化物は、亜鉛鉄板表面に密着性の良い連続した皮膜となって、外部の腐食環境から錆びを遮断する一種の防食皮膜となるからであり、長期に渡った原板（地鉄）の保護を可能としている。なお、実際に出荷される製品の中には、一層の防錆のため、めっき層に塗油を行ったり、その他の化成処理（クロメート処理、クロメートフリー処理、リン酸塩処理等）がなされたりする場合があります、用途や加工条件に応じて豊富な種類を有する、美観と耐食性が求められる用途向けの貨物である。

一方、本邦産同種の貨物も、物理的・化学的特性が同様であることを確認した²⁰³。

3-2-2 製造工程

- (215) 溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の一般的な製造方法は、次のとおりである。材料である石炭、鉄鋼石、石灰石について、①溶解、②精錬、③スラブ（鋼片）の casting、④熱間圧延（まず黒皮鋼板、その後に黒皮鋼板を酸洗して錆を落とし、酸洗熱延鋼板にする。）、⑤冷間圧延、⑥表面処理（めっき処理）工程を経て製造される（熱延鋼板を母材とするものは、⑤の工程を経ない。）。また、めっき工程である⑥については、めっき素材である熱延鋼帯や冷延鋼帯を解いて平滑にした母材を、連続したライン（連続溶融亜鉛めっきライン（Continuous Galvanizing Line（以下「CGL」という。）））で、(a)脱脂、(b)水洗、(c)酸洗（上記④の酸洗とは異なる。）、(d)水洗、(e)フラックス処理、(f)乾燥、(g)めっき、(h)冷却する工程を経る。

CGLでは、ペイオフリールからテンションリールまで、一気通貫で製品を製造しているが、これは、めっき斑（むら）などを無くし、均一の品質でめっきを母材に施していくための工夫である。このため、鋼帯を裁断してから鋼板にしてめっきをするような加工は通常考えられず、鋼板を製造する場合には、（先めっきされた）鋼帯をどこかの段階で切断することとなる。上記に加えて、溶融亜鉛めっきされた鋼板類は、化成処理設備内で表面保護のためクロメート処理・クロメートフリー処理等の後処理が行われている（オイル塗布に留める場合もある。）。

調査対象貨物及び本邦産同種の貨物は、どちらも上記に述べた方法で生産されており、調査対象貨物と本邦産同種の貨物の製造工程は共通していた²⁰⁴。

3-2-3 流通経路

- (216) 調査対象貨物の本邦における流通経路については、調査対象貨物の供給者から本邦の商社に対して輸出された上で、当該商社から産業上の使用者に販売されている場合や、更に他の商社を経由して販売されている場合が確認できたほか、調査対象貨物の供給者から直接、本邦の産業上の使用者に輸出している場合もあることが確認できた²⁰⁵。本邦産同種の貨物についても、大部分は本邦の生産者から本邦の商社を介して産業上の使用者に販売されているが、本邦の生産者から産業上の使用者に直接販売されている場合もあることを確認した²⁰⁶。

以上のとおり、調査対象貨物と本邦産同種の貨物は、いずれも、直接販売と間接販売とが併用されており、流通経路は共通していた。

3-2-4 用途

- (217) 調査対象貨物は、主として建材用途として用いられることが多い（道路、鉄道、電力、土木、建築、農業水産、レジャーはいずれも建材用途とされる。）。建材用途以外には、自動車用

²⁰³ 申請書 2-3、本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 A-6）

²⁰⁴ 申請書 4-1、供給者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（添付資料 E-1-1-1）、本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（添付資料 A-7）

²⁰⁵ 輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 D-1-6）、産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 A-3）

²⁰⁶ 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 A-10、様式 C-1、添付資料 C-2）

途や電気機器用途（冷蔵庫、洗濯機、エアコン等）で使われている。本邦産同種の貨物についても、同様であることを確認した²⁰⁷。

3-2-5 価格の決定方法

(218) 調査対象貨物の本邦における購入価格の決定方法については、商社を通じてまたは直接に取引先との個別の交渉によって行われており、本邦産同種の貨物についても、同様に、商社を通じてまたは直接に、取引先との個別の交渉によって行われていることを確認した²⁰⁸。

以上のとおり、調査対象貨物と本邦産同種の貨物の本邦における価格の決定方法は共通していた。

3-2-6 代替性

(219) 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物との代替性については、「表 36 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物との代替性」のとおり、質問状への回答内容が確認できる 28 者²⁰⁹のうち「代替可能性あり」又は「一定の条件を満たせば代替可能」との回答が全体の 8 割以上を占める中、「代替不可能」との回答は 1 社²¹⁰のみであった。「代替不可能」の内容として、顧客の要求品質を満足できないためとの回答²¹¹があった。また、輸入者及び産業の使用者について質問状への回答内容が確認できる 20 者中 17 者が原産国による違いは無いと回答していた²¹²。原産国との違いが有りと回答した 3 者²¹³は、契約内容に基づいた貨物であるため原産国が異なるという内容や納期トラブル、品質面や品質保証面の相違を挙げていた。もっとも、これらの意見は回答全体のうちのわずかであり、原産国の違いにより代替不可能ではないと考えられる。

表 36 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物との代替性

原産国	回答の割合(国別の組み合わせ)		
	回答	韓国	中国
日本	代替可能性あり	42.9%	42.3%
	一定の条件を満たせば代替可能	50.0%	42.3%
	代替不可能	0.0%	3.8%
	わからない	7.1%	11.5%

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 E-1-1）、輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 E-1-1）、産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 D-1-1）

(注) 小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100 とならない。

(220) 以上のとおり、調査対象貨物と本邦産同種の貨物は代替可能と認識されていることが認められた。

²⁰⁷ 申請書 2-3(2)、本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（添付資料 A-6-2-①②）、産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）

²⁰⁸ 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-2、添付資料 C-2-1 及び C-3-3）、産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-1）

²⁰⁹ 本邦生産者 7 者、輸入者 11 者、産業上の使用者 10 者

²¹⁰ 鐵商株式会社

²¹¹ 輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 E-1-3）

²¹² 輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 E-1-4）、本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 E-1）、産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 D-1-4）

²¹³ GS ジャパン株式会社、【輸入者 A】、千代田鋼鉄工業株式会社

3-2-7 貿易統計上の分類

- (221) 調査対象貨物は、商品の名称及び分類についての統一システム (HS) の品目表第 7210.49 号又は第 7212.30 号に分類される鉄又は非合金鋼のフラットロール製品に溶融亜鉛めっきしたもの（(イ) 波形にしたもの、(ロ) 合金化溶融めっきのもの（めっき層の鉄の含有量がめっき層の全重量の七・〇%以上の均質な合金のものに限る。）、(ハ) めっき層において、マグネシウムの含有量がめっき層の全重量の二・〇%以上のものであって、アルミニウムの含有量がめっき層の全重量の五・〇%以上のもの）、及び (ニ) めっき層において、アルミニウムの含有量が全重量の四・〇%以上のものであって、マグネシウム及びニッケルを含むもの、のいずれかに該当するものを除く。）、及び、第 7225.92 号又は第 7226.99 号に分類されるステンレス鋼以外の合金鋼のフラットロール製品（溶融亜鉛めっきする前のものに限る。以下「母材」という。）に溶融亜鉛めっきしたものであって、母材におけるマンガン、ほう素又はチタンのいずれかの含有量が母材の全重量に対して HS 品目表第 72 類の注 1 (f) に掲げる割合未満のもの（(イ) 波形にしたもの、(ロ) バイメタル（張合せ加工を行ったもので、ニッケルの含有量が全重量の一〇%を超えるものに限る。）、(ハ) 合金工具鋼のもの、(ニ) 高速度鋼のもの、(ホ) 合金化溶融めっきのもの（めっき層の鉄の含有量がめっき層の全重量の七・〇%以上の均質な合金のものに限る。）、(ヘ) めっき層において、マグネシウムの含有量がめっき層の全重量の二・〇%以上のものであって、アルミニウムの含有量がめっき層の全重量の五・〇%以上のもの）、及び (ト) めっき層において、アルミニウムの含有量が全重量の四・〇%以上のものであって、マグネシウム及びニッケルを含むもの、を除く。))²¹⁴であり、本邦産同種の貨物も全ていずれかの HS 番号に分類されることを確認した。

3-3 累積的な評価

- (222) 複数の供給国からの調査対象貨物が本邦の産業へ及ぼす影響を累積的に評価することの妥当性に関して、
- (ア) 同時に複数の供給国が調査対象となっていること
 - (イ) 各国からの輸入に係る不当廉売差額が僅少ではないこと
 - (ウ) 各国からの輸入数量が無視できるものではないこと
 - (エ) 輸入產品の間の競争の状態及び輸入產品と国内の同種の產品との間の競争の状態に照らして輸入の及ぼす影響を累積的に評価することが適当であること
- について検討した。

3-3-1 当該輸入貨物の供給国

- (223) 調査対象貨物の供給国は韓国及び中国であり、複数の供給国が調査対象である。

3-3-2 当該輸入貨物の不当廉売差額

- (224) 調査対象貨物の不当廉売による正常価格との価格差は、上記「**2-3-5 韓国の供給者の不当廉売差額率**」及び「**2-4-5 中国の供給者の不当廉売差額率**」のとおり、輸出取引価格に対する百分率によって表示した場合、いずれも 2%を超えており、僅少ではない。

3-3-3 当該輸入貨物の輸入量

- (225) 調査対象貨物の輸入量について、令和 6 年度では、「**表 37 当該輸入貨物の輸入量**」のとおり、総輸入量 718,145MT のうち、韓国からの輸入量が 343,631MT (対総輸入量比 47.8%)、中国からの輸入量が 295,275MT (対総輸入量比 41.1%) となっており、いずれも無視できる

²¹⁴ 調査開始告示

数量（全輸入量の 3%未満²¹⁵⁾ではなかった。

表 37 当該輸入貨物の輸入量

			令和4年度	令和5年度	令和6年度
			(2022年度)	(2023年度)	(2024年度)
	当該輸入貨物の 輸入量(合計)	輸入量(MT)	518,293	639,127	638,905
		対総輸入量	88.3%	89.1%	89.0%
	韓国から当該輸入貨 物の輸入量	輸入量(MT)	274,757	338,101	343,631
		対総輸入量	46.8%	47.1%	47.8%
	中国から当該輸入貨 物の輸入量	輸入量(MT)	243,536	301,025	295,275
		対総輸入量	41.5%	41.9%	41.1%
	第三国からの輸入量	輸入量(MT)	68,692	78,476	79,239
		対総輸入量	11.7%	10.9%	11.0%
	総輸入量(MT)			586,985	717,603

(出所) 財務省貿易統計

(注) 第三国からの輸入量 (MT) = 総輸入量 (MT) - 当該輸入貨物の輸入量 (MT)

3-3-4 原産国の異なる溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の間の競争状態

(226) 原産国が異なる溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の間の競争状態に関して、原産国間の代替性に関する輸入者当初質問状、本邦生産者当初質問状及び産業上の使用者当初質問状の回答を集計したところ、上記「表 36 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物との代替性」のとおり、本邦産同種の貨物と韓国又は中国を供給国とする輸入貨物との間では、「代替可能性あり」又は「一定の条件を満たせば代替可能」との回答がそれぞれ 8 割以上を占めていたことから、本邦産同種の貨物は韓国又は中国を供給国とする輸入貨物それぞれと競争状態にあることが認められた。

また、韓国を供給国とする輸入貨物と中国を供給国とする輸入貨物との間の競争状態については、調査対象期間中にどちらも取り扱ったことがある輸入者 7 者²¹⁶⁾及び産業上の使用者 4 者²¹⁷⁾の回答を確認したところ、これら 11 者のうち、10 者は、原産国の違いによる相違点

²¹⁵⁾ 協定 3.3 及び 5.8

²¹⁶⁾ 輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（株式会社暁星ジャパン、GS ジャパン株式会社、JFE 商事株式会社、PIJ、パナソニックオペレーショナルエクセレンス株式会社、大東鉄板株式会社、新東亜交易株式会社）（様式 C-1）

²¹⁷⁾ 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（JFE 建材株式会社、日鉄めっき鋼管株式会社、日鉄建材株式会社、関包スチール株式会社）（様式 B-1）

は無いと回答していた²¹⁸。残る 1 者²¹⁹についても、中国産と比較して韓国産の方が対応可能な板厚、板幅のスペクトルが広く、アフターサービスの質において優れているとの回答²²⁰があったが、全てのスペックの競争状態を否定するものではなかった。したがって、これらの原産国の異なる輸入貨物の間に相違点はなく競争状態にあることが認められた。

このように、原産国の異なる溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の間には競争状態にあることから、調査対象貨物の輸入の及ぼす影響を累積的に評価²²¹することが適当であると認められた。

3-4 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響

3-4-1 当該輸入貨物の輸入量

(227) 調査対象貨物の輸入量（合計）は、上述の「表 37 当該輸入貨物の輸入量」のとおり、令和 5 年度に前年度の 518,293MT から 639,127MT に増加したが、その後令和 6 年度にかけて横ばいに推移し、638,905MT となった。

「表 39 当該輸入貨物の本邦における市場占拠率及び本邦の需要量の推移」のとおり、需要量は、令和 5 年度は、建設業界において、資材・人件費の高騰や人手不足による物件着工の延期・中止や、工事期間の長期化等により、減少したが、安価な調査対象貨物の流入が増加した。令和 6 年度も、この状態が継続し、需要も輸入量も概ね横ばいであった²²²。

一方で、本邦産同種の貨物の国内販売量は、産業上の使用者が安価な調査対象貨物にシフトしたことにより²²³、「表 38 本邦産同種の貨物の販売量の変化」のとおり、調査対象期間である令和 4 年度から令和 6 年度にかけて減少し続け、全体で 21 ポイントの減少となった。

表 38 本邦産同種の貨物の販売量の変化

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
本邦産同種の貨物の販売量(MT) (国内販売量)	【100】	【83】	【79】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）

(注) 各欄の【 】は、令和 4 年度の数値を 100 とする指数である。

(228) 調査対象貨物及び本邦産同種の貨物の本邦における消費の相対的な変化を見ると、「表 39 当該輸入貨物の本邦における市場占拠率及び本邦の需要量の推移」のとおり、調査対象貨物の市場占拠率は令和 5 年度に対前年度比 30 ポイント上昇、その後令和 6 年度にかけてさらに 1 ポイント増加し、調査対象期間全体としては 31 ポイントの大幅な増加となった。これに対して、本邦産同種の貨物の市場占拠率は、令和 4 年度から令和 6 年度にかけて減少を続けて、調査対象期間全体で 13 ポイント下落した。

表 39 当該輸入貨物の本邦における市場占拠率及び本邦の需要量の推移

²¹⁸ 輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 E-1-4）、産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 D-1-4）

²¹⁹ GS ジャパン株式会社

²²⁰ 輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（GS ジャパン株式会社）（調査項目 E-1-5）

²²¹ 協定 3.3

²²² 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 A-11）

²²³ 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 A-11）、産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 B-2-1 及び B-2-2）

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
当該輸入貨物の占拠率	【100】	【130】	【131】
本邦産同種の貨物の占拠率	【100】	【88】	【87】
第三国産同種の貨物の占拠率	【100】	【120】	【123】
需要量(MT)	【100】	【95】	【94】

(出所) 財務省貿易統計、本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書(様式 B-1)

(注 1) 需要量(MT) = 本邦産同種の貨物の国内販売量(MT) + 本邦産同種の貨物の自家消費量(MT) + 総輸入量(MT)

(注 2) 当該輸入貨物の市場占拠率(%) = 当該輸入貨物の輸入量(MT) / 需要量(MT) × 100

(注 3) 本邦産同種の貨物の市場占拠率(%) = (本邦産同種の貨物の国内販売量(MT) + 自家消費量(MT)) / 需要量(MT) × 100

(注 4) 第三国産同種の貨物の占拠率(%) = (総輸入量(MT) - 当該貨物の輸入量(MT)) / 需要量(MT) × 100

(注 5) 各欄の【 】は、令和 4 年度の数値を 100 とする指数である。

3-4-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響

(229) 本邦における調査対象貨物の販売価格と、本邦産同種の貨物の販売価格について「表 40 当該輸入貨物(韓国及び中国)と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格(全品種、庭先渡し)」のとおり、年度別加重平均価格を比較した²²⁴。

(230) 「表 40 当該輸入貨物(韓国及び中国)と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格(全品種、庭先渡し)」のとおり、調査対象期間を通じて調査対象貨物の販売価格は本邦産同種の貨物の販売価格を【10-20】%下回っていた。本邦産同種の貨物の販売価格は、令和 4 年度から令和 5 年度にかけて横ばいに推移し、令和 6 年度はやや減少し、調査対象期間全体で、2 ポイント下落した。

「表 41 本邦産同種の貨物の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格の推移」によると、本邦の産業は、令和 5 年度は製造原価減少分を国内販売価格に転嫁できており、令和 6 年度は製造原価が減少した分だけ、国内販売価格が 2 ポイント下落した。令和 6 年度は、製造原価が【数値】円下落したのに対し、販売価格は【数値】円下落しており、販売価格の下落の方が大きかった。

調査期間を通じて、製造原価が 4 ポイント減少した一方、国内販売価格の下落は 2 ポイント下落した。特に令和 6 年度は、販売価格の下落幅の方が大きかった。これについては、安価な調査対象貨物を引き合いに取引先から値上げ幅の圧縮及び値下げを要求された結果であることを確認した²²⁵。その結果、調査対象貨物に販売の機会を奪われるなどの事実を確認した²²⁶。

表 40 当該輸入貨物(韓国及び中国)と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格(全品種、庭先渡し)

²²⁴ 非関連企業間取引のみを対象とした。

²²⁵ 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書(調査項目 C-3-1 及び C-3-2、添付資料 C-3-3)

²²⁶ 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書(調査項目 C-4-1 及び C-4-2、添付資料 C-4-3)

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
当該輸入貨物(円/kg)	【100】	【91】	【93】
本邦産同種の貨物(円/kg)	【100】	【100】	【98】
価格比	【80-100】	【80-100】	【80-100】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書(様式 C-1)、輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書(様式 C-1)

(注) 各欄の【 】は、価格比を除き令和4年度の数値を100とする指数である。

表 41 本邦産同種の貨物の1kg当たりの製造原価と国内販売価格の推移

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
製造原価合計(円/kg)	【100】	【98】	【96】
原材料費(円/kg)	【100】	【99】	【97】
原材料費の製造原価に占める割合	【70-90】	【70-90】	【70-90】
労務費(円/kg)	【100】	【112】	【126】
労務費の製造原価に占める割合	【1-5】	【1-5】	【1-5】
経費(円/kg)	【100】	【93】	【89】
経費の製造原価に占める割合	【20-40】	【20-40】	【20-40】
国内販売価格(円/kg)	【100】	【100】	【98】
製造原価率(%)	【100】	【97】	【98】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書(様式 C-1、様式 F-2-2、様式 F-2-4)

(注) 各欄の【 】は、製造原価に占める割合を除き令和4年度の数値を100とする指数である。

(231) 「表 39 当該輸入貨物の本邦における市場占拠率及び本邦の需要量の推移」及び「表 40 当該輸入貨物(韓国及び中国)と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格(全品種、庭先渡し)」のとおり、調査対象貨物の販売価格が本邦産同種の貨物の販売価格を、調査対象期間を通じて下回っており、また、調査対象期間を通じて調査対象貨物の市場占拠率は上昇した。これは、溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の市場において、価格が調達先の選定において最も決定的な要素であり、それ故に本邦産同種の貨物より安価である調査対象貨物への置き換えが進んだことによるものであることがうかがわれる。

また、産業上の使用者の当初質問状回答書において確認できた9者²²⁷のうち、約4.5割が購入先の選定において価格が最も重要な要素であると回答しており、この割合は、約9割が重要な要素であると回答した品質、約8割が重要な要素であると回答した供給安定性及び規格、約5.5割が重要な要素であると回答した安全性及び技術支援に次いで、輸送網、配送期間をもっとも重要な要素であると回答した割合と並んで高かった。価格以外を最も重要な要素であると回答した者も、価格の重要性を、品質、規格や供給安定性に次いで高く評価しており、また、価格は顧客が購入先を決定する際に重視する項目として5段階評価による平均

²²⁷ 千代田鋼鉄工業株式会社、JFE 建材株式会社、トーケン工業株式会社、三菱電機株式会社、堺鋼板工業株式会社、日鉄めっき鋼管株式会社、日鉄建材株式会社、日鉄神鋼建材株式会社、関包スチール株式会社

値が 4.2 であった²²⁸。これら産業上の使用者の回答は、顧客が購入先を決定する際に価格の重要性を相対的に高く評価していることを示している。このことから、溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の市場において、価格は調達先の選定において最も決定的な要素の 1 つであり、それ故に、本邦産同種の貨物よりも安価な調査対象貨物への置き換えが進んだことがうかがわれる。

このように、調査対象貨物の販売価格は、調査対象期間を通じて本邦産同種の貨物の販売価格を常に下回っていたこと（プライスアンダーカッティング）及び価格が著しく押し下げられていることが認められた。

3-4-3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響についての結論

(232) 以上のとおり、調査対象貨物の輸入量は、調査対象期間全体で見ると大幅に増加した一方で、本邦産同種の貨物の販売量は、調査対象期間全体で見ると減少した。

また、調査対象貨物の価格は、本邦産同種の貨物の価格を常に下回っており、プライスアンダーカッティングが認められた。本邦産同種の貨物の販売価格についても、調査対象期間全体を通じて下落し、価格が押し下げられていることが認められた。

上記「3-2 同種の貨物の検討」で検討したとおり、本邦産同種の貨物と調査対象貨物とは高い代替性があり、また、本邦生産者は製造原価の減少に伴い国内販売価格を値下げしたものの、取引先から安価な調査対象貨物を引き合いに値上げ幅の圧縮及び値下げ要求があり、価格を下げざるを得なかったこと、また、赤字を避けて事業継続に必要な継続的な利益率を確保するため、値下げを行わず、販売量を失い、調査対象貨物に販売の機会を奪われている²²⁹ことや、本邦産同種の貨物に比して調査対象貨物が安価になったため、調査対象貨物へ切り替えを進めたという購入に係る変動があったこと²³⁰が、本邦産同種の貨物、調査対象貨物の購入数量及び価格動向より認められた。

これらの事実から、調査対象期間における本邦産同種の貨物の販売量は、調査対象貨物の影響により減少していたことが認められた。

3-5 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響

(233) 調査対象貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に関し、当該国内産業の状態に係る有する経済的な要因及び指標（販売、利潤、生産高、市場占拠率、生産性、投資収益若しくは操業度における現実の及び潜在的な低下、資金流出入、在庫、雇用、賃金、成長、資本調達能力若しくは投資に及ぼす現実の及び潜在的な悪影響、国内価格に影響を及ぼす要因又は不当販売価格差の大きさを含む。）について評価²³¹、²³²、²³³した。

3-5-1 生産高

(234) 本邦の産業の生産高（生産量）は、「表 42 本邦の産業の生産量の推移」のとおり、令和 5 年度は対前年度比で 14 ポイント減少した後、令和 6 年度はさらに対前年度比 2 ポイント減少し、調査対象期間では 16 ポイント減少した。調査対象期間全体を通じて生産量が減少した

²²⁸ 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 D-3-1）

²²⁹ 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-4-1 及び C-4-2、添付資料 C-4-3）

²³⁰ 産業上の使用者当初質問状回答及び同不備改め版回答書（日鉄神鋼建材株式会社、日鉄建材株式会社）（調査項目 B-2-1 及び B-2-2）

²³¹ 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-4-1 及び C-4-2、添付資料 C-4-3）

²³² 協定 3.4

²³³ 調査当局は、本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 F-2-2）について、本邦生産者に対し、本邦産同種の貨物の輸出による影響を除外して回答するよう求め、本邦産同種の貨物の輸出実績が除外された本邦生産者の回答書を基に評価を行った。

背景は、住宅着工件数・非住宅着工床面積の減少及び製造業における機械関連等の内需減退による市場縮小の中で、安価な輸入材が流入したことによるものである²³⁴。

輸出量についても、令和4年度から令和6年度にかけて減少傾向にあり、調査対象期間中13ポイントの減少となったものの、その減少量は【数値】MTと、令和6年度の生産量に対する割合は、約【1-5】%にとどまっており、影響は限定的であった。

また、自家消費についても、調査対象期間中において生産量に対する自家消費量の割合は【数値】%未満で推移しており、その減少量が最も大きい令和5年度においても、対前年度比で【数値】MT減と、令和5年度の実生産量に対する割合は、約【1-5】%にとどまっており、影響は限定的であった。

表 42 本邦の産業の生産量の推移

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
生産量(MT)	【100】	【86】	【84】
期首在庫量(MT)	【100】	【85】	【77】
国内販売量(MT)	【100】	【83】	【79】
自家消費量(MT)	【100】	【83】	【90】
輸出量(MT)	【100】	【93】	【87】
期末在庫量(MT)	【100】	【91】	【80】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書(様式 B-1)

(注) 各欄の【 】は、令和4年度の数値を100とする指数である。

3-5-2 生産能力・稼働率(操業度)

(235) 本邦産同種の貨物の生産量を本邦の産業の生産能力で除した稼働率(操業度)は、「表 43 本邦の産業の稼働率の推移」のとおりであった。生産量及び生産能力ともに調査対象期間を通じて減少傾向にあり、生産量は調査対象期間全体で16ポイント下落し、生産能力は15ポイント減少した。生産能力が調査対象期間を通じて低下した要因は、本邦生産者1者²³⁵が、本邦産同種の貨物の生産ラインの構造休止を行ったことや、本邦産同種の貨物の生産を休止して他製品(三元系高耐食めっき鋼板)専用ラインに改造【具体的な製造工程の変更内容】したことにあることを確認した²³⁶。令和5年度は、生産能力よりも生産量の方が減少の程度が大きく、生産量の削減にともなって稼働率が悪化したことが認められる。令和6年度は稼働率が改善したもの、これは生産能力の削減によるものであり、調査期間全体としては生産能力、稼働率とも悪化した。

表 43 本邦の産業の稼働率の推移

²³⁴ 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書(日本製鉄、日鉄鋼板、ヨドコウ)(様式 B-1)

²³⁵ 日本製鉄

²³⁶ 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書(日本製鉄)(調査項目 B-2-1 及び B-2-2、添付資料 F-1)

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
生産量(MT)	【100】	【86】	【84】
生産能力(MT)	【100】	【91】	【85】
稼働率	【100】	【95】	【99】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書(様式 B-1)

(注 1) 稼働率(%) = 生産量(MT) / 生産能力(MT) × 100

(注 2) 各欄の【 】は、令和 4 年度の数値を 100 とする指数である。

3-5-3 販売及び市場占拠率

(236) 本邦産同種の貨物の国内販売量は、「表 44 本邦産同種の貨物の国内販売量及び自家消費量並びに市場占拠率の推移」のとおり、令和 5 年度に対前年度比 17 ポイント減少、令和 6 年度に対前年度比 4 ポイント減少し、調査対象期間全体で 21 ポイント減少した。上記「3-4-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」で述べたとおり、調査対象貨物の販売価格が本邦産同種の貨物の価格を常に下回っている状況において、令和 5 年度、令和 6 年度とも、取引先から安価な調査対象貨物を引き合いとした交渉の結果、廉価な調査対象貨物との競合に晒され、販売数量確保のために、顧客の価格見直し(値引)要請に応じたものの廉価な調査対象貨物との価格差は埋めようがなく、販売数量は減少となった²³⁷。

なお、自家消費量は、令和 5 年度に国内販売量と同様に対前年度比 17 ポイント減少し、令和 6 年度は自家消費量が対前年度比 7 ポイント増加したにも関わらず、国内販売量は減少したため、国内販売量の減少は、自家消費以外の使用者への販売減少によるものである。

(237) また、本邦産同種の貨物の市場占拠率は、上記「3-4-1 当該輸入貨物の輸入量」及び「表 44 本邦産同種の貨物の国内販売量及び自家消費量並びに市場占拠率の推移」のとおり、国内販売量の減少を反映して推移し、令和 5 年度に対前年度比 12 ポイント減少、令和 6 年度に対前年度比 1 ポイント減少し、調査対象期間全体で 13 ポイント減少した。

表 44 本邦産同種の貨物の国内販売量及び自家消費量並びに市場占拠率の推移

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
国内販売量(MT)	【100】	【83】	【79】
自家消費量(MT)	【100】	【83】	【90】
国内販売量に対する 自家消費量の割合	【100】	【100】	【114】
本邦産同種の貨物の 市場占拠率	【100】	【88】	【87】

(出所) 財務省貿易統計、本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書(様式 B-1)

(注 1) 本邦産同種の貨物の市場占拠率(%) = (本邦産同種の貨物の国内販売量(MT) + 本邦

²³⁷ 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書(調査項目 C-4-1 及び C-4-2、添付資料 C-4-3)

産同種の貨物の自家消費量 (MT)) / (総輸入量 (MT) + 本邦産同種の貨物の国内販売量
合計 (MT) + 本邦産同種の貨物の自家消費量合計 (MT)) ×100
(注 2) 各欄の【 】は、令和 4 年度の数値を 100 とする指数である。

3-5-4 在庫

(238) 本邦の産業の期末在庫について、「表 45 本邦産同種の貨物の在庫の推移」のとおり、在庫量は、令和 5 年度に対前年度比 9 ポイント、令和 6 年度に対前年度比 11 ポイントそれぞれ減少し、調査対象期間全体を通じて 20 ポイント減少した。本邦産同種の貨物は基本的に受注生産であるために、生産量・販売量の減少は必ずしも在庫量の増加に直結せず、むしろ生産量の減少に伴って在庫量も減少する関係にあるところ²³⁸、調査対象期間を通じて、生産量が 16 ポイント減少したことに伴って、在庫量も減少した。このように、調査対象期間全体として生産量及び在庫量はともに減少傾向にあったため、在庫率もほぼ横ばいに推移した。

表 45 本邦産同種の貨物の在庫の推移

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
在庫量(MT)	【100】	【91】	【80】
在庫率	【100】	【105】	【95】
生産量(MT)	【100】	【86】	【84】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書 (様式 B-1)

(注 1) 在庫率 (%) = 本邦生産者の期末在庫量 (MT) / 本邦産同種の貨物の生産量 (MT) ×100

(注 2) 各欄の【 】は、令和 4 年度の数値を 100 とする指数である。

3-5-5 国内価格に影響を及ぼす要因

(239) 本邦産同種の貨物の国内価格に影響を及ぼす要因として、原材料の購入費用を含む製造原価について検討した。

本邦産同種の貨物の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格は、「表 41 本邦産同種の貨物の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格の推移 (再掲)」のとおりであった。

製造原価の【70-90】%を占める原材料費は、調査対象期間である令和 4 年度から令和 6 年度にかけて横ばいに推移し、調査対象期間全体で 3 ポイントの緩やかな減少となった。労務費の製造原価に占める割合は【1-5】%と大きくないため、調査対象期間全体で 26 ポイントの増加となったものの、実際の増加は【数値】円である。他方、製造原価の【20-40】%を占める経費は減少傾向を示し、調査対象期間全体で 11 ポイントの減少となった。

製造原価は、製造原価に占める割合が大きい原材料費の推移を反映して推移し、令和 4 年度から令和 5 年度にかけて 2 ポイント減少、令和 6 年度は対前年度比 2 ポイント減少し、調査対象期間全体では 4 ポイントの減少となった。

国内販売価格は、令和 5 年度は製造原価が減少したものの横ばいで推移し、令和 6 年度は製造原価が【数値】円減少した一方、国内販売価格は【数値】円下落しており、実際の下落額は国内販売価格の方が大きく下落した。これは、上記「3-4-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」で述べたとおり、調査対象貨物の輸

²³⁸ 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書 (日本製鉄、日鉄鋼板、ヨドコウ) (様式 B-1)

入量が増加し、その市場占拠率が上昇する状況において、安価な調査対象貨物を引き合いに取引先から値上げ幅の圧縮及び値下げを要求された結果であることを確認した²³⁹。

表 41 本邦産同種の貨物の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格の推移（再掲）

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
製造原価合計(円/kg)	【100】	【98】	【96】
原材料費(円/kg)	【100】	【99】	【97】
原材料費の製造原価に占める割合	【70-90】	【70-90】	【70-90】
労務費(円/kg)	【100】	【112】	【126】
労務費の製造原価に占める割合	【1-5】	【1-5】	【1-5】
経費(円/kg)	【100】	【93】	【89】
経費の製造原価に占める割合	【20-40】	【20-40】	【20-40】
国内販売価格(円/kg)	【100】	【100】	【98】
製造原価率(%)	【100】	【97】	【98】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 C-1、様式 F-2-2、様式 F-2-4）

（注）各欄の【 】は、製造原価に占める割合を除き、令和 4 年度の数値を 100 とする指数である。

3-5-6 利潤

（240）本邦の産業の売上高は、「表 46 本邦の産業の利潤の推移」のとおり、令和 5 年度に対前年度比 18 ポイント減少、令和 6 年度に対前年度比 3 ポイント減少し、調査対象期間全体では 21 ポイントの減少となった。上記「3-4-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」及び「3-5-3 販売及び市場占拠率」に述べたとおり、令和 5 年度及び令和 6 年度ともに、国内販売価格は横ばいから減少で推移し、国内販売量は減少したことにより、売上高がそれぞれ対前年度比で減少した。

営業利益は、令和 5 年度に対前年度比 11 ポイント増加したが、令和 6 年度に対前年度比 58 ポイント減少し、調査対象期間中では 47 ポイントの減少となった。「3-4-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」で述べたとおり、この利潤の減少は、調査対象貨物の輸入量が増加し、その市場占拠率が上昇する状況において、安価な調査対象貨物を引き合いに取引先から値上げ幅の圧縮及び値下げを要求された結果であることが確認された。令和 5 年度の対前年度比の営業利益の増加は、価格を維持する代わりに販売数量が減少したものの、製造原価も減少したためである。令和 6 年度は、価格も維持できず下落し、販売数量もさらに調査対象貨物に取って代わられたことで減少したため、営業利益が大きく減少した。

売上高営業利益率についても営業利益と同様の傾向となった。調査対象期間全体では 34 ポイントの減少となり大きく減少した。令和 6 年度の売上高営業利益率は、【数値】%となり、営業利益と同様に大きく減少した。これは同期間における本邦の産業が属する鉄鋼業界の売上高営業利益率の平均 3.8%²⁴⁰と比較して低水準であり、本邦の産業の収益性が十分でないことが認められる。

²³⁹ 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-3-1 及び C-3-2、添付資料 C-3-3）

²⁴⁰ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「財務省法人企業統計調査」。

表 46 本邦の産業の利潤の推移

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
売上高(百万円)	【100】	【82】	【79】
営業利益(百万円)	【100】	【111】	【53】
売上高営業利益率	【100】	【135】	【66】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書(様式 F-2-2)

(注 1) 売上高営業利益率(%) = 営業利益(百万円) / 売上高(百万円) × 100

(注 2) 各欄の【 】は、令和 4 年度の数値を 100 とする指数である。

3-5-7 投資及び投資収益

(241) 本邦の産業の投資は、「表 47 本邦の産業の設備投資額の推移」のとおり、令和 5 年度に
対前年度比 69 ポイント減少し、令和 6 年度に對前年度比 10 ポイントの増加に転じたものの、
調査対象期間を通じて 59 ポイントの減少となった。令和 6 年度に設備投資額が増加したの
は、本邦生産者のうち 1 者²⁴¹が老朽設備の更新を行ったことが理由であることを確認した²⁴²。

表 47 本邦の産業の設備投資額の推移

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
設備投資額(百万円)	【100】	【31】	【41】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書(様式 F-4)

(注) 各欄の【 】は、令和 4 年度の数値を 100 とする指数である。

(242) 本邦の産業の投資利益は、営業利益を本邦の産業の設備投資評価額(帳簿価額又は取得原
価)で除して算出した投資収益率により分析したところ、「表 48 本邦の産業の投資収益率の
推移」のとおりとなった。設備投資評価額は、帳簿価額及び取得原価のいずれも、令和 5 年
度に増加後、令和 6 年度に減少に転じ、取得原価については調査対象期間を通じて約 5 割程
度減少した。

表 48 本邦の産業の投資収益率の推移

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
営業利益／設備投資評価額 (帳簿価額)	【100】	【137】	【81】
営業利益／設備投資評価額 (取得原価)	【100】	【115】	【54】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書(様式 F-2-2、様式 F-4-2)

(注) 各欄の【 】は、令和 4 年度の数値を 100 とする指数である。

²⁴¹ ヨドコウ

²⁴² 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書(ヨドコウ)(様式 F-4-1)

3-5-8 資金流出入（キャッシュフロー）

(243) 本邦の産業のキャッシュフロー（営業活動によるキャッシュフロー）は、「表 49 本邦の産業の営業活動及び投資活動によるキャッシュフローの推移」のとおり、営業利益の推移を反映し、令和 5 年度に増加後、令和 6 年度に減少し、調査対象期間全体で 23 ポイント増加した。

調査対象期間を通じてキャッシュフローが増加したのは、営業利益の推移に加えて、需要減少に伴って売上債権及びたな卸資産が減少したことや、原板の購入に関する決裁条件の変更によって仕入れ債務が増加したことによるものであることを確認した²⁴³。

表 49 本邦の産業の営業活動及び投資活動によるキャッシュフローの推移

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
営業活動によるキャッシュフロー (百万円)	【100】	【306】	【123】
投資活動によるキャッシュフロー (百万円)	【100】	【60】	【72】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 F-3-2）

(注) 各欄の【 】は、令和 4 年度の数値を 100 とする指数である。

3-5-9 資金調達能力

(244) 本邦の産業の資金調達能力については、上記「3-5-7 投資及び投資収益」で述べたとおり、令和 6 年度に設備投資額が増加したが、本邦生産者のうち 1 者²⁴⁴が老朽設備の更新を行ったことが理由であることを確認した²⁴⁵。一方、いずれの本邦生産者も他の事業を営んでおり、本邦産同種の貨物の売上高の変動による本邦の生産者の資金調達能力への顕著な影響は認められなかった。

3-5-10 雇用

(245) 本邦の産業の平均雇用人数は、「表 50 本邦の産業の平均雇用人数の推移」のとおり、令和 5 年度に対前年度比 1 ポイント減少、令和 6 年度に対前年度比 2 ポイント減少となり、調査対象期間を通じて 3 ポイント減少し、ほぼ横ばいに推移した。定年退職や本邦産同種の貨物を生産していない工場への異動（本邦産同種の貨物生産ラインの休止による影響など）、自己都合退職、休職等の理由により、調査対象期間を通じて雇用人数が減少したことを確認した²⁴⁶。

表 50 本邦の産業の平均雇用人数の推移

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
平均雇用人数(人)	【100】	【99】	【97】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）

²⁴³ 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（ヨドコウ、日鉄鋼板）（様式 F-3-4）

²⁴⁴ ヨドコウ

²⁴⁵ 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（ヨドコウ）（様式 F-4-1、）

²⁴⁶ 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（日本製鉄、日鉄鋼板）（様式 B-1）

(注) 各欄の【 】は、令和4年度の数値を100とする指数である。

3-5-1.1 賃金

- (246) 本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金（月平均）は、「表51 本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金（月額換算）の推移」のとおり、令和5年度は横ばいで推移し、令和6年度に対前年度比13ポイントの増加、したがって、調査対象期間全体としても13ポイントの増加となった。特に、令和6年度に賃金が増加した理由については、日本社会全体のインフレに対応して人員を確保することが必要であったこと、また他事業の業績が好調であったこと等が反映されたためであることを確認した²⁴⁷。

表51 本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金（月額換算）の推移

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
一人当たり月平均賃金 (千円)	【100】	【100】	【113】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式B-1）

(注1) 一人当たりの月平均賃金（千円）＝賃金の合計（千円）／平均雇用人数（人）／12ヶ月

(注2) 平均雇用人数は、「表50 本邦の産業の平均雇用人数の推移」を使用した。

(注3) 各欄の【 】は、令和4年度の数値を100とする指数である。

3-5-1.2 生産性

- (247) 本邦の産業の生産性は、「表52 本邦の産業の生産性の推移」のとおりであった。雇用者一人当たりの生産性を示す物的生産性については、令和5年度に対前年度比13ポイント低下、令和6年度横ばいであり、調査対象期間全体としては13ポイントの低下となった。

また、雇用者一人当たりの販売額を示す価値生産性については、令和5年度に対前年度比17ポイント低下、令和6年度に対前年度比1ポイント低下し、調査対象期間全体としては18ポイントの低下となった。

上記「3-5-1.0 雇用」で述べたとおり、調査対象期間中、平均雇用人数は横ばいに推移したが、生産量及び売上高が減少したことを反映して、物的生産性及び価値生産性は低下した。

表52 本邦の産業の生産性の推移

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
物的生産性(MT／人)	【100】	【87】	【87】
価値生産性(千円／人)	【100】	【83】	【82】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式B-1）

(注1) 物的生産性(MT／人)＝本邦産同種の貨物の生産量(MT)／平均雇用人数(人)

(注2) 価値生産性(千円／人)＝(本邦産同種の貨物の国内販売額(千円)＋本邦産同種の貨物の自家消費額(千円))／平均雇用人数(人)

(注3) 平均雇用人数は、「表50 本邦の産業の平均雇用人数の推移」を使用した。

(注4) 各欄の【 】は、令和4年度の数値を100とする指数である。

²⁴⁷ 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（日本製鉄、ヨドコウ）（様式B-1）

3-5-13 成長

(248) 製造業においては、一般的に、研究開発が企業の成長のための重要な要素であることから、研究開発が成長に及ぼす影響について検討するために、「表 53 本邦の産業の研究開発費の推移」のとおり、本邦の産業の研究開発の動向を確認したところ、研究開発費は令和 4 年度に対前年度比 16 ポイント減少、令和 6 年度に対前年度比 13 ポイント増加し、調査対象期間全体として 3 ポイント減少した。研究開発を行ったのは本邦生産者のうち 1 者²⁴⁸のみであり、研究開発の内容は、【技術開発の内容】等の技術開発目的で行われていることを確認した²⁴⁹。

また、投資も企業の成長のための重要な要素であるが、これについては上記「3-5-7 投資及び投資収益」で分析したとおり、令和 6 年度に設備投資額が増加したのは、本邦生産者のうち 1 者²⁵⁰が老朽設備の更新を目的として行なったものであり、事業を継続するために 必要な投資であったことを確認した²⁵¹。

以上のとおり、本邦の産業の成長については、実質的な改善は見られなかった。

表 53 本邦の産業の研究開発費の推移

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
研究開発費(百万円)	【100】	【84】	【97】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め回答書(様式 F-5)

(注) 各欄の【 】は、令和 4 年度の数値を 100 とする指数である。

3-5-14 不当廉売価格差の大きさ

(249) 調査対象貨物の不当廉売価格差、すなわち、不当廉売差額と、本邦産同種の貨物の国内販売価格と調査対象貨物の国内販売価格との差について、「表 54 不当廉売差額率と国内販売価格差率」のとおり比較した。令和 6 年度の不当廉売差額率は 53.2%であった一方、調査対象期間における国内販売価格差率は【10-30】%で推移し、不当廉売差額率が国内販売価格差率を上回ることが認められた。このことから、不当廉売価格差の大きさは、国内産業に相当影響を及ぼすものであったと判断した。

表 54 不当廉売差額率と国内販売価格差率

	令和6年度 (2024年度)
不当廉売差額率	53.2%
国内販売価格差率	【10-40】%

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書(様式 C-1)及び財務省貿易統計

(注 1) 不当廉売差額率(%)は、「表 55 不当廉売差額率」により算出した加重平均後の数値を使用した。

(注 2) 国内販売価格差率(%) = (本邦産同種の貨物の国内販売価格(円/kg) - 当該輸入貨物

²⁴⁸ 日本製鉄

²⁴⁹ 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書(日本製鉄)(様式 F-5)

²⁵⁰ ヨドコウ

²⁵¹ 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書(ヨドコウ)(様式 F-4-1)

の輸入価格（円/kg）／当該輸入貨物の輸入価格（円/kg）×100

表 55 不当廉売差額率

	令和6年度 (2024年度)	
	韓国	中国
不当廉売差額率	32.49～42.69%	63.95～68.67%
輸入量(MT)	343,631	295,275
加重平均後不当廉売差額率	53.2%	

（出所）財務省貿易統計、供給者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1・2）、供給者確認票

（注）調査対象国別不当廉売差額率（%）のうち、韓国については「表 30 韓国の供給者の不当廉売差額率」の数値、中国については「表 34 中国の供給者の不当廉売差額率」の数値を使用した。

3-5-15 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に係る意見等の検討

(250) 利害関係者である中国鉄鋼工業協会から、調査対象貨物が本邦の産業に及ぼす影響について、以下の意見の表明²⁵²があった。

申請企業の一社である日本製鉄を例にとると、同社の損害調査期間中の経営状況は総じて良好であり、申請者が主張するような深刻な悪化の兆候は見られない。客観的データから、日本の亜鉛メッキ鋼板市場の主要な参加者の一つとして、日本製鉄は近年経営実績が良好で、販売量及び生産量が着実に増加しており、輸入競争による実質的な損害の兆候が見られないことは明らかである。したがって、申請者の「国内産業が大きな損害を受けている」という主張は、少なくとも日本製鉄の経営実績からは裏付けられない。日本製鉄は国内産業の主要な生産者の一つとして、調査対象貨物の輸入増加によって、いわゆる「実質的な損害」を受けていない。したがって、申請者の国内産業が深刻な損害を受けているという主張は、産業全体としての裏付けが欠け、少なくとも日本製鉄の経営実績からは検証されていない。調査機関は、当該損害に関する主張を慎重に調査し、申請に参加していない JFE スチール株式会社等の他の生産者の経営実績を含めて全面的に評価し、事実に基づいた客観的な判断を行うべきである。

(251) 上記(250)の意見について、調査当局が、本邦の産業に及ぼす影響についてこれまで検討したとおり、調査対象貨物の輸入量は、調査対象期間全体として増加傾向であった一方、「表 44 本邦産同種の貨物の国内販売量及び自家消費量並びに市場占拠率の推移」のとおり、本邦産同種の貨物の販売量は減少傾向となり、その結果、本邦産同種の貨物の市場占拠率は調査対象期間を通じて減少した。本邦の産業は、令和 6 年度は製造原価が【数値】円減少した一方、国内販売価格は【数値】円下落しており、実際の下落額は国内販売価格の方が大きく下落した。これは、調査対象貨物の輸入量が増加し、その市場占拠率が上昇する状況において、安価な調査対象貨物を引き合いに取引先から値上げ幅の圧縮及び値下げを要求されるなど適切な価格設定を行うことができなかったことから、「表 46 本邦の産業の利潤の推移」のとおり売上高及び営業利益は調査対象期間全体で減少している。

したがって、調査対象貨物ではない製品も含めた日本製鉄の経営状況に基づく、上記(250)の中国鉄鋼工業協会による主張は受け入れられない。

²⁵² 意見の表明（中国鉄鋼工業協会、令和 7 年 11 月 13 日）

3-5-16 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論

- (252) 調査対象貨物の輸入量は、調査対象期間全体として増加傾向であった一方、本邦産同種の貨物の販売量は減少傾向となった。その結果、本邦産同種の貨物の市場占拠率は調査対象期間を通じて減少した。

本邦の産業は一部の産業上の使用者からは調査対象貨物との価格差を指摘され、最終的には、調査対象貨物と競合できる価格を提示できず、調査対象貨物に販売の機会を奪われるなどの事実を確認し、価格を重視する取引先への販売機会を失ったほか、一部の取引先においては調査対象貨物を引き合いとした価格に関する要求により、令和6年度は製造原価の減少以上に販売価格が下落したことから、売上高及び営業利益は大きく減少した。

- (253) 本邦産同種の貨物の国内販売量の減少に伴い、本邦の産業の生産量及び稼働率はおおむね国内販売量と同様の推移となった。

在庫量は調査対象期間中、生産量及び販売量が減少した結果、減少した。在庫率もほぼ横ばいに推移した。本邦の産業の雇用は、ほぼ横這いに推移した。

物的生産性及び価値生産性は、生産量及び売上高の推移を反映し、低下していた。

キャッシュフローの悪化は、利潤の推移を反映しており、調査対象貨物による悪影響が認められた。また、調査対象期間中の投資は、主に生産維持のため必要最低限のものに限られており、本邦の産業の成長に改善は見られなかった。

- (254) 調査対象貨物の不当廉売差額の大きさは、国内産業に相当影響を及ぼすものであったことが認められた。

以上のとおり、調査対象貨物が本邦の産業に悪影響を及ぼし、これにより本邦の産業に実質的損害が生じたことが認められた。

3-6 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項についての結論

- (255) 本邦における溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の需要が調査対象期間を通じて減少する中、調査対象貨物の輸入量は増加傾向にあった一方、本邦産同種の貨物の販売量は減少傾向となり、これを反映して本邦産同種の貨物の市場占拠率は低下した。

- (256) 調査対象貨物と本邦産同種の貨物は上記「3-2-6 代替性」で分析したとおり高い代替性を有しており、産業上の使用者が購入先の選定の際に、価格の重要性を高く評価している中²⁵³、上記「3-4-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」で分析したとおり、調査対象貨物は本邦産同種の貨物を常に下回る価格で販売されていた。

- (257) かかる状況を踏まえれば、本邦の産業において、安価な調査対象貨物の影響により取引先との販売機会を失うといった事例が生じているほか、本邦産同種の貨物の販売先を維持又は確保するべく、取引先からの調査対象貨物を引き合いとした価格に関する要求に応じることができず、製造原価の減少分以上の国内販売価格の引き下げを強いられ、販売量を減少させてきた結果、利潤の低下がもたらされ、その他の指標も悪化したと認められる。したがって、調査対象貨物の輸入が、本邦の産業に対し、実質的な損害を与えたと認められた。

²⁵³ 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 D-3-1）

4 因果関係

4-1 当該輸入貨物の輸入による影響

- (258) 上記「2 不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」で述べたとおり、調査対象貨物について不当廉売された貨物の輸入の事実が認められ、また、上記「3 不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項」で述べたとおり、調査対象貨物による本邦の産業への実質的損害が認められた。

4-2 当該輸入貨物以外による影響

- (259) 次に、調査対象貨物以外による本邦の産業への影響を検討するために、不当廉売価格によることなく販売されている輸入の量及び価格、需要の減少又は消費態様の変化、外国の生産者及び本邦の生産者の制限的な商慣行並びに外国の生産者と本邦の生産者との間の競争、技術の進歩、本邦の産業の輸出実績及び生産性、並びにその他の要因について、利害関係者等から提出された証拠及び意見、並びに一般的に公開されている情報から関連する証拠等、調査当局が入手した全ての関連する証拠を基に分析²⁵⁴した。

4-2-1 第三国からの輸入の量及び価格

4-2-1-1 第三国からの輸入の量

- (260) 調査対象貨物及び第三国産同種の貨物の輸入量の推移は、「表 37 当該輸入貨物の輸入量（再掲）」のとおりであった。

第三国からの輸入量は、令和 4 年度から令和 6 年度にかけて 68,692MT から 79,239MT へ増加した。また、第三国産同種の貨物の市場占拠率は、令和 4 年度から令和 6 年度にかけて、【数値】%から【数値】%へ増加した。総輸入量が増加傾向を示すなか、総輸入量に占める第三国からの輸入量は 1 割程度で横ばい、もしくは微減しているものの、この期間の本邦産同種の貨物の市場占拠率の減少には第三国からの輸入量による影響は一定程度あったと考えられる。

しかし、第三国産同種の貨物の輸入量による影響をしのぐ勢いで、調査対象貨物の輸入量は調査対象期間を通じて増加傾向にあり、「表 39 当該輸入貨物の本邦における市場占拠率及び本邦の需要量の推移（再掲）」のとおり、市場占拠率は、調査対象期間中で【数値】%から【数値】%へ 31 ポイント増加し、総輸入量に占める調査対象貨物の輸入量もおおよそ 9 割を占める高水準で推移している。

以上のことから、第三国産同種の貨物の輸入量による影響は、調査対象貨物に比して限定的であったとうかがえる。

表 37 当該輸入貨物の輸入量（再掲）

²⁵⁴ 協定 3.5

			令和4年度	令和5年度	令和6年度
			(2022年度)	(2023年度)	(2024年度)
	当該輸入貨物の 輸入量(合計)	輸入量(MT)	518,293	639,127	638,905
		対総輸入量	88.3%	89.1%	89.0%
	韓国から当該輸入貨 物の輸入量	輸入量(MT)	274,757	338,101	343,631
		対総輸入量	46.8%	47.1%	47.8%
	中国から当該輸入貨 物の輸入量	輸入量(MT)	243,536	301,025	295,275
		対総輸入量	41.5%	41.9%	41.1%
第三国からの輸入量		輸入量(MT)	68,692	78,476	79,239
		対総輸入量	11.7%	10.9%	11.0%
総輸入量(MT)			586,985	717,603	718,145

(出所) 財務省貿易統計

(注) 第三国からの輸入量 (MT) = 総輸入量 (MT) - 当該輸入貨物の輸入量 (MT)

表 39 当該輸入貨物の本邦における市場占拠率及び本邦の需要量の推移 (再掲)

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
当該輸入貨物の占拠率	【100】	【130】	【131】
本邦産同種の貨物の占拠率	【100】	【88】	【87】
第三国産同種の貨物の占拠率	【100】	【120】	【123】
需要量(MT)	【100】	【95】	【94】

(出所) 財務省貿易統計、本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書 (様式 B-1)

(注 1) 需要量 (MT) = 本邦産同種の貨物の国内販売量 (MT) + 本邦産同種の貨物の自家消費量 (MT) + 総輸入量 (MT)

(注 2) 当該輸入貨物の市場占拠率 (%) = 当該輸入貨物の輸入量 (MT) / 需要量 (MT) × 100

(注 3) 本邦産同種の貨物の市場占拠率 (%) = (本邦産同種の貨物の国内販売量 (MT) + 自家消費量 (MT)) / 需要量 (MT) × 100

(注 4) 第三国産同種の貨物の占拠率 (%) = (総輸入量 (MT) - 当該貨物の輸入量 (MT)) / 需要量 (MT) × 100

(注 5) 各欄の【 】は、令和 4 年度の数値を 100 とする指数である。

(261) さらに、第三国からの輸入について、主要な第三国ごとの輸入量の推移を確認したところ、「表 56 主要な第三国・地域からの各国別輸入量」のとおりであった。調査対象期間中で輸入が確認できた第三国としては、台湾からの輸入が大半を占め、令和 6 年度では第三国からの総輸入量の 97.1%を占めていた。台湾産が大半を占める第三国産同種の貨物については、産業上の使用者 1 者²⁵⁵より、調査対象貨物と第三国産はデッキプレート用等の同社製品に使用されており、性能に差異がないため、価格交渉の際に引き合いに出されている旨の回答²⁵⁶があった。

他方で、市場における競合の内容²⁵⁷について確認したところ、回答の得られた輸入者 12 者のうち 7 者²⁵⁸、ならびに産業上の使用者 10 者のうち 8 者²⁵⁹から、本邦産同種の貨物との競合性が一般的に認められるのは調査対象貨物に限られる旨の回答を得た。また、本邦生産者から、台湾材の価格帯は調査対象貨物よりも明らかに高水準であり、その理由は台湾材の大部分が紐付き取引であること、紐付き市場で台湾材を購入する需要者はその事業継続計画（BCP）に照らし、調査対象貨物よりも多少価格帯が高水準であっても継続して台湾材を購入する傾向があり、その結果、紐付き市場では、基本的に、台湾材と本邦産同種の貨物を含む他国産の同種の貨物とで棲み分けがなされている旨の回答を得た²⁶⁰。以上のことから、第三国産同種の貨物は本邦産同種の貨物と市場において特に競合していなかったことが認められた。

表 56 主要な第三国・地域からの各国別輸入量

	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
国名等	輸入量(MT)		
	第三国産同種の貨物の輸入量に占める割合(%)		
台湾	66,330	76,164	76,937
	96.6%	97.1%	97.1%
アメリカ合衆国	1,141	584	647
	1.7%	0.7%	0.8%
タイ	6	44	621
	0.0%	0.1%	0.8%
スウェーデン	174	232	230
	0.3%	0.3%	0.3%
オーストリア	492	298	203
	0.7%	0.4%	0.3%
その他	550	1,154	601
	0.8%	1.5%	0.8%
合計	68,692	78,476	79,239
	100.0%	100.0%	100.0%

²⁵⁵ JFE 建材株式会社

²⁵⁶ 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（JFE 建材株式会社）（様式 D-2-2）

²⁵⁷ 輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 E-3-2）、産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 D-2-2）

²⁵⁸ 阪和興業株式会社、GS ジャパン株式会社、JFE 商事株式会社、PIJ、パナソニックオペレーショナルエクセレンス株式会社、株式会社東国、鐵商株式会社

²⁵⁹ 千代田鋼鉄工業株式会社、トーケン工業株式会社、堺鋼板工業株式会社、日鉄めっき鋼管株式会社、日鉄建材株式会社、日鉄神鋼建材株式会社、JPPC、関包スチール株式会社

²⁶⁰ 本邦生産者追加質問状回答書（日本製鉄、日鉄鋼板、神戸製鋼所、ヨドコウ）（調査項目 I-4）

(出所) 財務省貿易統計

(注) 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とならない。

4-2-1-2 第三国からの輸入価格

(262) 次に、第三国からの輸入価格について、本邦産同種の貨物及び調査対象貨物の国内販売価格と比較を行ったところ、「表 57 本邦産同種の貨物及び当該輸入貨物の国内販売価格並びに第三国産同種の貨物の輸入価格（工場渡し）」のとおりであった。第三国産同種の貨物の輸入価格は、令和5年度は対前年度比10ポイント減少し、さらに令和6年度は対前年比5ポイント減少し、調査対象期間全体で15ポイント減少した。調査対象貨物の販売価格は、令和5年度は対前年比6ポイント減少、令和6年度は対前年比1ポイント増加と、調査対象期間全体では5ポイントの減少傾向にあった。調査対象貨物の販売価格と比較すると、第三国産同種の貨物は、調査対象期間を通じて【10-30】%高かった。

表 57 本邦産同種の貨物及び当該輸入貨物の国内販売価格並びに第三国産同種の貨物の輸入価格（工場渡し）

	品種	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
本邦産同種の貨物の 国内販売価格(円/kg)	全種	【100】	【105】	【106】
当該輸入貨物の 国内販売価格(円/kg)	全種	【100】	【94】	【95】
第三国産同種の貨物の輸入価格 (円/kg)	全種	【100】	【90】	【85】
本邦産同種の貨物と当該輸入貨物との価格比		【60-80】	【60-80】	【60-80】
第三国産同種の貨物と当該輸入貨物との価格比		【70-90】	【70-90】	【70-90】

(出所) 財務省貿易統計、輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 C-1）

(注1) 各欄の【 】は、価格比を除き令和4年度の数値を100とする指数である。

(注2) 本邦産同種の貨物と当該輸入貨物との価格比(%)＝当該輸入貨物(円/kg)／本邦産同種の貨物(円/kg)×100

(注3) 第三国産同種の貨物と当該輸入貨物との価格比(%)＝当該輸入貨物(円/kg)／第三国産同種の貨物(円/kg)×100

4-2-1-3 第三国からの輸入の量及び価格についての検討

(263) 上記(260)のとおり、第三国産同種の貨物の輸入量及び市場占拠率は、調査対象期間中を通じて増加したが、調査対象期間中【数値】%にとどまっていた。また、上記(261)のとおり、第三国産同種の貨物の大半を構成する台湾産同種の貨物の一部については、本邦産同種の貨物と市場において特段の競合は認められず、輸入量も調査対象期間を通じて1割程度である。また、台湾材の価格帯は調査対象貨物よりも高水準であることに加え、台湾材の大部分が紐付き取引であることから、その影響は限定的なものであったと考えられる²⁶¹。

この間、本邦産同種の貨物は販売量も市場占拠率も減少傾向にあった。他方、調査対象期間中市場占拠率【数値】%を占める調査対象貨物は、輸入量も市場占拠率も増加させていた。これらの事実は、調査対象貨物の輸入量及び市場占拠率の増加が、本邦産同種の貨物から販売シェアを奪取したことによりもたらされたものであることをうかがわせるものである。

²⁶¹ 本邦生産者追加質問状回答書（日本製鉄、日鉄鋼板、神戸製鋼所、ヨドコウ）（調査項目 I-4）

これらの点から、第三国産同種の貨物の輸入が、本邦産同種の貨物の販売量及び市場占拠率の減少に影響を与えたとは認められなかった。

- (264) 第三国産同種の貨物の輸入価格は、調査対象期間を通じて、調査対象貨物の国内販売価格より【10-30】%高かった。さらに、上記(261)及び(263)のとおり、第三国産同種の貨物の大半を構成する台湾産の同種の貨物については、本邦産同種の貨物と市場において競合する特段の内容が認められなかった。これらの点を考慮すると、第三国産同種の貨物が本邦産同種の貨物の価格に対して影響を与えたとは認められなかった。

したがって、第三国からの輸入は、本邦の産業に損害を与えた要因に当たらないと判断した。

4-2-1-4 第三国からの輸入量及び価格についての結論

- (265) 以上のとおり、調査当局は、第三国産同種の貨物について、本邦の産業に損害をもたらす要因ではなかったと判断した。

4-2-2 需要又は消費態様の変化

4-2-2-1 需要の変化

- (266) 本邦における溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の需要量は、「表 58 需要量の変化」のとおり、令和 4 年度から令和 5 年度にかけて 5 ポイント低下し、令和 5 年度から令和 6 年度にかけて 1 ポイント低下し、調査対象期間を通じて 6 ポイント低下した。

調査対象貨物の輸入量は、令和 4 年度の 518,293MT から令和 6 年度の 638,905MT への増加に対して、本邦産同種の貨物の販売量は【数値】MT から【数値】MT へ推移し 21 ポイントの減少となり、調査対象期間において、調査対象貨物の輸入量が増加すれば本邦産同種の貨物の販売量は減少する関係（相関性）が認められた。また、調査対象貨物の市場占拠率が調査対象期間において 31 ポイントの大幅な上昇となった一方で、本邦産同種の貨物の市場占拠率は 13 ポイントの低下となった。

本邦における溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の需要量は、令和 5 年度は対前年比 5 ポイント減少し、令和 6 年度は対前年比 1 ポイント減少した。これは、主要な需要分野の建設業界において、資材・人件費の高騰や、建造物の着工件数や着工床面積の減少、工事期間の長期化等により需要低迷が継続したことや、製造業における機械関連等の需要不振等が影響していると考えられる²⁶²。本邦産同種の貨物の販売量は、令和 5 年度は対前年度比 17 ポイント減少し、令和 6 年度は対前年度比 4 ポイントと続けて減少し、調査対象期間を通じて 21 ポイント減少し、需要量の落ち込みを上回る比率で減少した。一方、調査対象貨物の輸入量は調査対象期間を通じて増加傾向にあり、需要の落ち込みを加味しても、市場占拠率は 31 ポイント上昇した。

また、本邦産同種の貨物の販売量及び自家消費量は、調査対象期間中に【数値】MT 減少しているところ、調査対象期間中において国内販売量に対する自家消費量の割合は令和 4 年度の【数値】%から令和 6 年度の【数値】%と約 3 割程度で、横ばいもしくは微増傾向で推移していることから、国内需要の減少による影響を排除した後も、本邦産同種の貨物の販売量の減少は調査対象貨物の不当販売によって生じたものであるという判断は否定されない。

表 58 需要量の変化

²⁶² 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め回答書（日本製鉄、日鉄鋼板、神戸製鋼所、ヨドコウ）（調査項目 A-11）

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
需要量(MT)	【100】	【95】	【94】

(出所) 財務省貿易統計、本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書(様式 B-1)

(注 1) 需要量(MT) = 本邦産同種の貨物の国内販売量(MT) + 本邦産同種の貨物の自家消費量(MT) + 総輸入量(MT)

(注 2) 各欄の【 】は、令和 4 年度の数値を 100 とする指数である。

表 37 当該輸入貨物の輸入量(再掲)

			令和4年度	令和5年度	令和6年度
			(2022年度)	(2023年度)	(2024年度)
	当該輸入貨物の 輸入量(合計)	輸入量(MT)	518,293	639,127	638,905
		対総輸入量	88.3%	89.1%	89.0%
	韓国から当該輸入貨 物の輸入量	輸入量(MT)	274,757	338,101	343,631
		対総輸入量	46.8%	47.1%	47.8%
	中国から当該輸入貨 物の輸入量	輸入量(MT)	243,536	301,025	295,275
		対総輸入量	41.5%	41.9%	41.1%
第三国からの輸入量		輸入量(MT)	68,692	78,476	79,239
		対総輸入量	11.7%	10.9%	11.0%
総輸入量(MT)			586,985	717,603	718,145

(出所) 財務省貿易統計

(注) 第三国からの輸入量(MT) = 総輸入量(MT) - 当該輸入貨物の輸入量(MT)

表 38 本邦産同種の貨物の販売量の変化(再掲)

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
本邦産同種の貨物の販売量(MT) (国内販売量)	【100】	【83】	【79】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書(様式 B-1)

(注) 各欄の【 】は、令和 4 年度の数値を 100 とする指数である。

表 39 当該輸入貨物の本邦における市場占拠率及び本邦の需要量の推移(再掲)

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
当該輸入貨物の占拠率	【100】	【130】	【131】
本邦産同種の貨物の占拠率	【100】	【88】	【87】
第三国産同種の貨物の占拠率	【100】	【120】	【123】
需要量(MT)	【100】	【95】	【94】

(出所) 財務省貿易統計、本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書(様式 B-1)

(注 1) 需要量(MT) = 本邦産同種の貨物の国内販売量(MT) + 本邦産同種の貨物の自家消費量(MT) + 総輸入量(MT)

(注 2) 当該輸入貨物の市場占拠率(%) = 当該輸入貨物の輸入量(MT) / 需要量(MT) × 100

(注 3) 本邦産同種の貨物の市場占拠率(%) = (本邦産同種の貨物の国内販売量(MT) + 自家消費量(MT)) / 需要量(MT) × 100

(注 4) 第三国産同種の貨物の占拠率(%) = (総輸入量(MT) - 当該貨物の輸入量(MT)) / 需要量(MT) × 100

(注 5) 各欄の【 】は、令和 4 年度の数値を 100 とする指数である。

表 42 本邦の産業の生産量の推移(再掲)

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
生産量(MT)	【100】	【86】	【84】
期首在庫量(MT)	【100】	【85】	【77】
国内販売量(MT)	【100】	【83】	【79】
自家消費量(MT)	【100】	【83】	【90】
輸出量(MT)	【100】	【93】	【87】
期末在庫量(MT)	【100】	【91】	【80】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書(様式 B-1)

(注) 各欄の【 】は、令和 4 年度の数値を 100 とする指数である。

4-2-2-2 消費態様の変化

(267) 調査対象期間における消費様態の変化については、産業上使用者 10 者²⁶³に係る産業上の使用者当初質問状回答書から、「購入に係る変動の有無」²⁶⁴、「購入パターンの変更の有無」²⁶⁵及び「需要動向に変化を与えた事項の有無」²⁶⁶に係る回答を確認した。

²⁶³ 千代田鋼鉄工業株式会社、JFE 建材株式会社、トーケン工業株式会社、三菱電機株式会社、堺鋼板工業株式会社、日鉄めっき鋼管株式会社、日鉄建材株式会社、日鉄神鋼建材株式会社、JPPC、関包スチール株式会社

²⁶⁴ 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め回答書(調査項目 B-2-1)

²⁶⁵ 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め回答書(調査項目 B-2-3)

²⁶⁶ 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め回答書(調査項目 B-4-1)

(ア) 「購入に係る変動の有無については、回答内容が確認できる産業上の使用者 10 者のうち 5 者が、調査対象貨物、第三国産同種の貨物及び本邦産同種の貨物の購入量又は購入金額にかかる大幅な変動の有無に関して「無」と回答した。残りの 5 者²⁶⁷については「有」と回答したものの、「購入に係る変動の理由」は、調査対象貨物と本邦産同種の貨物の価格差を理由に調査対象貨物の購入量が増加した²⁶⁸ことや、海外品との競合によってシェアを奪われるなど、自社の販売量の増減の影響を受けたこと²⁶⁹に関するものであり、上記「**4-2-2-1 需要の変化**」で検討した点とは別個に本邦の産業に損害を与える要因となるようなものとは認められなかった。

(イ) 「購入パターンの変更の有無」については、回答内容が確認できる産業上の使用者 10 者のうち 6 者が、調査対象貨物、第三国産同種の貨物及び本邦産同種の貨物に係る購入パターン（購入頻度等）の変更の有無に関して「無」と回答した。残りの 4 者²⁷⁰については「有」と回答したものの、「購入パターンの変更理由」は、本邦産同種の貨物との価格差が大きくなったため調査対象貨物の購入頻度が上昇したこと²⁷¹や、本邦産同種の貨物の一部代替品やテスト用として調査対象貨物を購入することになった²⁷²というものであり、上記「**4-2-2-1 需要の変化**」で検討した点とは別個に本邦の産業に損害を与える要因となるようなものとは認められなかった。

(ウ) 「需要動向に変化を与えた事項の有無」については、回答内容が確認できる産業上の使用者 10 者全てが、自社の生産した製品の生産及び技術の動向が調査対象貨物、第三国産同種の貨物及び本邦産同種の貨物の需給動向に変化を与えた事項の有無に関して「無」と回答し、「有」と回答したものはいなかった。

(エ) 以上の回答のほかに、消費態様の変化を示す証拠は確認できなかった。

(268) 以上のとおり、本邦の産業に損害を与える要因となるような消費態様の変化は認められなかった。

4-2-2-3 需要又は消費態様の変化に関する結論

(269) 以上のとおり、需要の変化については、主要な建設業界や製造業における機械関連等の需要の落ち込みによる一定程度の減少が見られるものの、調査対象期間全体を通じてみると、当該需要減少による影響を考慮に入れても、なお調査対象貨物によって本邦の産業に損害が生じていることが確認できた。また、消費態様の変化については、需要の変化とは別個に検討が必要な変化は認められなかった。

したがって、調査当局は、需要又は消費態様の変化については、いずれも調査対象貨物によって本邦の産業に損害が生じたという判断に影響を与える要因ではないと判断した。

4-2-3 外国の生産者及び本邦の生産者の制限的商慣行並びに外国の生産者と本邦の生産者

²⁶⁷ JFE 建材株式会社、堺鋼板工業株式会社、日鉄めっき鋼管株式会社、日鉄建材株式会社、日鉄神鋼建材株式会社

²⁶⁸ 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め回答書（日鉄めっき鋼管株式会社、日鉄建材株式会社、日鉄神鋼建材株式会社）（調査項目 B-2-2）

²⁶⁹ 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め回答書（JFE 建材株式会社、堺鋼板工業株式会社）（調査項目 B-2-2）

²⁷⁰ トーケン工業株式会社、日鉄めっき鋼管株式会社、日鉄建材株式会社、日鉄神鋼建材株式会社

²⁷¹ 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（日鉄建材株式会社、日鉄神鋼建材株式会社）（調査項目 B-2-4）

²⁷² 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（トーケン工業株式会社、日鉄めっき鋼管株式会社）（調査項目 B-2-4）

との間の競争

(270) 調査対象期間における溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の取引において、外国の生産者及び本邦の生産者の制限的な商慣行により、外国の生産者と本邦の生産者との間の競争が阻害されている実態については、本邦生産者当初質問状回答書、輸入者当初質問状回答書及び産業上の使用者当初質問状回答書²⁷³から、回答内容が確認できる27者²⁷⁴のうち、25者が「無」と回答した。「有」と回答した2者のうち、本邦生産者1者²⁷⁵については、廉価な海外材が国内に流入するので、国内生産者の販売機会が失われているという内容であり、輸入者1者²⁷⁶については【国内商慣行について】旨から「有」と回答があったものの、「**3-4-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響**」で分析したとおり、調査対象貨物は本邦産同種の貨物を常に下回る価格で販売され、安価な調査対象貨物の影響により取引先との販売機会を失うといった事例が確認されており、【国内商慣行について】との事実は確認できなかった。

その他、調査対象期間における溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の取引において、外国の生産者及び本邦の生産者のいずれかの制限的な商慣行により、外国の生産者と本邦の生産者との間の競争が阻害されていることを示す証拠は認められなかった。

4-2-4 技術の進歩

(271) 本邦の生産者と調査対象貨物の供給者との間に、溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の生産技術に大きな差異を生じる、又は、既存の溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の需要の減少をもたらすような新製品の開発につながる技術の進歩に関する回答は存在せず²⁷⁷、その他、本邦の産業に対して損害を与える要因となるような技術の進歩を示す証拠は認められなかった。

4-2-5 本邦の産業の輸出実績

(272) 生産量に関わる指標以外について、本邦生産者の当初質問状回答書において、あらかじめ、同種の貨物の輸出に関する影響を排除して回答するよう求め、輸出実績を除外した回答内容に基づき「**3 不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項**」の経済的要因に係る分析を行っているため、輸出実績は、本邦の産業に対して損害を与える要因ではないと判断した。生産量については、「**3-5-1 生産高**」で分析したとおり、輸出量についても、令和4年度から令和6年度にかけて減少傾向にあり、調査対象期間中13ポイントの減少となったもの減少量は、【数値】MTと、令和6年度の実産量に対する割合は、約【1-5】%にとどまっており、影響は限定的であった。

4-2-6 本邦の産業の生産性

(273) 本邦の産業の生産性は、上記「**3-5-1 2 生産性**」のとおり、生産量及び平均雇用人数の減少等の理由により減少傾向にあったものの、それ以外に本邦の産業に対して損害を与える要因となるような事実は確認できなかった。

したがって、本邦の産業の生産性は、本邦の産業に対して損害を与える要因ではないことが認められた。

²⁷³ 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 E-5-1）、輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 E-5-1）、産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 D-4-1）

²⁷⁴ 本邦生産者7者、輸入者10者、産業上の使用者10者

²⁷⁵ JFE スチール株式会社

²⁷⁶ 新東亜交易株式会社

²⁷⁷ 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 B-4-1 及び B-4-2）、海外供給者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 A-9-6 及び A-9-7）

4-2-7 その他因果関係に関する証拠及び意見等の検討

(274) 利害関係者である中国鉄鋼工業協会から、日本国内産業のコスト面での圧力が顕著に上昇している点について、以下の意見の表明²⁷⁸があった。

(ア) 近年、日本の鉄鋼企業は人件費及び原材料コストの顕著な上昇に直面している。日本国内における労働力の高齢化、人口減少により、労働者の賃金及び福利厚生費の支出が増加しており、製造業の労働コストが上昇している。特に 2024 年には、報道によれば、日本製鉄を代表とする製造業企業が労働力の確保及び労働者待遇の改善のため、基本給を 3 万円引き上げた（賃上げ率約 10%）と報じられている。さらに、申請書においても、ロシア・ウクライナ紛争によりエネルギー価格が高騰し、日本企業のエネルギーコストがそれに伴って上昇したことが認められる。これらのコスト上昇は、日本の鉄鋼企業の利益率を直接的に侵食し、企業の収益低下の重要な原因となっており、中国産輸入製品とは無関係である。

(イ) 近年、日本の鉄鋼企業は自発的に経営戦略の転換を推進し、高付加価値製品（例：自動車用高張力鋼板など）に重点を置くとともに、カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みを加速させ、プロセスアップグレードや設備改修に多額のリソースを投入している。この戦略調整により、短期的には企業の一般亜鉛メッキ鋼板等中低級製品市場への関心及び投資が大きな影響が生じ、一部の市場シェアを譲る結果となった。同時に、転換過程における大規模な資本支出により、営業コスト及び減価償却費が大幅に上昇し、企業の短期的な収益力に実質的な圧力を与えている。これらの内部経営戦略上の要因はいずれも、申請者企業のコスト上昇及び利益低下を引き起こしているが、企業自身の選択による結果であり、輸入に帰責すべきではない。

(ウ) 日本製鉄は統合報告書 2024 において、カーボンニュートラル目標の達成のため、水素基還元プロセスや電気炉更新等の複数のグリーン転換プロジェクトを開始しており、これに伴い関連する政策コスト及び投資額が継続的に上昇し、近年の経営圧力の重要な原因となっていることを明確に指摘している。企業戦略調整によって生じたこれらのコスト上昇及び利益変動は、企業の自主的な経営判断の結果と評価されるべきであり、中国産輸入製品による損害と誤認されるべきではない。

(275) 上記(274)の意見について、調査当局は、上述の「**3-5-5 国内価格に影響を及ぼす要因**」で検討したとおり、製造原価は、製造原価に占める割合が大きい原材料費の推移を反映して推移し、「**表 41 本邦産同種の貨物の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格の推移**」によると、令和 4 年度から令和 5 年度にかけて 2 ポイント減少、令和 6 年度は対前年度比 2 ポイント減少し、調査対象期間全体では 4 ポイントの減少となっており、コスト上昇は起こっていない。また、「**3-5-6 利潤**」で検討したとおり、利潤の減少は、調査対象貨物の販売価格が本邦産同種の貨物の販売価格を常に大幅に下回っていたことにより、価格を維持する代わりに販売量を大きく減らしたことによるものである。したがって、上記(274)の中国鉄鋼工業協会による主張は受け入れられない。

(276) また、調査当局は申請者に確認したところ、以下の回答があり、主張の根拠が不正確であることを確認した²⁷⁹。

日本の鉄鋼業界は、GI を製造するメーカーでも、高炉を保有し各種川下製品を製造する一貫メーカーから、電炉メーカー、中間製品を調達して圧延やめっきを行っている

²⁷⁸ 意見の表明（中国鉄鋼工業協会、令和 7 年 11 月 13 日）

²⁷⁹ 本邦生産者追加質問状回答書（日本製鉄）（調査項目 I-1）

加工メーカーまで各様であり、そもそも自動車向けに高級鋼を製造していない企業もあり、これらの差異を踏まえていない。自動車産業向けに GI を供給している一部の国内生産者である申請者にあっても、GI 材について、このような経営戦略の転換を行っておらず、当該主張の事実は存在しない。このことを裏付けるように、こうした申請者が販売する GI 材については、店売りを中心とする汎用品（建材用途等）が主である一方で、自動車用途が占める割合は明らかに限定的である。自動車向けに出荷していない申請者の場合は、汎用品（建材用途等）に注力する会社も存在している。「カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みを加速させ、プロセスアップグレードや設備改修に多額のリソースを投入」しており、「大規模な資本支出により、営業コスト及び減価償却費が大幅に上昇し、企業の短期的な収益力に実質的な圧力を与えて」おり、当該事情が「申請者企業のコスト上昇及び利益低下を引き起こしている」と主張についても、当該事実は存在しない。「日本製鉄は統合報告書 2024 において、カーボンニュートラル目標の達成のため、水素基還元プロセスや電気炉更新等の複数のグリーン転換プロジェクトを開始しており、これに伴い関連する政策コスト及び投資額が継続的に上昇し、近年の経営圧力の重要な原因となっていることを明確に指摘している」とも主張するが、「日本製鉄統合報告書 2024」において、このような記載はない。

- (277) 利害関係者である中国鉄鋼工業協会より、国内及び世界の需要縮小と貿易全体の低迷について、以下の意見の表明²⁸⁰があった。

損害の調査対象期間中、日本国内及び世界市場における鉄鋼製品の川下の需要は停滞しており、特に建設分野の需要は鈍化傾向にある。この見解は、日本製鉄の統合報告書 2024 においても内需の漸減と輸出の困難化が記述されていることで裏付けられている。WTO が発表した 2022 年から 2024 年の統計データによれば、日本及び世界の鉄鋼輸出入貿易総額はいずれも 3 年連続で減少する傾向にあり、世界市場の需要が全体的に弱く、鉄鋼貿易活動が減速している系統的背景を反映している。2022 年から 2024 年の 3 年間で、日本の鉄鋼輸出総額は約 20% 減少し、世界の鉄鋼輸入額は 18.63% を超えて減少しており、産業全体が景気後退期に直面している。したがって、たとえ損害分析期間中に日本の同種の製品の販売量、価格又は市場シェアに変動が生じたとしても、世界の鉄鋼市場が普遍的に低迷している外部環境を総合的に考慮すべきであり、単純に中国産輸入製品に帰責するべきではない。

- (278) 上記(277)の意見について、上述の「**4-2-2-1 需要の変化**」で検討したとおり、調査対象期間において調査対象貨物の輸入量は、調査対象期間において令和 4 年度の 518,293MT から令和 6 年度の 638,905MT へ増加したのに対して、本邦産同種の貨物の販売量は【数値】MT から【数値】MT へ推移し、調査対象期間を通じて 21 ポイントの減少となり、調査対象期間において調査対象貨物の輸入量が増加すれば本邦産同種の貨物の販売量は減少する関係（相関性）が認められた。

また、調査対象貨物の市場占拠率が、調査対象期間において 31 ポイントの大幅な上昇となった一方で、本邦産同種の貨物の市場占拠率は 13 ポイントの低下となったことから、国内需要の減少による影響を排除した後も、本邦産同種の貨物の販売量の減少は調査対象貨物の不当販売によって生じたものであるという判断は否定されない。また、「**4-2-5 本邦の産業の輸出実績**」において、輸出実績を除外した回答内容に基づき経済的要因に係る分析を行っているため、輸出実績は、本邦の産業に対して損害を与える要因ではないと判断し、生産量については、「**3-5-1 生産高**」で分析したとおり、輸出量は、令和 4 年度から令和 6 年度にかけて減少傾向にあり、調査対象期間中 13 ポイントの減少となったものの減少量は、【数値】MT と、令和 6 年度の実産量に対する割合は、約【1.5】%にとどまっており、影響は限定的であった。

²⁸⁰ 意見の表明（中国鉄鋼工業協会、令和 7 年 11 月 13 日）

したがって、上記(277)の中国鉄鋼工業協会による主張は受け入れられない。

(279) さらに、利害関係者である中国鉄鋼工業協会より、中国輸入製品と日本国内製品の相互補完性について、以下の意見の表明²⁸¹があった。

- (ア) 申請者が中国国内に同種製品の生産拠点を保有しており、当該中国関連会社から亜鉛めっき鋼板製品を輸入し、日本市場で販売している可能性がある。これらの内部関連取引における輸入価格は、多くの場合移転価格によって決定されており、通常の商取引に比べて低く設定されている。例えば、日本製鉄は中国の宝鋼集団と上海で合弁会社である宝鋼日新製鉄自動車板有限公司（BNA）を設立し、冷延鋼板及び熱間亜鉛めっき鋼板の生産を専門に行っており、日本製鉄は亜鉛メッキ鋼板の供給を受けている。仮に日本製鉄が当該中国合弁会社から低い内部決済価格で製品を輸入し、これを「中国からのダンピング」による低価輸入として扱う場合、日本における中国産亜鉛メッキ鋼板の輸入価格を著しく歪める結果となる。このような輸入は、日本メーカー自身のグローバル展開による経営戦略の一環であると同時に、輸入価格の低さが純粋な市場取引によるものではなく、申請者自身の内部商業判断の結果である可能性を示している。調査機関は因果関係を分析する際、当該関連輸入が価格に与える影響を十分に考慮し、これを中国の一般貿易における輸出業者に帰責すべきではない。
- (イ) 中国から日本に輸出される熱間亜鉛めっき鋼板コイル製品と日本国内産業の主力製品は、用途構造、製品配置及び付加価値水準において著しい差異が存在し、両者は市場において補完関係を形成しており、直接的な競合関係にはない。損害及び因果関係の分析においては、各細分化市場の実際の需要と供給の特性を厳密に区分する必要がある、市場全体の構造的変化を誤って中国からの輸入に帰責することを回避すべきである。
- (ウ) 日本国内の鉄鋼企業における熱間亜鉛めっき鋼板の生産能力は、主として自動車製造、電気機器及び産業機械等の高付加価値端末分野に集中しており、当該高付加価値市場において主導的地位を有している。日本鉄鋼連盟（JISF）が発表した「2023 年度普通鋼鋼材最終使途ベース受注量の推計」によれば、自動車用熱間亜鉛めっき鋼板の受注量は 3,398.千トンで、総用途量の 71.6%を占め、第 1 位の応用分野となっている。これに対し、建築用途（建築用、土木用及びその他建設用を含む。）の合計受注量はわずか 899.1 千トンで、総量の 18.9%にとどまっている。
- (エ) さらに古い 2022 年度のデータによれば、熱間亜鉛めっき鋼板の製造業用途の割合は 66.5%に達しているが、建築用、その他建築用及び土木用の合計はわずか 21.8%であり、これにより日本国内市場が高付加価値製造業を主要な需要先としていることが改めて示されている。この傾向は、最新の 2024 年 4 月～2025 年 3 月のデータによってさらに裏付けられている。熱間亜鉛メッキ鋼板の国内総需要は 5,323,710 トンである。そのうち製造業用途は 3,889,624 トンに達し、割合は約 73.1%である。自動車用亜鉛めっき鋼板は単独で 3,303,129 トンに達し、製造業用途の 85%、並びに国内総需要量の 62%を占めている。これに対し、建築用亜鉛めっき鋼板（住宅、非住宅、土木及びその他建設用を含む）の合計はわずか 921,348 トンで、割合は 17.3%にとどまり、二次的な市場に該当している。
- (オ) これらのデータから明らかなとおり、日本の熱間亜鉛めっき鋼板製品の主な需要は自動車、家電等の高付加価値製造業から生じており、これらの市場は長期にわたって日本国内の鉄鋼企業によって主導されており、技術的ハードルが高く、価格水準は一般的な建築用亜鉛めっき鋼板を大幅に上回っている。中国産製品は主として建築用及び汎用構

²⁸¹ 意見の表明（中国鉄鋼工業協会、令和 7 年 11 月 13 日）

造用の中低級亜鉛めっき鋼板に位置付けられており、日本の高付加価値製造業の調達体系に進出しておらず、主な市場において日本製品と直接的な競合を形成する現実的な基盤を有さない。

- (カ) したがって、中国産輸出製品は、実質的に日本の中低級市場の需要を満たし、国内の低級製品の生産能力不足を補完することを通じて、需給の補完作用を発揮しており、国内産業に実質的な衝撃を与えているものではない。

(280) 上記(279)(ア)の意見について、調査当局は申請者に確認したところ、以下のとおりであった²⁸²。

宝鋼日新製鉄自動車板有限公司は GI 材を生産しているが、日本製鉄が宝鋼日新製鉄自動車板有限公司から GI 材を輸入したとの事実は存在しない。また、日本製鉄は、2024 年 8 月 29 日をもって、当該合弁を既に解消している。したがって、中国鉄鋼工業協会の上記主張は、事実と反する。

(281) さらに上記(279)(イ)から(カ)の意見について、調査当局は申請者に確認したところ、以下のとおりであった²⁸³。

- (ア) 第一に、中国鉄鋼工業協会は、日本鉄鋼連盟が発表した 2022 年度及び 2023 年度の「普通鋼地域別用途別受注統計表」を引用した上で、建築用途（建築用、土木用及びその他建設用を含む。）の受注量は僅かであると主張する。しかし、中国鉄鋼工業協会が主張の根拠とするこれらデータには、調査対象産品である GI 材以外の様々な溶融亜鉛めっき鋼板（特に、自動車向けの出荷が多い GA 材）も含まれているところ、中国鉄鋼工業協会の意見書は、本件に調査対象産品の範囲についても、GI とその他（GA、三元系）の溶融亜鉛めっき製品の違いについても正確に理解せず、全てを混濁して意見を述べるものであり、適切ではない。したがって、これらデータを依拠する「日本の熱間亜鉛メッキ鋼板製品の主な需要は自動車、家電等の高付加価値製造業から生じて」との主張も、不適切である。申請者が販売する GI 材について、自動車用途が占める割合は限定的であり、店売りを中心とする汎用品（建材用途等）が大宗を占めている。

- (イ) 第二に、中国鉄鋼工業協会は、日本鉄鋼連盟が発表した「普通鋼鋼材品種別・用途別受注（2024 年 4～3 月），“普通鋼 品種別・地域別受注統計 2025 年 3 月(Excel)”」も引用するが、「普通鋼地域別用途別受注統計表」と同様、これらデータには、調査対象産品以外の様々な溶融亜鉛めっき鋼板も含まれており、データの読み方自体に誤りがある。

- (ウ) 第三に、中国鉄鋼工業協会は、「中国産製品は主として建築用及び汎用構造用の中低級亜鉛メッキ鋼板に位置付けられており、日本の高付加価値製造業の調達体系に進出しておらず、主な市場において日本製品と直接的な競合を形成する現実的な基盤を有さない」と主張するが、申請者が販売する GI 材については、店売りを中心とする汎用品（建材用途等）が大宗を占めており、この分野において中国材との競合・失注事例が生じており、かかる主張は、事実と反するものである。

- (エ) 第四に、中国鉄鋼工業協会は「国産輸出製品は、実質的に日本の中低級市場の需要を満たし、国内の低級製品の生産能力不足を補完することを通じて、需給の補完作用を発

²⁸² 本邦生産者追加質問状回答書（日本製鉄）（調査項目 I-2、添付資料 I-2(4)）

²⁸³ 本邦生産者追加質問状回答書（日本製鉄、日鉄鋼板、神戸製鋼所、ヨドコウ）（調査項目 I-3）

揮して」いると主張するが、申請者の本邦生産者当初質問状に対する回答内の各社稼働率の状況が示すとおり、申請者における「生産能力不足」の事実は存在しない。

- (282) 以上より、調査当局は、上記(279)(ア)の中国鉄鋼工業協会による主張については、事実と異なることを確認した。また、上記(279)(イ)から(カ)の中国鉄鋼工業協会による主張については、その主張の根拠となる「2023 年度普通鋼鋼材最終使途ベース受注量の推計」については、調査対象貨物以外の貨物が含まれていることが確認された。また、本邦産同種の貨物の主たる用途についても、中国鉄鋼工業協会による主張とは異なり、自動車用途が占める割合は限定的であり、店売りを中心とする汎用品（建材用途等）であった。調査対象貨物と本邦産同種の貨物の競合および影響については、「**3-2 同種の貨物の検討**」、「**3-3 累積的な評価**」、「**3-5 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響**」、「**4-1 当該輸入貨物の輸入による影響**」で検討した通りである。

また、生産能力についても、「**表 43 本邦の産業の稼働率の推移**」及び「**表 58 需要量の変化**」より、調査対象期間を通して、本邦の産業の生産能力が需要量よりも【数値】トン程度、大きいことが分かり、申請者における「生産能力不足」の事実は存在しない。調査当局は、本邦生産者に対して、令和 6 年度における中国 GI の輸入量（約 300 千 t/年）のうち、GI 国内シェア見合いで供給するとしても、稼働率から現状の余力をもって十分に対応可能と想定する旨²⁸⁴を確認した。「**表 43 本邦の産業の稼働率の推移**」からも、令和 6 年度の稼働率は【50～70】%であって、本邦の産業は十分な余剰生産能力を有していることが認められる。

- (283) 以上より、上記(279)の中国鉄鋼工業協会による主張は受け入れられない。

4-2-8 その他の意見等の検討

- (284) 利害関係者である中国鉄鋼工業協会より、その他、以下の意見の表明²⁸⁵があった。

(ア) 本協会は、調査機関に対し、日本の川下産業及び全体の公共利益の要素を損害及び因果関係の分析に関連して併せて考慮するよう要請する。本件でアンチダンピング措置を不当に実施した場合、日本国内の関連産業、サプライチェーンの安定性、さらにはマクロ経済の運営に悪影響を及ぼすおそれがある。

(イ) サプライチェーンの安定性：長年にわたり、中国産亜鉛めっき鋼板製品は日本市場においてサプライチェーンの重要な補完として位置づけられてきた。日本国内産業が高付加価値分野に注力する一方で、中国製品の適度な輸入により、一般級鉄鋼製品の安定的な供給と価格の安定が保証されている。この補完関係は、日本の関連する川下産業が安定した生産経営を維持するのに役立っている。中国からの輸入に制限措置が講じられる場合、短期的には日本国内に当該供給不足を補う十分な増産能力が存在せず、供給不足や価格の急激な変動のリスクが生じ、サプライチェーンの正常な運営を混乱させる可能性がある。

(ウ) 川下産業及び消費者への影響：本調査対象の亜鉛めっき鋼板は、建築資材等のインフラ分野に広く使用されており、国民経済における重要な原材料の一つである。もし中国産亜鉛めっき鋼板に高額なアンチダンピング税が課されると、日本国内市場の供給は減少傾向し、価格が上昇することが予想される。これにより、建設工事コストが直接押し上げられ、最終的に消費者に負担が転嫁され、消費者側のコスト増加につながる。現状

²⁸⁴ 現地調査結果報告書（日本製鉄、ヨドコウ）（調査項目 1.(2)(イ)、)

²⁸⁵ 意見の表明（中国鉄鋼工業協会、令和 7 年 11 月 13 日）

において日本経済の回復力は依然として強化する必要があり、貿易救済措置による川下産業のコスト上昇や競争力低下を特に回避すべきである。

- (エ) さらに、本協会は調査機関に対し、日本国内の主要鉄鋼企業が本調査を共同で支持していない点に留意するよう要請する。これは、本調査が日本国内産業全体の普遍的なコンセンサスを反映したものではなく、少数の申請企業（日本製鉄を中心とする）が一方的に提議したものであり、亜鉛めっき鋼板産業全体の利益を代表することは困難である。この事実はまた、一部の申請企業が貿易救済措置を利用して競争を抑制し、市場構造を調整する、又は自身の経営圧力を転嫁しようとしている可能性を示唆しており、その行為はアンチダンピング立法の目的である公正な競争の保護及び公共利益の維持に反する。

- (285) 上記(284)の意見に関して、当該意見は本調査にかかるアンチダンピング措置によって中国からの調査対象貨物の輸入が抑制された場合に本邦の産業がそれを補う生産を行わないことで、サプライチェーンの安定性を害するとともに川下産業及び消費者にコスト増加の影響を及ぼすため、公共の利益に反するとの意見と解釈することができる。この点について、調査当局は、本邦生産者に対して、令和6年度における中国GIの輸入量（約300千t/年）のうち、GI国内シェア見合いで供給するとしても、稼働率から現状の余力をもって十分に対応可能と想定する旨²⁸⁶を確認した。本邦産同種の貨物の生産量を本邦の産業の生産能力で除した稼働率（操業度）は、「表43 本邦の産業の稼働率の推移」のとおりであり、令和6年度の稼働率は【50～70】%であって、本邦の産業は十分な余剰生産能力を有している。したがって、調査対象貨物について中国からの輸入に制限措置が講じられる場合に、短期的には日本国内に当該供給不足を補う十分な増産能力が存在しないとの点において、日本国内市場の供給が減少し、価格が上昇するとの意見は、事実と反する。

したがって、上記(284)の中国鉄鋼工業協会による主張は受け入れられない。

4-3 因果関係に関する結論

- (286) 以上のとおり、調査対象貨物の輸入が本邦の産業に損害をもたらしたものと認められ、調査対象貨物と本邦の産業に対する実質的な損害との間に因果関係が認められると判断した。

5 結論

- (287) 以上のとおり、不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実及び当該輸入が本邦の産業に与える実質的な損害の事実が認められた。

²⁸⁶ 現地調査結果報告書（日本製鉄、ヨドコウ）（調査項目1.(2)(イ)）

主要証拠等目録

番号	標目	提出者
1	中華人民共和国及び大韓民国産の溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯に対する不当廉売関税を課することを求める書面	日本製鉄株式会社、日鉄鋼板株式会社、株式会社神戸製鋼所、株式会社、淀川製鋼所（以下「申請者」という。）
2	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答	POSCO Co., LTD.
3	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答	Hyundai Steel Company
4	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答	KG Dongbu Steel Co., Ltd.
5	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答	GS GLOBAL Corp.
6	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答	HYOSUNG TNC CORPORATION
7	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答	SW CO., LTD.
8	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答	SeAH Coated Metal Corporation
9	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答	Samsung C&T Corporation
10	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答	Dongkuk Coated Metal Co., Ltd.
11	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答	POSCO Steeleon Co., Ltd.
12	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答	POSCO International Corporation
13	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答	鞍鋼股份有限公司
14	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答	武汉钢铁有限公司
15	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答	湖南华菱涟钢鋼鐵有限公司
16	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答	宝山钢铁股份有限公司
17	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答	宝钢湛江钢铁有限公司
18	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答	金遠国際金属有限公司
19	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答	臨清市恒泰金属材料株式会社
20	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答	本钢浦项冷轧薄板有限责任公司
21	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答	本钢板材股份有限公司
22	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答	包鋼集団国際經濟貿易有限公司
23	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答	冠县创晟新材料有限公司
24	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答	内蒙古包鋼稀土鋼板材有限責任公司
25	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答	包港展博国際商貿有限公司
26	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答※ ※市場經濟条件が浸透している事実の有無に関するもの	天津市德材冷間圧延鋼板工業有限会社
27	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答※ ※市場經濟条件が浸透している事実の有無に関するもの	内蒙古包鋼稀土鋼板材有限責任公司
28	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答	GSジャパン株式会社

番号	標目	提出者
29	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答	株式会社暁星ジャパン
30	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答	ヤングスチール株式会社
31	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答	阪和興業株式会社
32	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答	小野建株式会社
33	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答	大東鉄板株式会社
34	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答	JFE商事株式会社
35	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答	【輸入者A】
36	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答	POSCO INTERNATIONAL ジャパン株式会社
37	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答	現代ジャパン株式会社
38	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答	パナソニックオペレーショナルエクセレンス株式会社
39	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答	株式会社トピア
40	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答	日鉄物産株式会社
41	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答	伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社
42	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答	株式会社東国
43	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答	新東亜交易株式会社
44	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答	フジデン株式会社
45	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答	鐵商株式会社
46	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答	豊栄通商株式会社
47	本邦生産者に対する確認票の回答	日本製鉄株式会社
48	本邦生産者に対する確認票の回答	日鉄鋼板株式会社
49	本邦生産者に対する確認票の回答	株式会社神戸製鋼所
50	本邦生産者に対する確認票の回答	株式会社ヨドコウ
51	本邦生産者に対する確認票の回答	東京製鐵株式会社
52	本邦生産者に対する確認票の回答	株式会社中山製鋼所
53	本邦生産者に対する確認票の回答	JFEスチール株式会社
54	本邦生産者に対する確認票の回答	JFE鋼板株式会社
55	本邦生産者に対する確認票の回答	丸一鋼管株式会社
56	本邦生産者に対する確認票の回答	三和実業株式会社
57	本邦生産者に対する確認票の回答	福栄鋼材株式会社

番号	標目	提出者
58	本邦生産者に対する確認票の回答	日鉄物産コイルセンター株式会社
59	本邦生産者に対する確認票の回答	藤田金属株式会社
60	本邦生産者に対する確認票の回答	株式会社小山コイルセンター
61	本邦生産者に対する確認票の回答	高田鋼材鋼業株式会社
62	本邦生産者に対する確認票の回答	東洋コイル工業株式会社
63	産業上の使用者に対する確認票の回答	日鉄神鋼建材株式会社
64	産業上の使用者に対する確認票の回答	日鉄建材株式会社
65	産業上の使用者に対する確認票の回答	三菱電機株式会社
66	産業上の使用者に対する確認票の回答	リンナイ株式会社
67	産業上の使用者に対する確認票の回答	日鉄めっき鋼管株式会社
68	産業上の使用者に対する確認票の回答	JFE建材株式会社
69	産業上の使用者に対する確認票の回答	富士電機株式会社
70	産業上の使用者に対する確認票の回答	八潮建材工業株式会社
71	産業上の使用者に対する確認票の回答	トーケン工業株式会社
72	産業上の使用者に対する確認票の回答	千代田鋼鉄工業株式会社
73	産業上の使用者に対する確認票の回答	【産業上の使用者A】
74	産業上の使用者に対する確認票の回答	八千代建工株式会社
75	産業上の使用者に対する確認票の回答	光宗通商株式会社
76	産業上の使用者に対する確認票の回答	POSCO JAPAN PC株式会社
77	産業上の使用者に対する確認票の回答	紅忠コイルセンター関西株式会社
78	産業上の使用者に対する確認票の回答	堺鋼板工業株式会社
79	産業上の使用者に対する確認票の回答	関包スチール株式会社
80	産業上の使用者に対する確認票の回答	信和鋼板株式会社
81	産業上の使用者に対する確認票の回答	大裕鋼業株式会社
82	産業上の使用者に対する確認票の回答	株式会社桐井製作所
83	産業上の使用者に対する確認票の回答	紅忠コイルセンター関東株式会社
84	産業上の使用者に対する確認票の回答	月星商事株式会社
85	産業上の使用者に対する確認票の回答	七福鋼業株式会社
86	産業上の使用者に対する確認票の回答	株式会社中西製作所

番号	標目	提出者
87	産業上の使用者に対する確認票の回答	城東テクノ株式会社
88	「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」における「調査対象貨物に係る正常価格算定のための代替国候補の選定」に係る意見（回答）	申請者
89	「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」における「調査対象貨物に係る正常価格算定のための代替国候補の選定」に係る意見（回答）	湖南华菱涟钢鋼鐵有限公司
90	「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」における「調査対象貨物に係る正常価格算定のための代替国候補の選定」に係る意見（回答）	日鉄物産コイルセンター株式会社
91	「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」における「調査対象貨物に係る正常価格算定のための代替国候補の選定」に係る意見（回答）	株式会社小山コイルセンター
92	「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」における「調査対象貨物に係る正常価格算定のための代替国候補の選定」に係る意見（回答）	株式会社会社空見スチールサービス
93	「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」における「調査対象貨物に係る正常価格算定のための代替国候補の選定」に係る意見（回答）	サミットスチール株式会社
94	「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」における「調査対象貨物に係る正常価格算定のための代替国候補の選定」に係る意見（回答）	現代ジャパン株式会社
95	令和7年10月24日付け「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査における「調査対象貨物に係る正常価格算定のための代替国の選定」に係る意見（2回目）（回答）	申請者
96	令和7年10月24日付け「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査における「調査対象貨物に係る正常価格算定のための代替国の選定」に係る意見（2回目）（回答）	株式会社空見スチールサービス
97	令和7年10月24日付け「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査における「調査対象貨物に係る正常価格算定のための代替国の選定」に係る意見（2回目）（回答）	五十鈴株式会社
98	溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査における非市場経済国の代替国としての生産者及び輸出者に対する確認票の回答	JFE鋼板株式会社
99	溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査における非市場経済国の代替国としての生産者及び輸出者に対する確認票の回答	NS-Siam United Steel Co., Ltd.
100	溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査における非市場経済国の代替国としての生産者及び輸出者に対する確認票の回答	PT. JFE STEEL GALVANIZING INDONESIA
101	溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査における非市場経済国の代替国としての生産者及び輸出者に対する確認票の回答	JFE Steel Galvanizing (Thailand) Ltd.
102	溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査における非市場経済国の代替国としての生産者及び輸出者に対する確認票の回答	China Steel And Nippon Steel Vietnam Joint Stock Company
103	溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査における非市場経済国の代替国としての生産者及び輸出者に対する確認票の回答	MARUICHI SUN STEEL JOINT STOCK COMPANY
104	溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査における非市場経済国の代替国としての生産者及び輸出者に対する確認票の回答	日本製鉄株式会社
105	溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査における非市場経済国の代替国としての生産者及び輸出者に対する確認票の回答	China Steel Corporation
106	溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査における非市場経済国の代替国としての生産者及び輸出者に対する確認票の回答	株式会社中山製鋼所
107	溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査における非市場経済国の代替国としての生産者及び輸出者に対する確認票の回答	JFEスチール株式会社
108	溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査における非市場経済国の代替国としての生産者及び輸出者に対する確認票の回答	TOSYALI TOYO CELIK. A.S
109	溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査における非市場経済国の代替国としての生産者及び輸出者に対する確認票の回答	明治鋼業株式会社
110	溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査における非市場経済国の代替国としての生産者及び輸出者に対する確認票の回答	NS BlueScope Vietnam Co., Ltd
111	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	POSCO Co., LTD.
112	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	KG Dongbu Steel Co., Ltd.
113	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	HYOSUNG TNC CORPORATION
114	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	SeAH Coated Metal Corporation
115	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	Samsung C&T Corporation

番号	標目	提出者
116	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	DONGKUK COATED METAL CO., LTD.
117	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	POSCO International Corporation
118	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	鞍钢股份有限公司
119	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	武汉钢铁有限公司
120	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	湖南華菱漣源鋼鐵有限公司
121	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	宝山钢铁股份有限公司
122	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	宝钢湛江钢铁有限公司
123	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	金遠國際金属有限公司
124	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	本钢浦项冷轧薄板有限责任公司
125	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	天津市德材冷間圧延鋼板工業有限会社
126	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	本钢板材股份有限公司
127	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	包鋼集團國際經濟貿易有限公司
128	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	冠县创晟新材料有限公司
129	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	内蒙古包鋼稀土鋼板材有限責任公司
130	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	包港展博國際商貿有限公司
131	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	鞍鋼集團香港有限公司
132	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	鞍钢集团国际经济贸易有限公司
133	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	BENXI IRON AND STEEL (GROUP) INTERNATIONAL ECONOMIC AND TRADING CO., LTD
134	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	本鋼集團香港有限公司
135	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	GUANXIAN CHUANGYU NEW MATERIALS CO., LTD
136	調査対象貨物の輸入者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	GSジャパン株式会社
137	調査対象貨物の輸入者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	株式会社暁星ジャパン
138	調査対象貨物の輸入者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	阪和興業株式会社
139	調査対象貨物の輸入者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	小野建株式会社
140	調査対象貨物の輸入者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	大東鉄板株式会社
141	調査対象貨物の輸入者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	JFE商事株式会社
142	調査対象貨物の輸入者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	【輸入者A】
143	調査対象貨物の輸入者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	POSCO INTERNATIONALジャパン株式会社
144	調査対象貨物の輸入者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	パナソニック オペレーショナルエクセレンス株式会社

番号	標目	提出者
145	調査対象貨物の輸入者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	株式会社東国
146	調査対象貨物の輸入者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	新東亜交易株式会社
147	調査対象貨物の輸入者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	鐵商株式会社
148	調査対象貨物の本邦生産者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	日本製鉄株式会社
149	調査対象貨物の本邦生産者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	日鉄鋼板株式会社
150	調査対象貨物の本邦生産者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	株式会社神戸製鋼所
151	調査対象貨物の本邦生産者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	株式会社ヨドコウ
152	調査対象貨物の本邦生産者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	JFEスチール株式会社
153	調査対象貨物の本邦生産者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	JFE鋼板株式会社
154	調査対象貨物の本邦生産者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	丸一鋼管株式会社
155	調査対象貨物の産業上の使用者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	日鉄神鋼建材株式会社
156	調査対象貨物の産業上の使用者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	日鉄建材株式会社
157	調査対象貨物の産業上の使用者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	三菱電機株式会社
158	調査対象貨物の産業上の使用者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	日鉄めっき鋼管株式会社
159	調査対象貨物の産業上の使用者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	JFE建材株式会社
160	調査対象貨物の産業上の使用者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	トーケン工業株式会社
161	調査対象貨物の産業上の使用者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	千代田鋼鉄工業株式会社
162	調査対象貨物の産業上の使用者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	POSCO JAPAN PC株式会社
163	調査対象貨物の産業上の使用者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	堺鋼板工業株式会社
164	調査対象貨物の産業上の使用者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	関包スチール株式会社
165	令和7年10月29日付け大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査への協力依頼についての回答	日本製鉄株式会社
166	令和7年10月29日付け大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査への協力依頼についての回答	株式会社中山製鋼所
167	令和7年10月29日付け大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査への協力依頼についての回答	JFEスチール株式会社
168	令和7年10月29日付け大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査への協力依頼についての回答	JFE鋼板株式会社
169	令和7年12月8日付け「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」のための追加質問状等の送付についての回答	POSCO Co., LTD.
170	令和7年12月8日付け「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」のための追加質問状等の送付についての回答	KG Dongbu Steel Co., Ltd.
171	令和7年12月8日付け「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」のための追加質問状等の送付についての回答	湖南華菱漣源鋼鐵有限公司
172	令和7年12月8日付け「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」のための追加質問状等の送付についての回答	GSジャパン株式会社
173	令和7年12月8日付け「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」のための追加質問状等の送付についての回答	株式会社暁星ジャパン

番号	標目	提出者
203	「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」 のための追加質問状等の送付について及び回答	日本製鉄株式会社
204	「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」 のための追加質問状等の送付について及び回答	日鉄鋼板株式会社
205	「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」 のための追加質問状等の送付について及び回答	株式会社神戸製鋼所
206	「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」 のための追加質問状等の送付について及び回答	株式会社ヨドコウ
207	令和8年1月29日付け「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の 課税に関する調査」のための追加質問状等の送付についての回答	鞍钢股份有限公司
208	令和8年2月6日付け「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課 税に関する調査」のための追加質問状等の送付についての回答	湖南華菱漣源鋼鐵有限公司
209	証拠の提出（8/27）	申請者
210	証拠の提出（9/19）	申請者
211	意見の表明	POSCO Co., LTD.
212	意見の表明	申請者
213	証拠の提出（11/7）	申請者
214	証拠の提出（11/13）	申請者
215	証拠の提出	三和実業株式会社
216	証拠の提出及び意見の表明	中国鉄鋼工業協会
217	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する現地調査結果報告書及び提出資料	POSCO Co., LTD.
218	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する現地調査結果報告書及び提出資料	KG Dongbu Steel Co., Ltd.
219	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する現地調査結果報告書及び提出資料	鞍钢股份有限公司
220	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する現地調査結果報告書及び提出資料	湖南華菱漣源鋼鐵有限公司
221	調査対象貨物の本邦生産者に対する現地調査結果報告書及び提出資料	日本製鉄株式会社
222	調査対象貨物の本邦生産者に対する現地調査結果報告書及び提出資料	ヨドコウ株式会社
223	調査対象貨物の代替国に対する現地調査結果報告書及び提出資料	【代替国企業】
224	確認票回答書（開示版）に対する「秘密として取り扱うことを求める旨の適切性についての意見」について	申請者
225	「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」 の確認票回答書（開示版）に対する「秘密として取り扱うことを求める旨の適切性についての意見」に係る意 見（回答）	KG Dongbu Steel Co., Ltd.
226	「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」 の確認票回答書（開示版）に対する「秘密として取り扱うことを求める旨の適切性についての意見」に係る意 見（回答）	POSCO Co., LTD.
227	「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」 の確認票回答書（開示版）に対する「秘密として取り扱うことを求める旨の適切性についての意見」に係る意 見（回答）	POSCO JAPAN PC株式会社
228	「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」 の確認票回答書（開示版）に対する「秘密として取り扱うことを求める旨の適切性についての意見」に係る意 見（回答）	鞍钢股份有限公司
229	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答	GS Global Corp.
230	「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」 のための追加質問状等及び調査当局からの指摘事項に対する回答	NS-Siam United Steel Co., Ltd.
231	「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」 のための追加質問状等	KG Dongbu Steel Co., Ltd.

番号	標目	提出者
232	「大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税に関する調査」 のための追加質問状等	POSCO Co., LTD.
233	調査当局が収集及び分析した関係証拠	調査当局